



Bulletin
of the Yamanashi Prefectural Museum
vol.13 2019

Study of <i>Hasetsukabe</i> clan in Ancient Yamanashi district by the earthenware with characters written in chinese ink	Shinji Ebinuma	1
Modification of Craft Technique to Keep Traditional Festival: A Case of Making Okoya (Decorations for Dosojin Festival) in Yonegura, Yatsushiro-cho, Fuefuki-city	Yoriko Maruo	7
Practices and Problems of Social Education Program for improving children's motivation in Yamanashi Prefectural museum facilities: Through the meeting to exchange views	Michihiro Yamamoto	21
Diary of the <i>Soukaisyo</i> (The Manegement Records of the <i>Juichiya</i> Noguchi Family) in March, 1795	Kenji Nakano, Shinji Ebinuma, Shigeo Obata, Seiji Kaneko, Daisuke Kamei, Kana Kobayashi, Fumie Miyazawa, Michihiro Yamamoto	(35) 58
The actual status of <i>Kougin</i> use and reason for existence in 19th century Kai Province: A Basic Study of <i>Kosyu-Sanpou</i>	Kenji Nakano	(17) 76
The British inspection of Noritsugu Hayakawa, the founder of the Japanese subway from 1914 to 1916	Shigeo Obata	(1) 92

山梨県立博物館研究紀要

第十三集

二〇一九年三月



山梨県立博物館
研究紀要

第13集
2019

Bulletin of the Yamanashi Prefectural Museum

古代甲斐国山梨郡と丈部 ―「丈」字をもつ墨書土器の検討から―	海老沼真治	1
祭りの存続と技術伝承 ―笛吹市八代町米倉のオコヤ作り―	丸尾 依子	7
山梨県内博物館施設における子ども向けイベントの取り組みと課題 ―ミュージアム甲斐ネットワーク意見交換会でみてきたもの―	山本 倫弘	21
《資料紹介》 「寛政七年三月 会所日記」 (山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち)	中野 賢治 海老沼真治 小畑 茂雄 金子 誠司 亀井 大輔 小林 可奈 堀内 亨 宮澤富美恵 山本 倫弘(縦組35)	58
一九世紀甲斐国における甲銀の使用実態と存在意義 ―甲州三法に関する基礎的考察―	中野 賢治(縦組17)	76
「地下鉄の父」早川徳次の滞英中の動向	小畑 茂雄(縦組1)	92



山梨県立博物館

研究紀要

第13集

2019

Bulletin of the Yamanashi Prefectural Museum



図版 1 「地下鉄の父」早川徳次が渡英時に使用した海外旅券（個人蔵）



図版2 イギリスからの最後の手紙に収められたハムステッド・ヒースの放牧風景（個人蔵）

古代甲斐国山梨郡と丈部

—「丈」字をもつ墨書土器の検討から—

海老沼 真 治

はじめに

甲斐国における古代氏族・部民については、磯貝正義氏によって文献史料をもとにした検討が行われ⁽¹⁾、大隅清陽氏によって関連する文献・文字資料の整理と、想定される部民の所在地など、基礎的な情報が提示された⁽²⁾。また末木健氏は県内の墨書土器に見える氏族を集成し、氏族の分布や地域間の関係等を考察している⁽³⁾。出土文字資料に関しては、今後も新たに氏族・部民に関連するものが発見される可能性があり、そうした成果によって、大隅氏・末木氏の知見の補完や、新知見の提示を行い、甲斐国における古代氏族や部民制の展開をさらに詳細にしていくことが課題となろう。

本稿ではその試みのひとつとして、甲斐国の丈部について、新たにその存在の可能性がうかがわれる出土文字資料—具体的には「丈」字をもつ墨書土器—の分析を通して、古代甲斐国における丈部の存在について検討してみたい。

1 甲斐国丈部の概要

現在把握されている古代甲斐国の丈部に関する史料については、以下のように整理されている⁽⁴⁾。

平城宮木簡の一つで、天平宝字八（七六四）年八月の年紀をもつ庸物銭荷札木簡に「・斐』国山梨郡加美郷丈部字万呂六百文」とあり、また『日本三代実録』貞観一八（八七六）年一〇月二二日条に都留郡の百姓として丈部鷹長なる人名が見えることから、山梨郡加美郷および都留郡に丈部が存在したことが確認される。

丈部は杖部・丈使とも書き、「馳せ使う」との語義から、従来、宮中での雑用に使役されたものとするが多かったが、埼玉県稲荷山古墳出土の鉄剣銘にみえる「杖刀人」がその源流である可能性が指摘されたこともあり、近年では、武器を携えて王権に奉仕する軍事的部民としての性格が強調されるようになった。（以下略）

甲斐国における丈部は、山梨郡と都留郡に存在したことが知られる。このうち丈部字万呂が居住していた山梨郡加美郷については、正倉院宝物の白絶金青袋の墨書銘に「甲斐国山梨郡可美里日下マ□□絶一足 和銅七年十月」とあるのが初見であり⁽⁵⁾、郷（里）内に日下部も置かれていたことが知られている。その後の所見となるのが、前述の天平宝字八年の荷札木簡⁽⁶⁾である。つまり8世紀段階において、加美郷には丈部・日下部というふたつの部民の存在を確認することができる。日下部については、笛吹市一宮町の大原遺跡出土の墨書土器の中に、「日下」と書かれたものが多数出土している。同遺跡は山梨郡玉井郷の中心的な地域と推定されており、玉井郷は日下部に系譜をもつ人々がその中核となっていたことをうかがわせる⁽⁷⁾。

次に加美郷の郷域については、旧八幡村・日下部町（現山梨市）を中心として、一部は旧松里村（現甲

州市)や旧牧丘町(現山梨市)方面にも及んでいたと推定されている⁽⁸⁾。加美郷における中心的な地域としては、平安時代の遺跡になるが、日下部遺跡(山梨市小原東)が知られており、同遺跡出土の墨書土器の中に、文部に関連すると考えられる「文国」が含まれていることを、末木氏が指摘している。

2 文部に関連する墨書土器

まずは日下部遺跡の「文国」について、改めて検討したい。本遺跡は、笛吹川左岸に形成された扇状地(笛吹川・重川・日川複合扇状地)の扇央部南面傾斜地上に立地する⁽⁹⁾。付近には七日子遺跡(山梨市七日市場)・江曾原遺跡(山梨市江曾原)など、同時期の平安時代集落遺跡が展開しており、日下部遺跡周辺地域＝山梨郡加美郷が、平安時代に発展を見せていたことがうかがわれる。出土品は墨書・刻書土器のほか、鉸具、銚帯金具(巡方・丸柄)、刀子、土錘、鉄製紡錘車などがある。墨書・刻書土器は第1～4次調査で計64点出土しており、大半は10世紀代で、一部9世紀代のものが含まれている。ほとんどは1文字の墨書であるが、2文字を記したものが少なくとも4点確認できる(「八九」「柄井」「文国」「上口(忍カ)」)。

「文国」墨書土器は、同遺跡の第3・4次調査において、1号住居から出土した甲斐型坏の体外に、横位で記されたものである。口径12.2、高さ4.5cmを測り、暗文は無く、底部のヘラ削りが施されている。また口縁部は外反・玉縁化していることなどの形状から、甲斐型VI期・10世紀前半頃のものと考えられる⁽¹⁰⁾。

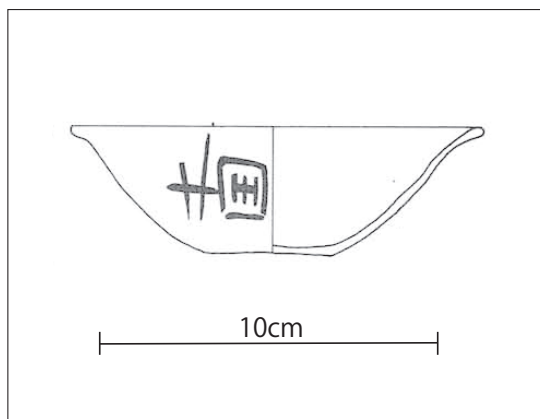


図1 「文国」墨書土器実測図(報告書より転載)

墨書の判読は、報告書では「上国」を第一候補としつつも、他の可能性を考慮して「口国」としていたが、『山梨県史 資料編3』において「文国」と判読されるようになった。墨書の字形を見ても「上」より「文」の方が近いと考えられよう。また筆致からは、文字を書くことにあまり習熟していない人物が書いたものという印象を受ける。

末木氏は墨書「文国」を「文(部)国(人名)」を示すものとの想定し、文部関連の墨書土器として提示した⁽¹¹⁾。筆者もこの指摘は以下の理由から首肯できるものとする。



写真1-1 「文国」墨書土器(山梨市教育委員会蔵)



写真1-2 「文国」墨書土器(墨書部分拡大)

平川南氏は古代私印の表記方法について、四文字私印の印文「○○私印」には、「ウジと名の頭文字」で2文字を示すことが一般的であると指摘している⁽¹²⁾。あくまでも私印の記載様式に関してのことではあるが、この指摘を「丈国」に援用すると、「丈部国○」という人名の略記と想定することは十分にできよう⁽¹³⁾。

山梨郡加美郷の丈部は、前述のとおりこれまで8世紀中葉の資料でその存在が確認されていた。これに加え、9世紀以降に加美郷の中心的地域であったと推定される日下部遺跡から「丈」字を伴う墨書が確認されたことにより、加美郷周辺に丈部が継続して存在していたと考えることができよう。

この「丈国」の記載方法に類似した墨書土器を、近年の出土事例の中で確認することができた。甲州市后畑西遺跡で出土した「丈主カ」墨書土器である。

后畑西遺跡は、「和歌刻書土器」が出土したケカチ遺跡の東に隣接する遺跡で、重川とその支流塩川に挟まれた南北に細長い段丘上に立地している⁽¹⁴⁾。周辺には平安時代の集落遺跡が展開し、奈良・平安時代の竪穴建物はこの付近だけでも100軒以上確認されている。この地域は古代山梨郡於曽郷に属していたと推定され、現在も「上於曽」「下於曽」の地名が残っている。またケカチ遺跡では市内最大級の規模となる一辺約8mに及ぶ竪穴建物が検出されており、出土遺物の様相なども考慮すると、ケカチ遺跡周辺は於曽郷を代表する有力豪族の拠点であった可能性が指摘される⁽¹⁵⁾。隣接する后畑西遺跡も、同様の性格を有するものと考えられよう。

同遺跡からは墨書土器が69点出土しており、その年代は8世紀後半～10世紀前半が中心となっている。2文字の墨書は「丈主カ」を含め4点確認できる（「戸舎」「麦（麥）石カ」「石林」）⁽¹⁶⁾。「丈主カ」墨書土器が出土した竪穴建物遺構（SI39）は、東西5.0mと規模は比較的大きく、報告書で紹介された出土遺物19点のうち、墨書土器は2点で、判読可能なものは「丈主カ」1点のみである。口径13.4cm、高さ2.1cmの甲斐型皿の底部外面に墨書が横書きで施されている。土器内面に暗文は無く、外面底部に手持ちへう削りが施される形態から、甲斐型Ⅴ期・9世紀後半頃のものと考えられる。筆致は日下部遺跡の「丈国」と比べると、幾分文字を書くことに慣れた人物の筆とみられる。

墨痕はやや薄いものの、文字の判読は可能であり、「丈」字は間違いなからう。「主」字については、報告書の実測図によると、「王」の縦画の上が突き抜けるように示されているものの（図2）、資料を実見する限り、字形としては「主」が最も近いと考えられる（写真2-2）。

この墨書を「丈主」と判読した場合、前述の「丈国」と同じように人名の略記と見るならば、「丈部主○」という名前を想定することができよう。ただし、横書きは墨書土器としては異例であるうえ、「丈主」は左から右に読むことと

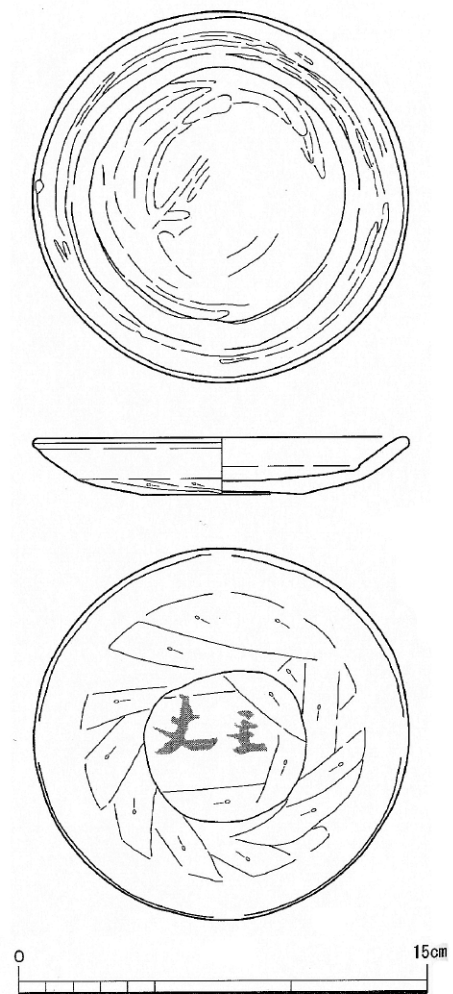


図2 「丈主カ」墨書土器実測図（報告書より転載）

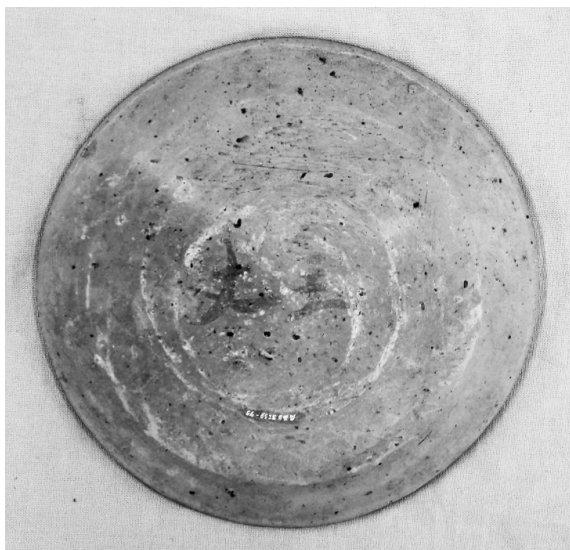


写真 2-1 「丈主カ」墨書土器(甲州市教育委員会蔵)



写真 2-2 「丈主カ」墨書土器(墨書部分拡大)

なり、当時の書き方としては違和感がある。右から左に「主丈」と読む方が自然であろう⁽¹⁷⁾。ただしこの場合でも、例えば「(戸) 主丈 (部)」といった意味を想定することはできよう⁽¹⁸⁾。この想定が許されるならば、「丈主」「主丈」いずれの読みであっても、丈部の存在を示す墨書土器ということになり、山梨郡では加美郷に加え、后畑西遺跡が所在する於曽郷にも丈部が存在していた可能性を指摘することができる。

3 山梨郡と丈部

末木氏の論考では、山梨郡における丈部関係の墨書土器として、日下部遺跡「丈国」に加え、金山遺跡(笛吹市一宮町)出土の「丈」墨書土器を採り上げている。金山遺跡は甲斐国分寺の寺域内に含まれる可能性のある地に所在し、墨書土器には国分寺に関連する文字も確認することができる。郷としては、林部または井上郷に所属するものと考えられる。これに后畑西遺跡の「丈主カ」を加えると、山梨郡における丈部関係の墨書土器は3例となり、郷としては加美郷(日下部遺跡)、林部または井上郷(金山遺跡)、於曽郷(后畑西遺跡)が比定される。

また、山梨郡全体の氏族関係文字資料の出土状況としては、林部・玉井・井上・石禾郷付近の遺跡からの出土がほとんどであり、それ以外には日下部遺跡があげられるのみであった⁽¹⁹⁾。つまり、氏族関係の墨書土器は郡南部に偏在していたことになる。これらの地域には甲斐国分寺・尼寺など国の中核となる施設が集まっていたと考えられ、奈良・平安時代遺跡の密度が高く、墨書土器の出土も多い地域であったために、こうした傾向が生じたものといえよう。そのような出土状況のなかで、日下部遺跡と后畑西遺跡において、ともに「丈」字を含む土器が確認されたことは、同郡周縁部における氏族関係文字資料の出土事例として、少なからぬ意義を有するものといえるのではないか。以下、加美・於曽両郷と丈部の関わりについて考えてみたい。

まず両墨書土器の共通点として、「丈国」＝日下部遺跡＝加美郷の中心的集落、「丈主カ」＝后畑西遺跡＝ケカチ遺跡と合わせて於曽郷の中心的集落と、郷の中心と想定される遺跡から出土している点があげられる。現時点では1点ずつの出土であり、過大な評価はできないものの、両郷の運営主体の中に丈部が存在していた可能性を考えることができよう。

次に加美・於曾両郷の共通点として、その所在地の性格をあげたい。『和名抄』では山梨郡10郷を2つに分け、東寄りの5郷（於曾・能呂・林部・井上・玉井）を「東郡」、西寄りの5郷（石禾・表門・山梨・加美・大野）を「西郡」としているが、現在想定されている郷配置によると、於曾・加美両郷は、東西両郡のそれぞれ最北部に位置している点を指摘することができる（図3）。

丈部を示す可能性を有する墨書土器が、山梨東西両郡の最北部の郷に所在する遺跡から出土したことにはいかなる意味があるのか。現時点では明確な答えを導き出すことは難しい。ただし、両郷とも他

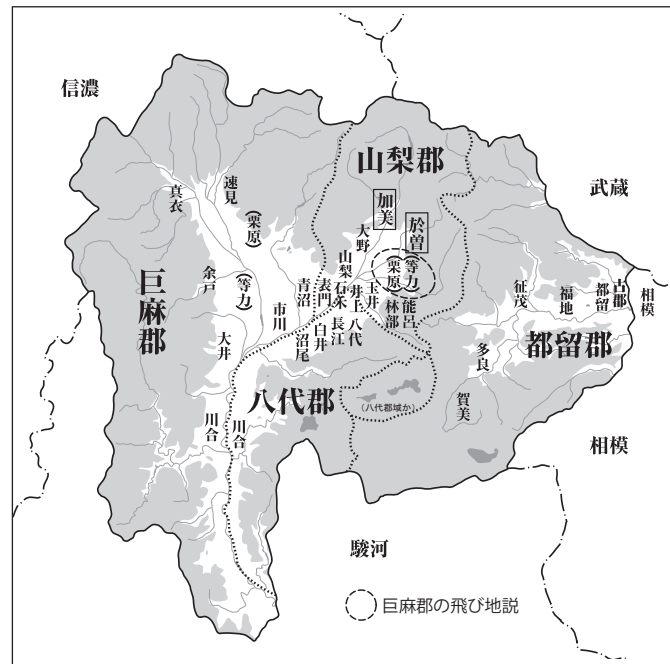


図3 甲斐国郡郷配置図

国へ通じる古道の沿線にあったことは注目できよう。『甲斐国志』巻一提要では、「本州九筋ヨリ他州へ達スル道路九条」として、古代に遡る9本の交通路をあげているが、このうち雁坂口（秩父往還）は加美郷を通して武蔵国秩父郡へ、萩原口（青梅街道）は於曾郷を通して同国多摩郡へと通じている。大化前代においては都留郡域が相武国造に属していたという先行研究の知見に従えば⁽²⁰⁾、両郷は甲斐国北東方面の国境に最も近い地域であったといえよう。先に引用した丈部の「軍事的部民」という性格と、このような両郷の立地を考慮すると、山梨郡の丈部は郡の北部にあって国境の警備などの役割を担っていた可能性を考えることができるのではないかと考えることができるのではないか。無論、9～10世紀の墨書土器をもって部の設置に言及することは無理があるが、加美郷の丈部については8世紀の所見もあるので、想定しうる内容として示しておきたい。

おわりに

以上簡単ではあるが、古代山梨郡における丈部について、先行研究の成果と近年の出土文字資料に依拠しつつ、検討を加えてきた。新たな資料として採り上げた后畑西遺跡「丈主カ」については、その解釈や評価を十分に検証する必要があると、本稿がそのたたき台になればと思う。また山梨郡における丈部の所在地については、同郡の氏族関係出土文字資料が郡南部に集中しているのに対し、加美郷（日下部遺跡「丈国」）・於曾郷（后畑西遺跡「丈主カ」）という、郡の最北部に位置する郷で所見が認められることを指摘した。その意義については、現時点では推測に推測を重ねるような見解しか提示できなかったが、山梨郡の丈部を特徴づける点になるのではないかと考えている。もとより考古学については門外漢であり、資料の見方等で見当違いの内容を述べているかもしれない。また山梨郡内でもう1点の「丈」字をもつ墨書土器（金山遺跡）については、十分に検討することができなかった。これらの点は大方の批判を仰ぐとともに、今後の課題としたい。

註

- (1) 磯貝正義「甲斐の古代氏族について」(『甲斐史学—丸山国雄会長還暦記念特集号—』1965年10月)。
- (2) 大隅清陽「ヤマト政権と甲斐」(同著『古代甲斐国の交通と社会』六一書房、2018年3月。初出2004年)。
- (3) 末木健「甲斐国古代氏族と墨書土器」(『甲斐』第109号、2005年11月)。
- (4) 大隅前掲註(2)論考(p21)。なお、本文中に付されたふりがな、註番号は省略した。
- (5) 『山梨県史 資料編 3 原始・古代 3』(山梨県、2001年2月) 38-1号。
- (6) 『山梨県史 資料編 3 原始・古代 3』(前掲) 37-6号。
- (7) 大隅前掲註(2)論考。
- (8) 原正人「郡郷の成立」(『山梨県史 通史編 1 原始・古代』、山梨県、2004年3月)。
- (9) 日下部遺跡の概要については、『日下部—日下部遺跡発掘調査報告—』(山梨市教育委員会、1987年3月)、『山梨県史 資料編 1 原始・古代 1』(山梨県、1998年3月)による。
- (10) 甲斐型土器の編年については、『山梨県史 資料編 2 原始・古代 2』(山梨県、1999年3月)による。
- (11) 末木前掲註(3)論考。
- (12) 平川南「長野県内出土・伝世の古代印の再検討」(同著『律令国郡里制の実像 下』吉川弘文館、2014年5月。初出2002年)。
- (13) 平川前掲註(12)論考では、茨城県那珂郡大宮町(現常陸大宮市)の小野遺跡出土の銅印「丈永私印」について、同地方において丈部姓が多く分布していたことなどから、「丈永」は「丈部永〇」の略記と指摘している。
- (14) 后畑西遺跡・ケカチ遺跡については、甲州市文化財調査報告書第26集『后畑西・ケカチ遺跡』(甲州市・甲州市教育委員会・昭和測量株式会社、2017年12月)による。
- (15) 入江俊行「ケカチ遺跡の概要」(山梨県立博物館『文字が語る 古代甲斐国』展示図録、2018年10月)。
- (16) 前掲註(14)文献。また古代甲斐国研究会第151回研究会(2019年1月30日開催)における、泉英樹氏発表資料による。
- (17) 前掲註(16)研究会において示唆を得た。研究会参加各位に御礼申し上げる。
- (18) 后畑西遺跡では、「戸舎」や「戸」と記した墨書土器も出土しており、於曾郷内の戸主に関わるものと想定される。前掲註(16)研究会において示唆を得た。
- (19) 末木前掲註(3)論考の第2表「甲斐国古代氏族関係墨書土器等一覧」による。
- (20) 先駆的な論考として、磯貝正義「七世紀以前の甲斐と大月」(『大月市史 通史編』大月市、1978年12月)があげられる。

【付記】

資料の写真掲載にあたっては、甲州市教育委員会・山梨市教育委員会の御高配を賜った。また本稿は、企画展『文字が語る 古代甲斐国』(会期：平成30年10月13日~12月3日)開催準備のための資料調査において着想を得たものである。同展開催にご協力をいただいた皆様に改めて感謝申し上げます。

(山梨県立博物館)

祭りの存続と技術伝承

— 笛吹市八代町米倉のオコヤ作り —

丸 尾 依 子

はじめに

平成17年（2005）、山梨県立博物館の開館時企画展「どうそじん・ワンダーワールド—やまなしの道祖神祭り—」では、県内12地区の方々に依頼し、道祖神祭りの飾り物を展示した。本来屋外で飾られる神木や小屋を館内に展示するため、素材や固定方法など変更せざるを得ない部分も多くあった。当時製作していただいた飾り物のうち保存が可能なものについては、山梨県内の道祖神祭礼関連資料として収蔵した。また、平成25年（2013）には山梨県で国民文化祭が開催され、再び展示をする機会を得た。

さて、製作から13年を経た平成30年（2018）の11月、当時の展示協力地区のひとつである米倉区（笛吹市八代町）から1件の相談をいただいた。地域にオコヤ（お小屋）製作技術の保有者が減り、今後の伝承を見据えた製作方法の改変を検討している、ついでには博物館に保存されている米倉のオコヤの寸法や製作方法などを確認させてほしい、とのことであった。オコヤ調査を快諾するとともに、製作技術の改変状況を記録すべく平成31年の当該地区の道祖神祭りの調査を実施した。

本稿では、平成31年（2019）の米倉区の道祖神祭りの報告として、主としてオコヤ製作技術の変化について記述する。

1. 米倉地区道祖神祭り

①. 米倉地区の概況

米倉区は、山梨県のほぼ中央に位置する笛吹市八代町（旧東八代郡八代町）の南部にある。集落は浅川右岸に形成されており、集落の北から北西3km程の位置には笛吹川が流れる。米倉の地名は官米を保管した倉廩があったことが由来しているという。また、かつての集落は浅川左岸にあったが、大谷沢川と浅川の氾濫により右岸に移転したと伝えられている。

集落は浅川扇状地の扇央

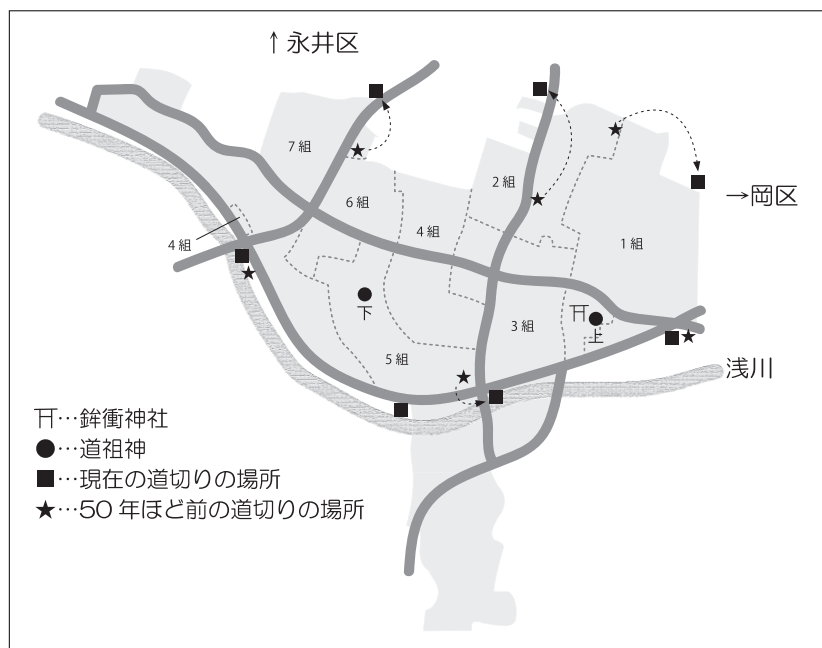


図1 米倉区概略図

部から扇端部にかけて展開する。そのために水利には乏しく、明治40年（1907）に米倉水道が完成するまでは、集落内に浅川の水を引き入れた堰と浅川対岸のクモンメの清水と集落内の井戸の2か所を利用してきた。浅川に水源を得る米倉水道が完成してからは、水路が集落内を縦横に設けられたこともあって生活用水に不自由することはなくなった。

戸数は、平成30年12月末において268戸である（註1）。明治5年（1872）には109戸、昭和45年（1970）には129戸であったというから（註2）戸数は増加傾向にある。生業は、江戸時代の宝暦10年（1760）の記録によれば稲・麦作を中心とし、雑穀、煙草、木綿、胡麻などの作物の栽培や養蚕が行われていた。明治以降は養蚕が主生業になったが、昭和30年代から果樹栽培への転換が進み、昭和45年（1970）には果樹農家が最多となった（註3）。現在も果樹農家が多く、浅川左岸の丘陵にはモモやスモモなどの果樹畑が広がる。

集落内の区分は、上村・中村・下村・南村・北村という5つの呼称が便宜的に用いられ、さらに上組と下組に分かれていた。昭和30から40年代になるとこれが再編成され、集落内を1組から7組までの7組に分け、区内の連絡や行事の分担もこの単位で行われるようになり、現在に至る。

氏神である銚衝神社は式内社・梓衝神社に比定され、仁徳天皇4年4月の勧請と伝えられる。武田家に縁の深い社として崇敬され、特に米倉家の氏神としてたびたび修繕が加えられたという。境内には上組道祖神、蚕影山、稲荷、天神、阿夫利神社を祀るほか、人形芝居の舞台と用具保存庫を備える。米倉区には、人形芝居の頭42点と衣装や用具一式、三番叟の人形3体が伝来する（註4）。伝承は一時中断していたが、現在は米倉人形芝居三番叟保存会によって保存継承活動が行われており、毎年11月3日の秋の例大祭において人形三番叟の上演が行われている（註5）。

なお、米倉区の略図は図1を、銚衝神社境内略図は図2を参照されたい。

②. 平成31年の米倉区道祖神祭り

さて、米倉区では毎年1月14日に道祖神祭りが行われる。山梨県内では1月14日やその前後の土日に道祖神祭りが行われることが多く、米倉区の周辺でも盛んに行われている。集落内の道祖神場あるいは適当な広場に稲藁などを用いて神殿となるオコヤをつくり、それを燃やしてドンドンヤキを行うことが主な行事内容である。また、ドンドンヤキの火でダンゴをあぶって健康祈願をしたり、火に習字を投げ入れたりして文字の上達を願う習俗も一般的である。米倉区は、氏神の銚衝神社境内に祀られた上組の道祖神を区全体で祀る。祭りでは境内にオコヤを建て、それを燃やしてドンドンヤキを行う。

米倉地区の道祖神祭りは毎年1月14日と決められており、平成31年も変更はなかった。祭場は銚衝神社境内である。運営は米倉区の7つの

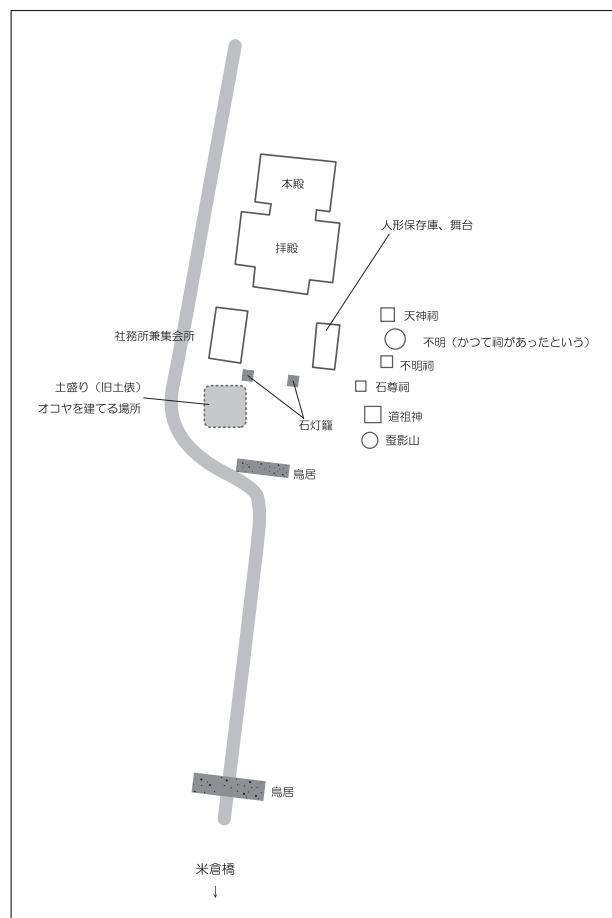


図2 銚衝神社境内略図

組が年交代で実施しており、平成31年は1組が当番であった。祭礼全体は米倉区長が、オコヤ作りは当番組の組長が指揮を執る。道祖神祭りの準備において、オコヤ作りは最も重要かつ人手と技術を要し、作業のほとんどがオコヤ作りにあてられる。

平成31年の祭りのタイムスケジュールは、次の通りである。

1月14日

- 午前8時～ 当番組は鉾衝神社境内集合、オコヤ作り開始
- 11時30分頃 米倉地区の境界7か所にオシンメイを下げる
- 午後0時 当番組全員で昼食休憩、昼食の配膳は組の女性が行う
- 1時 オコヤ作り再開
太鼓の指導と練習
- 2時30分 オコヤ完成
オタマシイ（お魂、御神体を指す）をオコヤに納めた後に解散・休憩
- 4時30分頃 触れ太鼓の担当者たちは集合
軽トラックに載せた太鼓を叩きながら集落内を回り、祭礼の実施を告げる
- 5時 当番組は鉾衝神社境内に再集合
全員で夕食、投光器などの準備
- 6時30分頃 米倉地区の住民が集まり始める
- 6時50分頃 オタマシイを台座上に戻す
- 7時 区長がオコヤに点火
道祖神祭り開始
- 8時 道祖神祭り終了
消防団による火の始末

1月15日

- 午後1時 当番組は集合
灰などの後始末

③. オコヤづくりの実際

材料の調達と設置場所

米倉区のオコヤは、竹、藁、茅、縄、檜枝を主な材料とする。特徴的な屋根はオタイコと呼ばれる。オコヤの全体像と各部分の名称については図3に示した。材料に用いる竹は集落内で採取している。藁はかつて麦藁を使用したというが現在は稲藁である。米倉地区で稲作を行う家がないため、昭和町内の農家から購入している。平成31年は70把を購入した。茅は集落脇を流れる浅川の河川敷から採取する。縄は購入品である。材料は当番組が準備することが原則となっており、準備の日程も各組に任されている。

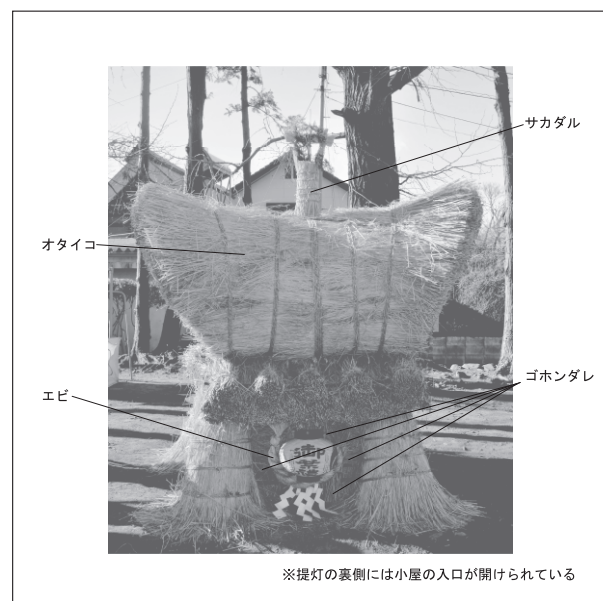


図3 オコヤの各部分の名称

平成31年当番組の1組の場合、茅は年末のうちに刈り取ったものが使用された。オコヤを建てるのは鉾衝神社境内の社殿に向かって左側であり、それと向かい合うように道祖神が祀られている（図2）（写真1）。オコヤを建てる場所にはかつて土俵があり、毎年11月3日の秋季例大祭で相撲が行われていたが、絶えて60年ほどになる。土俵の盛土がすっかり流失してしまったため、平成31年に新たに土を盛り直した。盛土は円形ではなく方形になされた。

オコヤ作り

オコヤは、小屋本体の部分とオタイコ（屋根）、ゴホンダレなどの装飾の3グループに分けて製作され、最後に各パーツを合体させて完成する。以下にそれぞれの製作方法を概説する。

ゴホンダレ・エビ・サカダル

装飾は、小屋の入り口部分を縁取る簾状のゴホンダレと、同じく入口に吊り下げられるエビ（海老）と呼ばれる注連縄、屋根の上に挿すサカダル（酒樽）の3つである。

ゴホンダレは、50cmほどの長さの割竹に稲藁を巻き付けるように編み込んで作る（写真2-1、2-2）。藁は事前に選ってハカマを除き、1本ずつ竹に取り付けていく。節の位置が揃っているものが美しいとされているため、編み方自体はさほど難しくもないものの、技術の習得は一朝一夕のことではない。ゴホンダレは4本作る。

エビも稲藁で作る（写真3）。ハカマを取り除いた藁を縛って作り、編んだ後に根元側を平らに切り落とす。穂先側は先細りになるように縛う。全体は海老のように曲げ、両端に細く縛った縄を結び付けてオコヤの入口に掛けられるようにする。

サカダルも稲藁製である。藁束を円筒状に縛ってから、角樽の形になるように上部の両端を残した中央部分と下部を刈り落とす。残した部分に短い藁束を挟み込んで持ち手とし、動かないように縛る。酒樽には紙垂を付けた櫓を挿しておく。

オタイコ

大きく特徴的な屋根は、その形からオタイコ（お太鼓）と呼ばれる。茅を中心に、その周りと表面に稲藁が用いられている。形状はほぼ円筒形であるが、正面から見た際に左右両端が反り上がり、側面は下に向かって窄まった形状が美しいとされる。基本的なオタイコの製作は、茅を芯にしてその周



写真1 上組道祖神



写真2-1 ゴホンダレを作る



写真2-2 ゴホンダレの完成品



写真3 エビを作る



写真4 藁の上に茅を乗せる

辺に稲藁を置き、縄で縛って円筒形に形作り（写真4、5）、さらに両端を斜めに刈り込んで作る。稲藁は根元の部分を外側（オタイコの両端）に向け、穂を中心に向ける。内側に細かい穂を、外側に太い根元を向けることで、両端の反り上がりやボリューム感が生み出される。オタイコの表面には、ハカマを取り除き選った藁を用いて美しく整える。また、オタイコを縛った縄は内側に寄ってしまいがちであるため、縄の横には割竹の楔が打たれる。

オタイコ作りは、製作者の技術と全員の協力体制を最も必要とする。オコヤの出来の良し悪しは両端の反り上がりや下窄まりの具合で評価されることも多いため、縄の締め具合も重要である。緩すぎれば外れて藁がバラバラになってしまい、きつく締めすぎれば縄が中央に寄ってしまって外側の藁が脱落してしまう。また、藁が締まりすぎれば小屋本体とオタイコを固定するための竹が刺さらなくなる恐れもある。近年は、稲の品種や機械刈りであることも影響し、長い稲藁が入手しづらくなったという。オタイコ作りの難易度はより高くなっていると言える。

小屋本体

小屋本体は、旧土俵の盛土の上に立てられる。地面に直接骨組みの丸竹を50cmほど打ち込んで固定する。骨組み6本のうち、2本はオタイコを差し込んで固定するために長く残し、上部を斜めに切ってオタイコが刺さりやすくする（写真6、9）。これをヤリという。骨組みの間に稲藁と竹で壁を作った後、丸竹の周りに藁を縛り付けて柱とする。壁の取り付けには屋根葺き用具の屋根針が用いられる。壁は藁を竹で挟み、縄を用いて藁に竹を縫い止めるように縛り付けていくのだが、この時、藁の間に縄を通すのに屋根針が適しているという（写真7）。屋根針は、かつて屋根葺きを家業としたK家から提供されている。なお、現在の米倉区には屋根葺きを生業とする者はいない。オコヤの正面には、簾状のゴホンダレを左・右・下・上の順に取り付けた後（写真8）、刈込鉋を用いて柱や壁の藁を適切な高さに刈込む（写真9）。壁とほぼ同様の技法で屋根を作り、小屋の前後に載せて固定すれば小屋本体は完成となる（写真10）。

オコヤの完成とオタマシイ遷し

最後に、オタイコを小屋本体の上に載せる。直径1mを超えるオタイコは重く、現在ではフォークリフトを使用して移



写真5 茅を芯にした藁束を縛り円筒形に形作る



写真6 竹の上部を斜めに切る



写真7 屋根針を用いて竹を藁に縫い留める



写真8 入口に取り付けられたゴホンダレ



写真9 刈り込まれた小屋

動と設置を行っている（写真11）。重機を導入したとはいえ、設置の際には前後左右の位置を確認したり、落ちないように抑えたりしながら慎重に行うため総がかりである。オタイコが無事に載れば、屋根にサカダルを挿し、入口にエビと提灯を飾って完成となる。

オコヤの完成後、道祖神のオタマシイを小屋の中に移す（写真12-1、12-2）。米倉の道祖神の御神体は複数のやや小ぶりな丸石である。ここから形が丸く美しい12個を選び出し、オコヤの中に納める。12個は12カ月（1年）を表すという。納める際には全員が道祖神とオコヤの間に向かい合わせに一直線に並び、「ヨーイ、ヨイ」の掛け声とともに手渡しで御神体をオコヤに送る。オコヤの正面に立ち、中に御神体を納めるのは区長の役割である。

道切り

オコヤの製作が佳境に差し掛かるころ、道切りも行われる。道祖神がムラの安全を守るとの認識から、道祖神祭りの日には米倉区の入口にあたる場所のうち7か所にオシンメイを下げている。平成31年は年長者の指導のもと、3名の組員によって道切りが行われた。オシンメイが下げられた場所は、図1を参照されたい。このオシンメイは1年間そのまま掛けておく（写真13）。

触れ太鼓

集落内に祭りの開始を知らせるのは太鼓の音である。太鼓は鉾衝神社境内の人形保存庫にしまわれており、オコヤ作りの時に取り出す。夕方5時頃、太鼓を軽トラックの荷台に載せ、それを叩きながら集落内を一周する。太鼓は1つの太鼓を2名で叩き、叩き方も決まっている。太鼓の指導と練習は、オコヤ作りの間に行われた（写真14）。

太鼓の音色は「ドン・ドン・ドンドリッコ、ドン・ドン・ドンドリッコ…」と表現される。その音色を図化したものが図4である。太鼓1は強弱をつけて叩き、このリズムが呼び太鼓の音色を形づくる。太鼓2は1に比べると弱く、同じ強さで一定の速さを保ちながら叩き続ける。

太鼓の指導は、協力員会（後述）が「ドン・ドン・ドンドリッコ…」と言いながらバチをもって太鼓を叩き、指導する当番組の者にも同じようにやらせながらその都度指導を挟むというやり方である。交代を挟みながら4人に対して指導が行われた。

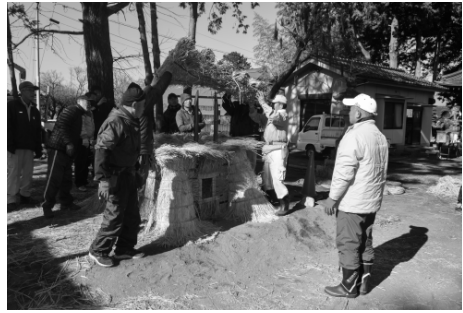


写真10 前後の屋根を載せる



写真11 フォークリフトを用いたオタイコの設置



写真12-1 オタマシイの移動



写真12-2 オタマシイを手渡しする



写真13 集落境界に掛けられたオシンメイ

音色表現	ドン		ドン		ドンドリッコ				ドン		ドン		ドンドリッコ			
太鼓1	○	・	○	・	○	・	・	・	○	・	○	・	○	・	・	・
太鼓2	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

※「○」は強く、「・」はやや弱く叩く

図4 太鼓の音

道祖神祭り

道祖神祭りは日没後で、オコヤへの点火は午後7時と決められている。午後6時30分頃になると米倉区内の人々がダンゴや正月飾りを手に境内に集まってくる。正月飾りはオコヤの後ろ側に設置された袋に納める。この飾りはドンドンヤキの時に当番組の人々が火の中に投げ込んでいく。ダンゴは、アルミホイルに包んだものを針金に吊るし、竹竿に付けたものを持ってくる人が多い。煤が付かないようにとか、焼く時に熱くないように工夫されている。

鉾衝神社の拝殿前には人形芝居の人形のうち、三番叟に用いる3体が飾られる（写真15）。米倉の道祖神祭りにおいて人形芝居が行われていたかは明らかではないが、隣接する岡区では小正月の道祖神祭りに三番叟が奉納されていたことから、米倉でも人形三番叟を行っていた可能性が考えられる。

日没後のオコヤには、提灯にロウソクを入れて灯りが灯されている（写真16）。午後6時50分頃になると、区長をと当番組の人々はオコヤ前に並び参拝した後、オコヤと道祖神との間に一列に並び、御神体の丸石を納めた時と同様に「ヨーイ、ヨイ」と声掛けしながら取り出し、道祖神の台座に戻していく（写真17）。区長は最もオコヤに近い場所に立ち、小屋から石を取り出す。道祖神側に立つ人は決められていない。全ての御神体に戻された後、区長がオコヤに点火する（写真18）。点火後は、オタイコが転げ落ちないように押さえたり、まんべんなく燃えるよう藁塊を崩したりするため、当番組の6人程が長い竹を持ってドンドンヤキの周辺に立つ。また、正月飾りを火の中に投げ込む（写真19）。火の回りには消防団も控えている。火が弱まれば、集まった人々はダンゴを焼き始める。焼き終わった人から家路につき、当番組は投光器や人形などの片づけを行う。火の始末は消防団が行い、放水して完全に消火する。残った灰は、翌日当番組が廃棄する。



写真14 太鼓の指導



写真15 飾られた人形



写真16 夜のオコヤ



写真17 御神体を取り出す

2. 米倉地区道祖神祭りの製作技術とその変容

①. 組毎に異なる製作技術

組毎に年交代制で作られるオコヤは、その製作技術も組毎に伝承されてきた。今回の調査で確認できた内容として、1組と2組のオタイコの製作技法の違いを記しておきたい。組がオコヤ作り担うことになったのは昭和40年代以降であることから、技法の違いは遅くともここ50年程の間に生じたものである。

1組のオタイコは図5のように作られる。まず、地面に4本ほど丸竹を並べる。これはオタイコの藁束を地面から持ち上げ、下部にオタイコを締め上げる縄を通すためである。並べた竹の上に藁を載せ、さらに茅を載せて形作っていくが、高く積むほどに藁は崩れやすくなる。そこで、オタイコの両側面を計8本の丸竹で押さえるとともに、必要に応じて竹の上部を縛ることでオタイコの側面が崩れるのを防ぐ。両側面の竹で押さえながら縄で締め、オタイコを成形する。成形後に両端を刈り揃える。

これに対し、2組のオタイコは図6のように作られる。6本の丸竹を2本ずつ組にし、交差させた状態で縛る。これを地面に立て、縛った竹の間に藁と茅を載せて成形していく。オタイコが崩れないよう、竹の上部を縄で縛って押さえる。最後に縄で縛って締め、成形の後に両端を切り揃える。

両組とも竹と縄を用いてオタイコを成形する点は同じであるが、竹の使い方が大きく異なる。

②. 「米倉お小屋づくり保存協力委員会」の発足と技術の継承

米倉地区において「オコヤ作りが難しくなった」との実感があったのは、平成28年（2017）頃からである。平成29年1月のオコヤ作りにおいては、オタイコが真っ二つに割れてしまうという事故も起こった。この時は、日没も近い16時になってようやくオタイコが完成したものの、

設置しようとフォークリフトで持ち上げた時に崩れて割れてしまったのだという。オタイコは最初から作り直すこととなった。事故の直接的な要因は稲藁の重ね方の不具合や縄の締め方が緩かったことであるが、技術伝承の行き詰まりを象徴する出来事として捉えられたとみえ、この直後に協力委員会の正式発足に至っ



写真18 オコヤに点火する



写真19 竹を持つ人と飾りを投げ込む人

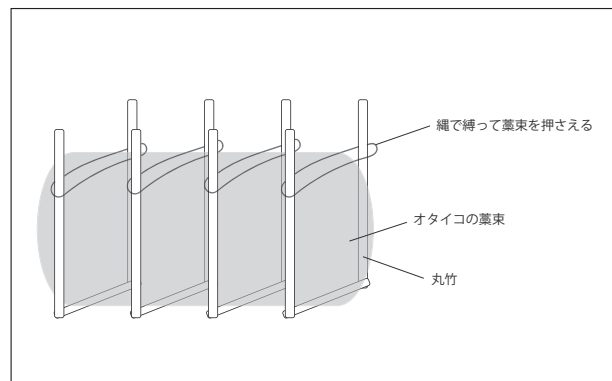


図5 1組のオタイコ製作方法

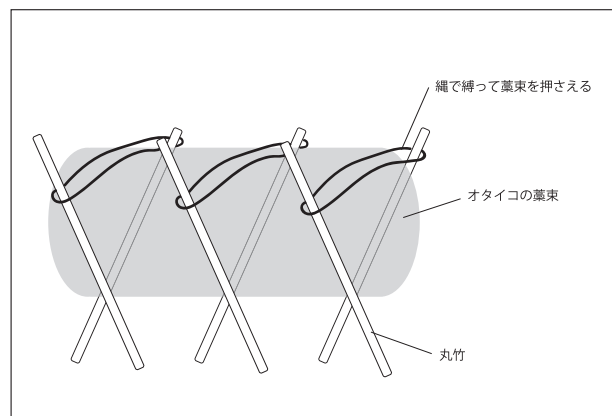


図6 2組のオタイコ製作方法

た。

人員不足や技術伝承の行き詰まりは、製作技術を持った世代が鬼籍に入り世代交代が進んだことが要因であるが、組毎の戸数の差が大きくなったことの影響もある。例えば、1組は米倉区の比較的外側に面しており住宅地の周縁部の農地が宅地化されたために戸数が増加傾向である。一方、区の内側にある組では新築可能な土地が無く、戸数が増えない。1組のように戸数の多い組は30戸ほどの組員を擁するが、少ない組ではその半分ほどしかない。オコヤ作りに参加するのは1軒につき1名のため、戸数が少ない組の場合は時間もかかり技術者も不足してしまう。

農家とその後継者が減ったことも一因と考えられる。オコヤ作りに要する技術は、農家であれば日々の作業で身に着けられるものである。しかし、多くの若手米倉区民にとっては、それらの技術は祭りの為の特別な手業になってしまった。藁や縄を多用するオコヤ作りでは、その取扱いに慣れていない人々が増えれば作業ひとつひとつに時間が掛かる^(註6)。その都度技術指導の必要も生じ、場合によってはやり直しが生じることもある。

オコヤ作りの技術継承問題を解決するため、米倉区では平成29年（2018）4月1日に「米倉地区お小屋づくり保存協力委員会」（以下、協力委員会という）を発足させた。会の目的は、「米倉区に昔より伝承されてきた、道祖神祭典の折に作られる『お小屋』作りの技術を、末代に伝承してゆくことを目指す。」とされている^(註7)。協力委員会は現在5名の会員からなり、オコヤ作りへの助言や協力、技術伝承と研修会などを行う。また、会員となっているのはオコヤ製作技術を持ち、かつ目的に賛同し、区長が依頼した人々である。運営はこの技術者に加え、区の三役を加えた人々が行っている。^(註8)

協力委員会が伝承する技術としては、次の8項目があげられている^(註9)。

- ・太鼓（大屋根）の作り方
- ・お小屋の骨組み 間口の大きさ・袴・屋根
- ・ヘイガシラの縛り方^(註10)
- ・お小屋の門口のワラ細工の作り方^(註11)
- ・酒樽・エビの作り方
- ・注連飾りの切り方
- ・道祖神場の三本の注連飾りの作り方
- ・祭典の仕方

上記のように協力委員会は、その名称では保存の対象を「お小屋作り」と限定しているものの、実態としては道祖神祭り全体の維持継承を視野に入れている。今回の祭りの準備においても、集落の入口7か所に吊るされるオシンメイの作り方や吊るす場所、祭りの開催を集落内に知らせる「触れ太鼓」の叩き方を協力委員会が当番組の人々に教えている姿が見られた。

協力委員会が発足し実際の活動が行われるようになった平成30年（2018）からは、オコヤ作りに協力員が加わって行われるようになり、人員不足の組にとっては作業員の増強にもつながった。平成31年のオコヤ作りを見る限りでは、製作技術の画一化や製作補助具の導入など「経験がなくても作ることができる」ことを目指した製作方法の開発が行われつつあるように見受けられる。

③. 米倉地区道祖神祭りの変容

さて、協力委員会が発足したことにより、米倉区の道祖神祭りにはどのような変化が生じたであろうか。

調査では、近年のようなオコヤの製作技術の伝承危機に限らず、米倉区の道祖神祭りにはこれまでも何回か変化の機会があったことが判明した。そこで、協力員会発足後の変化とともに、今回確認できた過去の変化の内容と時期について、おおむね年代を追って記述しておきたい。

昭和18～19（1943～44）年頃：青年団から区へ、オコヤ作りの担い手の変化

この頃、オコヤ作りがワカモノ（青年団か）から組に替わった。昭和17年（1942）以前、米倉区には上と下の2カ所に道祖神があり、それぞれの道祖神場でオコヤ作りと道祖神祭りが行われていた。両方のオコヤを比べるならば、上の方が立派な作りであったと言われている。戦争で出征する者が増えるにつれ、ワカモノによるオコヤ作りが立ち行かなくなった。そこで、ワカモノに代わって地域に残る年配者がオコヤ作りを担うことになり、同時に上・下を代表して上の道祖神を祀るように変更した。

この時の改変が組に引き継がれたとみられ、遅くとも昭和40年代（1965～74）にはオコヤ作りは組が交代制で行うようになっていた。

昭和25～40年代（1950～74）：ドンドンヤキの灰を用いた^{まじな}呪いの消滅

昭和25年頃までは確実に行われていた習俗に、道祖神祭りの翌朝15日のムシヨケの呪いがある。早朝、ドンドンヤキの灰を取りに行き、それを家の周りに撒くのである。この時、「へびもムカデもどーけどけ」と唱えながら行った。父親に言いつけられて子どもが行うこともあったという。習俗が消滅した時期は明確ではないが、50年ほど前のことではないかという。背景には、オコヤを焼いた後の火の始末を消防団に任せるようになったことの影響があると考えられる。かつては火が完全に消えるまで組の当番の者が夜中まで残って火の始末をしていたが、現在では消防団の立会いのもと水を掛けて消火している。水の掛かった灰は撒くことができないことから、行われなくなったのではないかという。

昭和40年代（1965～74）：オコヤの素材の変化

ワカモノがオコヤ作りを担っていた当時、オコヤの素材には麦藁を使用していた。昭和40年代までのことである。米倉地区の主要生産作物が稲・麦と養蚕から果樹に切り替わり、麦藁を入手できなくなったことがきっかけで麦藁は使用されなくなった。しばらくは稲作を行う農家もあったために稲藁に代えて米倉内で調達していたが、その後区外から購入して用いるように変化していった。稲藁は、はじめ近隣の中道町（現甲府市）や境川村（現笛吹市境川町）から購入していたが、現在は昭和町内の知人を頼って分けてもらっているという。

麦藁から稲藁への変更の影響は大きい。特に、オタイコの制作においては、軽く張りのある麦藁に比べて稲藁は柔らかいため形が作りづらくなったほか、設置の際には重くて人力で担ぎ上げることができなくなった。また、オコヤ作りに先立ち集落内の藁を集め歩く行事も消滅した。

昭和40年代（1965～74）：オタイコの設置方法

麦藁の時代には、オタイコの中央にマダケ（真竹）を挿しておき、それを持って神輿のように担ぎあげ、小屋の上部に持ち上げて設置したという（図6）。稲藁変更直後の設置方法をたどることはできなかったが、その後、機材を使う方法が選択されるようになった。まずショベルカーを利用した時期があり、その後今から10年程前までは農協のフォークリフトを借りていたという。現在は石材業を営む地区在住者から



図6 オタイコの持ち上げ方
（『八代町誌』下巻より作成）

フォークリフトを借用している。

平成28年～31年（2017～2019）：協力員会の発足、製作技術の画一化と製作補助具の導入

昭和時代に起きた変化のなかで大きかったのは、祭りの主体が青年団から区に移ったことだろう。とはいえ、それが製作技術の多様化を生み出したことはあっても、祭りの存続自体に影響を及ぼすことはなかった。オコヤ製作を引き継いだのが青年団の経験者たちであり、米倉で成長する過程で毎年オコヤづくりに参加し、製作技術を身に付けていたからである。ところが、区や組が製作を担うようになると、30から40代以上になって初めてオコヤづくりに参加する人も出てきた。さらに7年に一度の交代制での製作となれば、製作経験を積む機会はさらに少なくなる。そのため、初心者が多くてもオコヤ作りが可能となるよう、製作方法をマニュアル化するとともに補助具を用意するなど、製作をより簡易にすべく改変が加えられることとなった。

協力員会の活動内容の第一にオタイコの製作技術を挙げているのは、これが最も技術と人員を要するからである。製作技術には農作業のなかで用いられてきた技術も散見される。例えば、協力員会の活動内容にも掲げられるヘイガシラとは、オコヤ作りに多用される縄の縛り方の名称である（写真20）。日常的にはブドウの蔓の誘引にも用いられており果樹農家にはなじみの深い縛り方であるが、農業従事者の減少によりヘイガシラを縛ることができる者が減ってしまった。そのために講習会を行いヘイガシラの技術継承も行った。講習会では、ヘイガシラの縛り方を写真やイラストによって示したプリントを配布し、実技講習を行った。

オコヤの骨組みの作り方はいずれの組の場合でもほぼ同じであるが、間口の大きさの規格は曖昧で、オタイコと同様に各組に任されていた。そのため、協力員会が発足するにあたりオコヤの規格と骨組みの作り方を統一することになった。参考にしたのが、平成17年（2005）に製作した博物館収蔵のオコヤであった。通常、オコヤは道祖神祭りで焼いてしまうために残らないが、保存されているオコヤであればサンプルとして計測することができる。しかし計測の結果、展示用オコヤは骨組みの構造上、かなり大きく作られていることが判明した。これは長期保存を見越して鉄パイプで骨組みを組んだためである。調査後、協力員会の話し合いで規格が決定され、毎年のオコヤの規格が揃うよう間口の骨組みを打ち込む位置の地中に管が設置された（写真21）。管は直径15cmほどで、骨組みの打込みの深さに合わせておよそ50cmの長さが埋められているという。これにより、いずれの組が当番であっても間口はほぼ同じ規格で製作できるようになった。間口以外の規格については試行錯誤が続いている。例えば、平成31年は正面の骨組みの間隔を30cm取り、小屋寸法を幅90cm奥行110cmとしたが少々大きすぎたとのことで、次年は25cm間隔で製作することが予定されている。



写真20 ヘイガシラ縛り



写真21 土中に埋められた管と骨組みの丸竹



写真22 オタイコ製作装置

協力員会の発足とともに、最も改変が加えられたのがオタイコの製作方法である。先述のように、オタイコの製作技法は組によって異なっていた。それを、初心者が多かったり人数が少なかったりする組でもある程度美しくかつ容易にオタイコが製作できるよう、技法を統一することになった。そのために用意されたのはオタイコ製作装置である（写真22）。鉄パイプと金属板、ベニヤ板で作られており、鉄パイプはオタイコを地面から持ち上げるとともに重量を支える支柱の役割を、金属板は藁と茅を成形するためのガイドの役割を果たしている。また、ベニヤ板は、最後の仕上げの刈り込みの補助となるよう、オタイコをあらかじめ下窄まりに形づくるために取り付けられている（写真23）。この装置は造園業を営む米倉区民によって考案された。鉄パイプの組み方などを見る限り、構造自体は先述した2組の製作技法に近いものがある。



写真23 装置を用いてオタイコをつくる



写真24 昭和10年代のオコヤと青年団の写真

3. 米倉区のめざすところ

①. 理想のオコヤ

昭和40年代以降平成29年まで、オコヤは各組の独自技法で作られ、完成後のオコヤの講評は米倉区民の愉しみのひとつでもあった。形や大きさ、藁の揃い方など、見栄えよく出来上がる年もそうでない年もあったが、その年のオコヤは祭りに集まる区民に話題を提供した。オコヤの美しさはオタイコと小屋本体のバランスで決まるという。オタイコに比べて小屋本体が大きいのは美しくなく、オコヤ全体で見た時にオタイコが目立ち下窄まりの姿になるのが良いのだという。米倉のオコヤを特徴づけるのはオタイコである。小屋本体をやや小さく作るのが良いとするのは、オタイコが強調されるからだろう。

燃やした時の崩れ方も評価される。多くの年は小屋本体がオタイコの加重に耐え切れず、オタイコは前後のどちらかに転がり落ちそうになる。それを竹竿で支えて危険を回避するのが常である。しかし、うまく燃えればオタイコは下に沈み込むようにして燃え落ち、転がらない。

現在の米倉区には、目指すべき理想のオコヤの形がある。協力員会の会員が持つプリントされた画像には、昭和初期の米倉区上組のオコヤとその製作に携わった青年団員たちが写し出されている（写真24）。オコヤはムギカラでつくられているため全体的にピンと張りがあり、特にオタイコの両端は鋭角に刈り揃えられている。また、幅は現在より狭く、高さがある。写真の存在は、古い事例を知る世代だけでなく、技術伝承を受ける当番組の若い世代にもイメージを伝えるのに役立ち、これまで漠然としていた「美しいオコヤ」や「理想のオコヤ」のイメージが、年齢や経験の有無を問わず統一されることとなった。

米倉のオコヤは、製作主体の変化にともない製作技法が多様化した。素材も生業の変化を受けて変わった。理想の形状に近づけるのは一筋縄ではいかないのは明らかだが、協力員会の人々を中心に、米倉の人々はこの形状を目指すべく伝承活動に取り組み始めた。

②. 祭礼執行に係る費用と材料の負担

オコヤ作りをはじめ、祭礼に必要な費用や材料の購入は主として米倉区の予算から執行されている。道

祖神祭りのための費用が区民から集金されるとか、祭礼時の奉納金が執行費用として用いられるということはない。^(註12) また、オコヤ作りの当番組には助成金として1万円が支給される。用途は定められておらず、材料費のほか制作当日の昼食代に使用されることもある。

オコヤの主材料となる藁は、かつては区内の各戸が用意したものを青年団や組など製作を請け負う者が集めて使用していた。区内に稲・麦作農家がいなくなっからは米倉区外から購入しているが、区が主体となって購入するため当番組が直接調達に関わることはない。一方、竹と茅の調達は当番組が直接行う。竹は区内の竹藪のものを、土地所有者に承諾を得たうえで伐採して使用する。茅は、浅川の河川敷に自生したものを刈り取る。縄の調達も当番組に任せられ、現在は組の予算で購入した縄を使用している。

しかしながら、今後は縄の購入は今後区の予算にしてはどうかとの提案もなされている。農家が多かった頃は余った縄は誰かが持ち帰って使用するので無駄にはならなかったが、今は持ち帰りたいという人も減ってしまった。オコヤ作りの為だけに縄を購入するあれば、区の予算で購入し、余りは次年度や神社の例大祭などに使用していくのが適切ではないかとの考え方である。方針は今後検討されるが、費用負担をはじめ協力員会による技術指導など、オコヤ作りに対する区の関与はより大きくなる傾向にあるといえるだろう。

③. 米倉区の象徴としてのオコヤ作り

これまで記してきたように、米倉区のオコヤ作りは青年団から組へと受け継がれ、今また大きく変わろうとしている。組毎に年交代制をとることはこれまで通りだが、その主たる製作指導を行うのは組の年長者ではなく、組を越えて結成された協力員である。協力員制度は各組に分散する技術者たちを集め、オコヤ作りを当番組に任せきりにしないことで、米倉区全体に技術の浸透を図ろうという試みである。これにより、約50年の間に醸成された組ごとのオコヤの特徴は失われる可能性は高く、組ごとの出来栄の競い合いや、祭りにおける批評も行われ無くなっていくかもしれない。それらも米倉区の「伝統」のひとつには違いないが、より優先すべき米倉区の象徴としてオコヤ作りがあるということなのだろう。

その観点からいえば、協力員会の活動が道祖神祭りの信仰的・精神的な継承よりもオコヤの技術継承に重点を置いている点は注目値する。米倉区にとっては、オコヤを作り続けることこそが区の結衆の証であり、米倉区という地域社会の存続の証なのである。組に分担させていた伝承機能を区の組織内に再編したり、製作器具を導入するといった今回の改変は、祭り行事を核とした地域社会のあり方を持続させるためのひとつの模索であるともいえるだろう。

おわりに

米倉地区に限らず、近年、地域における祭り行事の継承においては、特にその設備や祭具を整えるための技術に変化が生じているように見受けられる。顕著なのは、使用する用具の変化である。木製の祭具の加工に鉋を使用していたところに、ナイフやチェーンソーが見られるようになった。縄の結び方や扱いに不慣れなためか結び方が変わっていたり、結束バンドが多用されるようになった例もある。道具が変われば、可能な細工の内容やその具合も変わるとともに、身体の使い方も変わる可能性がある。また、縄の扱いや結び方は、製作物の見た目にも大きく影響する。道具や素材の選び方・用い方は微細な変化のようにみえるが、その背景には伝承の変化だけでなく生活そのものの変化があることが多い。祭り行事自体は一見変わらずに執行されているように見えても、実情は大きく変化しつつあるのが現在の状況である。地域

行事の後継者不足が叫ばれて久しいが、そのことだけに注目していると、水面下で起こっているこうした変化を見逃してしまうかもしれない。

祭りは、担っている人々の側から見れば、それが行われる数時間のみのものではなく日常と続きのものであり、準備の段階から祭りの一部である。祭りに関わる技術という観点からいえば、むしろ準備段階の方が継承すべきものが多いだろう。米倉地区の事例において、オコヤ製作の転換期を確認し、記録することができたことは幸いであった。これからもこのような変化が各地で起こっていくことが予想されるが、どのような変化が起こったとしても、伝承者自身の思考と選択の結果によって変わっていくものであれば、それに対して外部の者が直接的に口を挟むことはすべきではないだろう。できることは記録を残していくことくらいである。

今後も山梨県内の祭り行事の伝承状況を注視するとともに、祭り行事そのものの実施状況だけではなくその催行にかかわる技術継承にも注目していかなければならない。道祖神祭りをはじめとする地域の「伝統行事」は、もはや生活に密着した祈りではなくなりつつある。そうであればこそ、「伝統」に対する地域の人々の考え方や向き合い方は、技術継承の場にも色濃く表われるのではないだろう。

最後に、今回の調査に快くご協力をいただくとともに、地域の民俗変化に対する一視点をご提供くださった米倉区の皆様に深く感謝を申しあげたい。また、本稿のような執行者の世代交代に対する取り組みの事例の紹介が、祭り行事を継承する方々にとって今後の存続の方策を考える一助となれば幸いである。

註

- 1 笛吹市ホームページに掲載された統計情報。
- 2 『八代町誌』上巻第二編「集落と人口」より。
- 3 『八代町誌』上巻を参照した。宝暦10年の明細帳の記録については、同書第三編「町の歴史」の米倉村の項を参照した。
- 4 笛吹市指定有形民俗文化財
- 5 近隣地区の類似事例として、隣接する岡地区においては道祖神祭りの1月14日において三番叟が行われていたが、平成5年頃から中断している。岡の式三番叟は山梨県指定無形民俗文化財。
- 6 平成31年調査では、縄束からの縄の引き出し方というごく初歩的な内容についての口頭指導も行われた。引き出し方を間違えると縄にねじれが生じて絡まりやすくなるなど支障が出るという。
- 7 「米倉区お小屋作り保存協力委員会」規約より。
- 8 「米倉区お小屋作り保存協力委員会」規約より。なお、協力委員会は米倉区が運営し、会の運営費も米倉区の予算でまかなわれる。運営費には区費や区からの助成金を用いられる。また、これに寄付金も加わる。
- 9 以下の8項目は「米倉区お小屋作り保存協力委員会」規約に明記された伝承対象技術である。
- 10 ヘイガシラとはブドウの枝の誘引などで使用される縛り方である。一般には「男結び」「垣根結び」「俵結び」「いば結び」などの呼称が用いられる。
- 11 ゴホンダレのこと。保存員会員では該当部分の細工の呼称が不明であったため、「ワラ細工」とのみ表記された。呼称を知っていると思しき区員は長期病氣療養中の身となり、確認することも叶わなかったという。
- 12 道祖神祭りに対する奉納金は最近ではほとんど見られないという。米倉区では新年に氏神である鉾衝神社で互礼会が行われており、その際に奉納金を持参する人が多い。道祖神祭りが鉾衝神社境内で行われていることから、神社に対する奉納金と同じ新年の行事である道祖神祭りの奉納を兼ねていると考える人もいるのではないかと、このことである。また、道祖神祭りを鉾衝神社祭礼と同一視していない場合でも、道祖神祭りは区の行事であるとの意識が強いために奉納金の意識が生じていない可能性も考えられる。

主要参考文献

八代町誌編集室 『八代町誌』1975年 八代町
山梨県立博物館『どうそじん・ワンダーワールド AGAIN ―やまなしの道祖神祭り―』2013年

(山梨県立博物館)

山梨県内博物館施設における 子ども向けイベントの取り組みと課題

— ミュージアム甲斐ネットワーク意見交換会でみえてきたもの —

山 本 倫 弘

はじめに

博物館法によると博物館施設には、文化財の収集・保管・研究という役割に加えて、市民の生涯学習、市民間の交流、さらに学校施設などと連携する学習支援機関としての役割がある。同時に所属する自治体からは、その地域の文化を伝える観光面での貢献に大きく期待が寄せられている。

これらの期待を受けながら、各博物館は専門とする分野の調査研究活動だけでなく、その成果を社会に還元する教育普及活動を並行して進め、専門的な内容を分かりやすく来館者に伝えるために、様々な工夫を凝らしている。しかし、その内容を小学生以下の子どもに対してどのように伝えるのか、また、子どもが積極的に利用したいと思えるような施設にするにはどのようにすれば良いのかという点は、全国の博物館に共通する課題である。筆者は、博物館が扱っている内容をその時には全て理解することができなくても、子どもの知的好奇心を刺激し「知る・学ぶ」のきっかけ作りの場になることが、博物館施設の理想的なあり方であると考えている。では、その理想に向かって、どのようにアプローチしていくべきであろうか。その点について、本稿では山梨県内の各博物館の取り組みを概観しながら考えていきたい。

1、「ミュージアム甲斐ネットワーク」の活動と意見交換会

山梨県内には、自然・科学・歴史・芸術などの各分野にわたり、100を超える博物館施設がある。こうした特性を活かし、相互に連携を図ることを目的として、山梨県では平成19年（2007）に山梨県立博物館を事務局とする「ミュージアム甲斐ネットワーク」を立ち上げ、現在112施設が参加している。主な活動として定期的な総会や災害時の緊急対策などの講師を招いての研修会、さらに毎年7月には「夏休み自由研究プロジェクト」と題する夏休みの自由研究のヒントを提供する合同プレゼンを実施している。これらの活動は、山梨県内の各博物館施設間の貴重な交流の場となっている。

例年、講師を招いての研修会を実施しているが、平成30年度は、「はじめに」で述べた問題関心から、初めての取り組みとして「山梨県内博物館施設における子ども向けイベント・展示の取り組みについて」をテーマとする意見交換会を6月21日に実施した。当日は、29施設の関係者によって分野の垣根を越えて各館の子ども向けの取り組みの紹介・課題・今後の対策について、活発な意見交換が行われた。その結果、他館から新しいアイデアを学び、さらに共通の問題意識を共有する貴重な機会となった。そこで以下では、意見交換会の進め方を紹介したうえで、その成果をまとめていきたい。それにより、各博物館施設のサービスの向上や子どもの知的好奇心を刺激し「知る・学ぶ」のきっかけ作りの場という理想に少しでも近づくための今後の活動指針を定めるヒントがみえてくるはずである。

2、意見交換会の進め方

最初に今回の意見交換会の進め方を提示しておきたい。

①事前アンケートの実施と集計

まず事務局から、「ミュージアム甲斐ネットワーク」参加館を対象に事前アンケートをお願いした。その内容は以下の通りである。

《ミュージアム甲斐ネットワークアンケート》

質問1：子どもや親子連れを対象としたイベント・展示などの取り組みを行っていますか？

①はい

②いいえ

質問2：（1の質問に①と答えた方）それは具体的にどのようなものですか？

①体験コーナー（例：工作、読み聞かせ）、②ワークシート、③その他（例：ガイド）

質問3：子ども向けイベントの課題とその対策などを簡単にご記入ください。

質問4：（1の質問に②と答えた方）行っていない理由をご記入ください。

①人手不足、②予算不足、③その他

質問5：その他、今回のテーマに関してのご意見をご自由にご記入ください。

アンケートの結果、23施設から回答（ミュージアム甲斐ネットワーク参加館全体の約20%）があった。その内容を事務局でまとめ、当日の参考資料として配布した（表1）。

【表1】ミュージアム甲斐ネットワーク意見交換会事前アンケートの回答

グループ名	子ども向けイベント	課題
Aグループ（科学系）	学年別ワークシート・クイズラリー。	クイズラリーは館内を走ったりする子どもが増えるので注意が必要。
	実験・工作・サイエンスショーの実施。	本来、中～高学年向けのイベントが、利用者の低年齢化のため、保護者同伴OKという条件で参加可能にすることが必要。
	幼児向けクラフト（キーホルダー、バッジ・エコバック）。	ハンズ・オン型常設展示の老朽化。
	近隣大学のおはなしサークルと連携し、乳幼児～幼児向けの「お楽しみちびっ子広場」を開催。	子どもの安全確保。注意喚起と張り紙で対応。
	外部講師（大学研究者、企業研究者）を招いた特別実験や工作。	人出不足もあり、定員をあまり大きくとれない。
	子ども向けプラネタリウム。	インターネットに慣れていない世代には別の告知方法の検討が必要。
	生き物への餌やり体験。	子どもが興味をもつようにしつつ、主題を伝えられるような内容にすることが必要。
	現地見学会。	
	展示内容を紹介する小映画の上映。	
Bグループ（美術系）	ワークシート（観賞の手がかりになる内容）・クイズ（答えを探すことで作品をじっくり見れる内容）	ワークシートのバリエーションを増やしたい。
	粘土工作・タイルクラフトなどの手作りイベントを毎日開催。	作業スペース、使用道具、費用などの制約のためワークショップのマンネリ化。
	月1度の画家の講師を招いてアートプログラムを開催。	展覧会ごとにその内容に合わせたワークショップをしたい。
	手仕事講座（お絵かき、工作、染め物、朗読会、料理）。	
Cグループ（工芸系）	山梨県の伝統工芸品である貴石を使った工作。	子どものレベルに合わせて複数段階の資料を作りたい。

Dグループ（歴史系1）	ワークシート。	ワークシートのバリエーションを増やしたい。
	クイズラリー。	人員と予算の不足。学習効果の高い体験を増やしたい。
	夏休み工作教室。	博物館と子どもの結びつけ。学校教育との連携。教育的な立場を前提としつつ、子ども本位の立場から魅力的な素材をどのように提供して興味関心を抱かせるか。
	プラネタリウムと星空観察会。	保護と活用のバランス。子どもは文化財の建物内で走り回ったりする。表示や見回りを増やす予定。
	週1度、工作や体験、朗読などのプログラムを実施。	
	子ども茶道教室。	
	七夕子どもまつり（七夕飾りの作成）などの季節ごとのイベント。	
Eグループ（歴史系2）	ワークショップ。	講師探しと謝礼の用意。
	ワークシート。	日程調整。イベントの半分以上が夏休みに集中。親の予定を考慮して土日開催すると他のイベントと重なる。
	俳句・短歌などによる言葉による創作教室。	複数の施設で連携したスタンプラリーを開催。
	校外学習で訪れる中学生を対象としたガイド。クイズとセットで開催。	
	夏休み期間中の自由研究お助け塾。学校に提出できるように仕上げまで指導。	
Fグループ（社寺他系）	小学生絵画コンテストを開催。	コンテストへの応募数が読めない。
	読み聞かせ会、絵本の原画展を開催。	
子どもや親子連れを対象としたイベントをしていない理由	人出不足。	
	大人を対象としている。対象を老若男女と広く設定している。	
	教育旅行団体の受け入れを行っており、その中で子ども向けプログラムを開催。	

※アンケートに回答した施設名は匿名とした。イベントと課題は左右で必ずしも対応していない。

②グループ別意見交換と発表

当日は、参加施設をA科学系、B美術系、C工芸系、D歴史系1、E歴史系2、F社寺他系というように分野別に6グループに分けて意見交換を実施した（表2）。グループ分けには、できるだけ性格が類似する博物館施設が集まるように努めた。各グループでは、「各施設を交流・市民参画・連携する学習支援

【表2】ミュージアム甲斐ネットワーク意見交換会グループ分け

	1	2	3	4	5	6
A	山梨県立科学館	山梨県立富士湧水の里	武田の杜鳥獣センター	生物多様性センター	甲斐黄金村・湯之奥金山博物館	山梨県立考古博物館
B	山梨県立美術館	明野子ども美術館	フジヤマミュージアム	平山郁夫シルクロード美術館		
C	山梨伝統工芸館	印傳博物館	山梨ジュエリーミュージアム	富士博物館		
D	ミュージアム都留	山梨中銀金融資料館	韮崎市民俗資料館	春日居郷土館	山梨県立文学館	
E	根津記念館	山梨近代人物館	韮崎市ふるさと偉人資料館	ボールラッシュ記念館	山梨県立博物館	
F	身延山宝物館	善光寺	武田神社宝物殿	笛吹川フルーツ公園	甲府駅北口まちづくり委員会	

機関として、子どもたちにこれまで以上に活用してもらうための工夫について」をテーマに「各施設の課題」と「問題解決のための工夫」について意見を交換し、続いて記録用紙にまとめ、グループごとに発表を行った（写真1）。



写真1 意見交換会の様子

③全体での意見交換

グループ別発表のたびに「各施設の課題」と「問題解決のための工夫」における各キーワードをホワイトボードに書き上げ、参加施設全体に共通する論点を絞り込んだ（写真2）。グループ別発表終了後、全体での意見交換を行い、テーマに対する問題意識の共有を図った。

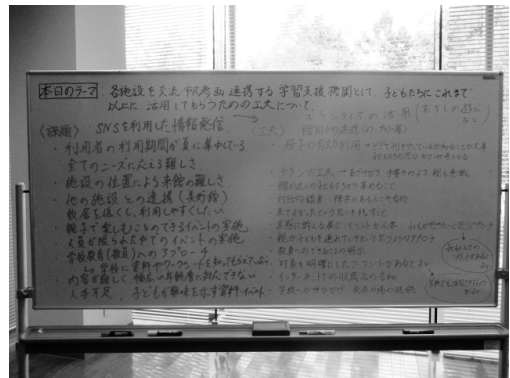


写真2 ホワイトボードに記録された論点

3、グループ別の課題と工夫

グループ別の意見交換では、各分野に共通する課題があり、その対策をめぐって議論が盛り上がっている様子であった。また各施設で使用しているワークシートを見せ合うことでアイデアを交換する場面もみられた。その後、グループごとに発表された課題と工夫は以下の通りである。

Aグループ（科学系）

《課題》

- ・各施設の専門分野の特性を活かした、砂金掘り、実験教室、虫探し、餌やり、工作などのイベントを開催しているが、夏休み期間に参加が集中するために人手不足になりがち。
- ・体験講座では事故がないように安全管理の徹底が必要。

《工夫》

- ・まずは地元の人たちに親しんで来てもらえるようにアピール。
- ・夏休み期間には、自由研究について個別に相談。

Bグループ（美術系）

《課題》

- ・小中学生の無料化や講師を招いての工作教室、親子写生教室などのワークショップを実施。しかし美術館はハードルが高いという意識があるのか、子どもに来てもらうまでが大変。気軽に入れるような雰囲気作りが必要。

《工夫》

- ・保護者の目をひくようなキャッチコピーや写真入りのチラシを作成するなどの工夫が必要。それ以外にもインターネットやマスメディアの活用、小中学校へのチラシの配布を行い、子どもと来る親やシニア層にアピールしていくことが大切。
- ・まずは近くの子どもたち、小中学生に来てもらい、それから地域を広げ来館者の裾野を広げる。また対話型観賞を取り入れることで、子どもたちに楽しい、美術館は堅苦しくないという気持ちになってもらうように工夫していきたい。

Cグループ（工芸系）

《課題》

- ・博物館で大人向けの展示や体験メニューが組まれているが、親の立場で見ると、子どもが興味を持たない博物館には行かない。親にとって子どものためになると思ってもらうことが大切。

《工夫》

- ・歴史や文化の詳細を説明するのではなく、直感に訴えていくことが重要。子どもが直感的に楽しいと思える、またインスタ映えするような体験のメニューを増やす。
- ・親を対象とした体験プログラムに、無料で体験できる子ども用も同時に用意する。
- ・博物館に行くメリットを提供する。例、行けば夏休みの自由研究や工作が終わるなど。

Dグループ（歴史系1）

《課題》

- ・ホームページに子ども向けイベントの開催を掲載し、その様子を紹介しているが、その更新が遅れることがある。
- ・クイズの成果として景品をプレゼントしているが、景品が主な目的になってしまい、学習の側面が弱くなっている可能性がある。
- ・小学生を対象とした各種企画・ワークシートを用意しているが、ネタ切れや人員不足といった問題を抱えている。

《工夫》

- ・教員に博物館にどのような資料があるのかを伝える。
- ・教員が学校に持ち帰って使用できたり、子どもが友人に紹介したくなるようなワークシートを作成。
- ・小学校何年生向きというように対象年齢を絞って企画することで利用拡充を目指す。
- ・学校教育との連携を強化するために、教員と密に連絡をとることが大切。
- ・ホームページの更新の頻度を増やし、繰り返し行って見たいくなるように博物館の情報を提供。

Eグループ（歴史系2）

《課題》

- ・文化財の保護と活用のバランス。子どもが館内を走り回ったり、文化財に登ったりすること。

- ・小学校高学年など適齢期の子どもがあまり呼べない。
- ・人手不足のため、子どものことまで手が回らない。

《工夫》

- ・子どもたちが走り回らないように表示や見回りを増やす。
- ・個々の館で完結するのではなく、複数の館でネットワークを作り周遊できるようなスタンプラリーなどのイベントを開催してみてもいい？
- ・見学に来てもらった学校に、博物館でわかったことなどの内容を模造紙に書いてもらい展示する。
- ・ただ「勉強する」ではなく「自由研究を仕上げる」までやるイベントを開催し、来館のメリットを用意する。

Fグループ（社寺他系）

《課題》

- ・校外学習で子どもが来るが、人出不足のため十分に対応できないことがある。
- ・信玄カルタなど楽しんで学べるようなイベントを開催。学習と遊びのバランスが大切。
- ・フルーツ公園では果物を出すイベントを毎月1回実施しているが、条例による規制のため制限がある。

《工夫》

- ・対応しきれない部分は簡単な説明を作って配布。
- ・子どもが興味をもつような場所づくり。モノ作り体験など。
- ・SNSによる発信。

4、全体での意見交換のまとめ

グループ別発表によって、課題や工夫に多くの共通点があること、一方で各館の事情による独自の課題があること、今後、実践をしていくべきアイデアなどを確認することができた。続いて実施した全体での意見交換の内容をもとに、今回の意見交換会参加施設が考える「各施設を交流・市民参画・連携する学習支援機関として、子どもたちにこれまで以上に活用してもらうための工夫」のまとめとそれに対する私見を述べていきたい。

①「博物館＝敷居が高い」というイメージからの脱却

子どもに利用しやすい環境づくりの前提となるのが、「博物館＝難しい」といった敷居の高いイメージを払拭し、子どもが利用しやすい環境を作ることである。そのためには、複数の博物館施設が連携した景品つきのスタンプラリーやクイズなどの共同企画イベントの開催を通じて親しみやすい雰囲気を作っていくことが大切になる。

②親子で楽しみながら学べるイベントの実施

①の目標を確実に実現させるには、実際に子どもを連れてくることが多い保護者に訴えかけることが重

要になる。それには、保護者が子どもに体験させたい、あるいは子どもがおもしろそう、やってみたいと思うようなイベントを企画することが求められる。具体的には、保護者を対象としたものであれば、夏休みの自由研究などの手助けなど、親子の駆け込み寺になるようなイベントが一例として考えられる。

なお、ミュージアム甲斐ネットワークでは、「夏休み自由研究プロジェクト」と題して、毎年7月に各参加館が夏休み自由研究のヒントを提供する合同プレゼンだけでなく、自由研究の進め方に関する質問に、県内の博物館が返答をする「夏休み何でも質問箱」も同時に開催している⁽¹⁾。合同プレゼンには毎年大勢の参加者が集まるものの、1日のみの開催であり、夏休み期間中に受け付けている「夏休み何でも質問箱」の問い合わせは多いとはいえない。その点を補うために、各施設は、夏休み期間中には自由研究相談のイベントをさらに意識して実施すべきなのかもしれない。

一方で、子どもを対象とするものであれば、直感的に楽しい、おもしろいと思えるような魅力的なイベントや展示方法を模索していく努力も必要であろう。今回、その実践例として、美術系施設から「対話型鑑賞（VTS=Visual Thinking Strategies）」の有効性の紹介があった。「対話型鑑賞」とは、1980年代に子ども向けに開発された美術の鑑賞法で、作品の意味や技法、作者に関することなど、美術の知識をもとにして作品に向かい合うのではなく、作品を観た時の感想や、そこから想像されることなどをもとにして、グループで話し合いながら見ていく方法である⁽²⁾。美術の知識を介さずに作品を楽しむ体験を他人と共有することを通して、創造力や自分で考える力を育てること、自分の考えを話す力や他人の話を聴く力といったコミュニケーション能力を育てることを目的としている。この方法が、美術系以外の施設でどれだけ有効であるのかは未知数ではあるものの、知識を前提としないで好奇心に訴えかけようとするスタンスは、今後見習い活用していくべきであろう。このように親子に博物館を利用してもらうには、保護者と子どもの両方にとってメリットを感じ、思い出に残るようなイベントを企画することが重要である。

③学校教育（教員）との連携の強化

博物館の社会教育事業の一環として博学連携の重要性は言うまでもない。ところが今回の意見交換会の結果、各博物館にどのような資料があるのか、何を学べるのか、どのような体験ができるのかという点が、必ずしも教員に伝わっているとは限らないことが明らかになった。その対応策として、次のような意見があった。

（１）博物館の利用方法を学校側に提案

山梨県立博物館では、学校向けに「博物館活用事例集」という手引きを毎年作成し、見学の手続き・見どころ・ワークシートの事例紹介・貸出教材のメニュー紹介と手続き方法・出前授業のメニューなどを紹介している。また出前授業の終了後、学習の成果としてレポートを提出してもらおうと、児童生徒を「子ども学芸員」に認定し、認定証と常設展無料招待状（家族分）を、学校を通して渡すという「子ども学芸員事業」を実施している⁽³⁾。このような「博物館活用事例集」をミュージアム甲斐ネットワーク参加館が用意することにより、教員がより利用しやすくなることが期待される。

（２）博物館近くの学校との連携

しかし（１）のように「博物館活用事例集」を用意したとしても、来館までの交通の問題などから、な

かなか全ての学校に利用してもらうことは難しい。まずは博物館から最寄りの学校に働きかけていくことが現実的であろう⁽⁴⁾。例えば、小学校の社会科などの郷土学習のために利用するのであれば、最寄りの郷土資料館が最適と考えられるからである。そして、生徒が興味関心を持ったことに対し、より学習を深めるために、教員が他の博物館を生徒に勧めるという流れを生み出すことができれば理想的である。その実現のためにも、県内のどこにどのような博物館があり、何を学べるのかを教員に「博物館活用事例集」やインターネットのホームページを通じて、さらに広めていく努力が必要となる。

④博物館ボランティアの活用

子ども向けイベントの実施には、その企画や運営に多くの人員が必要になる。しかし、博物館スタッフは他の業務に追われ、イベントのみに集中することはなかなか難しい。さらに子どもの利用期間は、夏休みに集中する傾向がある。

そのような状況の対応策として、博物館ボランティア（＝協力員）を募集し、イベントを含めた博物館運営の手助けをしてもらうことが有効である。博物館ボランティア制度は、現在では多くの博物館で採用され、その運営を大きく支えている。さらに近年では博物館ボランティアは、単なるイベント運営の協力のみに留まらず、博物館にとって極めて重要な役割を担っていることが全国各地で報告されている⁽⁵⁾。

その1つが、博物館側がボランティアの方から学ぶことが想像以上に多い点である。例えば、筆者の場合、年配のボランティアの方から、昔の生活の様子、子育て経験を活かした子どもとの上手な接し方、さらに社会人経験に基づく運営のアイデアなど様々なことを学ぶ機会が多い。このように、若い博物館スタッフにとって大変貴重な存在になっている。

もう1つは、博物館と地域社会の仲介役を担っている点である。ボランティアの方の地元の様々な情報を提供してもらうことで、博物館は地域の文化財に関する情報や要望を知ることができる。また地域の方も知り合いがボランティアとして博物館にすることで、博物館をより身近なものに感じられる効果も少なからず期待できるであろう。このことは、先述の「博物館＝敷居が高い」というイメージを変えていくことにつながる。

一方で、博物館ボランティアには課題もある。まずはボランティアの活動が、やりがいを感じられるような魅力的なものでなければ、ボランティアは集まらない。またボランティアを組織するための仕組みも不可欠である。なぜなら、いつ、どのイベントに誰が参加できるのかというシフトを編成できなければ、人員不足という問題の根本的な解決策にはならないからである。また実際に活動をするには、一定の研修も必要であろう。したがって、博物館ボランティア制度もまたすぐに採用できる対応策ではなく、段階を踏みながら整えていくべきものといえよう。

以上、全体での意見交換の内容をもとに、各施設を交流・市民参画・連携する学習支援機関として、子どもたちにこれまで以上に活用してもらうための工夫と課題をまとめてきた。子どもたちに親しんでもらえるように、イベントやワークシートなどを工夫することは、これまで多くの施設で実践してきたことであり、今後も改良しながら続けていくべき取り組みである。

一方で、今回の意見交換会の最大の収穫は、いかに子どもたちの周辺に働きかけていくのかという点の重要性を改めて確認できた点である。子どもは、家庭や学校、地域などの育った環境の影響を大きく受けることから、周囲の大人、すなわち保護者や学校の教員たちが、子どもたちを連れていきたいという気持

になるような博物館づくりが大切になる。その実現は、博物館の外部に継続的に働きかけていく必要があるため容易ではないものの、そのヒントとして今回の全体での意見交換の内容が参考になるであろう。こうした取り組みを続けることによって、自己完結する孤立した博物館ではなく、周辺の地域社会のなかで、親しまれ、利用される博物館へと成長していくことにつながっていくと思われる。

5、意見交換会の反応

今回の意見交換会後のアンケートでは、次のような意見や感想があった。

(1) 今回の問題設定と意見交換会を評価

①「子どもを対象とした企画は、「その地域の人間」としてのアイデンティティを作り出すことにつながる。非常に重要な課題である。自館では意見が広がらないため、こうした機会を利用して、幅広く柔軟な企画を創出したい。」

②「実際に行われたイベントや資料等の提示がわかりやすく具体的なイメージがわきやすかった。他館の意見・問題点などがよく分かった。自分の立場を客観的に捉える機会にもなり、参考になる意見がたくさんあってよかった。」

③「様々な条件下において、どのようなことを行い、どういった結果や課題を生まれたかを知った。自館にフィードバックしたい。」

なぜ博物館施設で子どもを対象とした企画を実施するのかという、今回の意見交換会のテーマに対する根本的な問いかけについて、①の感想は「『その地域の人間』としてアイデンティティを作り出すことにつながる」という言葉で端的に説明をしている。地域の歴史や文化を学ぶことは、防災対策や地域活性化など、その地域で生活していくためのベストな方法にたどりつく近道である⁽⁶⁾。そのためにも、子どもたちが地域の歴史と文化を学ぶスタート地点であり、学習拠点の役割をもつ博物館は、より多くの子どもたちに関心を持ってもらえるような企画や工夫を考えていく必要がある。そのアイデアを広げるための機会として、今回の意見交換会は、①、②、③の感想のように、概ね好意的に受け止めていただけたようである。

(2) 一般化することの難しさ

一方で、今回の意見交換会に対する批判も寄せられた。

「各館違う特徴があるので、一般的な議論ばかりでは上滑りするだけ。」

ミュージアム甲斐ネットワークは112の博物館施設で構成されており、テーマ・方針・施設の規模・公立or私立・指定管理者制度導入の有無など、それぞれ事情が異なる。その点についての配慮が不十分のまま、今回の全体討論を進めたため、その内容が一部の施設関係者からみて、非現実的なものであったと思われる。その結果が、このアンケートの感想であろう。同時に、このことは今回の意見交換会の内容が、全ての博物館で、すぐに実践できるものではなく、一般化することの難しさを示している。とはいえ、今回の意見交換会で紹介された様々なアイデアのうち、始めやすいものから実践し、今後のサービス向上につながっていくことを期待したい。

おわりに

本稿では、平成30年6月21日に開催したミュージアム甲斐ネットワーク意見交換会の議論をもとに、山梨県内博物館施設における子ども向けイベントの課題について概観し、今後、これまで以上に多くの子どもたちに博物館施設を利用してもらうための工夫とその方向性を模索してきた。そこからみえてきたのは、子どもが楽しみながら学べるようなワークシートの改良や工作教室などのイベントを企画するなどの努力を今後も続けていく必要があること、同時に子どもの周囲にいる大人たちに向けて、親子で楽しんで利用できるという認識をもってもらえるように働きかけていくことの重要性である。

そこで、より多くの保護者たちに子ども連れで博物館を利用してもらうために、すぐに実践可能な改善方法を考えてみたとき、次の2点が挙げられるであろう。

①実際にイベントに参加をしてもらった親子を対象としたアンケートの実施。

改善点や要望などを確認しながら、その内容や進め方を修正。実際に参加した親子の意見は、今後の改善に向けての貴重な資料になると思われる。

②博物館ボランティアの方などから、子どもが楽しんで学べるようなアイデアを募る。

ボランティアを含めた博物館関係者には、子育てなど様々な経験に基づいた数多くの引き出しを持っていることが多い。例えば、山梨県立博物館では平成29年(2017)の企画展「甲府徳川家一六代将軍家宣を生んだ知られざる名門」に合わせて、徳川家宣の人生が学べる「家宣すごろく」を展示交流員のアイデアで作成し、「寺子屋ひろば」という子ども向けの体験型ミニイベントで開催したところ好評であった(写真3)⁽⁷⁾。このように企画展と連動した子ども向けイベントを用意することで、企画展を親子で楽しめるようにすることが、今後目指すべき目標ではないだろうか。



写真3 家宣すごろく

これらの改善方法は、今回の意見交換会で議論した「各施設を交流・市民参画・連携する学習支援機関として、子どもたちにこれまで以上に活用してもらうための工夫」のごく一部でしかない。しかし、まずはできることから各施設で少しずつ取り組んでいくことが何よりも大切であろう。本稿をささやかな問題提起として受け止めていただければ幸いである。そして、今後もミュージアム甲斐ネットワークを通じて、参加施設が相互に連携しながら成長していけるように、活動を続けていきたい。

最後に文末ではあるが、今回の意見交換会の開催にあたって、貴重な時間を割いて、ご協力、ご出席いただいたミュージアム甲斐ネットワーク参加施設の皆様に厚くお礼申し上げたい。

- (1) 例えば、登山中にスナック菓子の袋が膨らんだことに注目した小学生が、その研究の進め方について山梨県立科学館の職員が返答するというもの。
- (2) 「対話型観賞」については、アメリカ・アレナス著、福のり子訳『なぜ、これがアートなの?』(淡交社、1988)などを参照。
- (3) 今後、「子ども学芸員事業」制度を継続していくにあたっては、その実施方法の学習効果の検証を行うとともに、必要

な改善を加えていきたい。

- (4) 平成31年(2019)1月12日にリニューアルオープンした南アルプス市立美術館では、中学校の連携活動の取り組みとして、企画展「ピカソ展」(会期は1月12日～2月11日)に合わせて、市内の櫛形中学・若草中学・八田中学の美術部・創作部の部員が来館者に展示作品を解説する「アートレクチャー」を初開催している(『山梨日日新聞』2019年2月3日朝刊)。こうした取り組みが県内で今後増加していくことを期待したい。
- (5) 谷口榮「博物館・資料館とボランティア」、森田喜久男「学芸員の情報発信」(『歴史評論』822号、2018)などを参照。
- (6) 近年では、地域活性化のために、従来のように外部から新しいものを持ってくるのではなく、むしろその地域に根ざした料理や年中行事などの独自の文化を取り上げて外部にアピールしていくことが成功につながっている事例が多い。富士吉田市の「吉田のうどん」もその代表例といえる。
- (7) 山梨県立博物館の展示交流員とは、展示の解説、入館者の受付、チケット販売、展示資料の監視などを担当する非常勤嘱託職員である。「寺子屋ひろば」の企画運営も担当している。

(山梨県立博物館)

藤兵衛

久右衛門

忠藏

幸助

平右衛門

(合点)
弥兵衛

弁助

伝十郎

清兵衛

権八

七郎兵衛

喜平治

半六

八郎右衛門

喜右衛門

庄三郎

七左衛門

御下金

御会所

(付紙)

〔六月十五日、此ノ名前書御渡被下候

鈴木弥四郎殿

柚原木秀五郎殿

塩沢利兵衛殿

磯崎又右衛門殿

〕

伝十郎、御会所御月番柳町之口上願、一、同十五日御月番八日町之上納筋願趣、御聞済之旨被仰渡候、其節小普請方四人、藏宿引請候様被仰渡候、一、同十七日上納之儀、願之通御聞済ニ付、為御礼伝十郎・元七、当御会所へ御礼ニ上ル

一、利足窺、二月二日御会所へ書付上ル、一、上納金之儀ニ付、二月十四日元七・

御本文之金子七両、私奉拝借、右御方様江御用立申候、御定通無相違、元利共急度可奉上納候、以上

五
卯四月

御蔵札差

拝借人

元七

御下金

御会所

右之通相違無御座候、以上

御蔵札差

行事

平八

月番

魚町

友右衛門

乍恐書付を以奉申上候

一、此度見越御用立方之儀、御書付を以被 仰付候通、仲間一同奉畏候、然処当夏御借米後十月高引当御用立金之内取越、是迄御用立置候御方様も間々御座候、右御方様江も、此度見越御用立候而者、二重ニ相成申候間、右取越金御用立置候御方様江者、見越御用立之儀、御断申上可然御儀与奉存候、尤此度見越御用立方御仕法被 仰付候ニ付、以来者取越金御用立之儀、一同御断奉申上候、依之右之段、乍恐書付を以奉申上候、以上

御蔵札差

月番

八日町

忠右衛門

寛政七年卯五月

同

堅近習町

半六

御下金

御会所

(付紙)

一五月二日、仲間之内式人、左之通御納加へ金先達而上納、残り此度相納

申候

一、金五拾両

半六

一、金五拾両

喜平治

百両

御会所金拝借証文之御事

合百両

但文字金也

右者私共惣札旦那方江御用立候ニ付、御会所金御願申上、書面之通只今慥ニ請取奉拝借候処実正ニ御座候、然上者当卯五月御借米渡り之節、金壹両ニ付銀六分宛之利足を加へ、元利共急度御返納可仕候、尤札旦那方御当用証文之儀者」為後日、仲間一同連印を以証文差上申候処、仍如件

寛政七年卯五月二日

(合点) 元七

八兵衛

平八

平兵衛

平左衛門

吉右衛門

(合点) 久米右衛門

忠右衛門

(合点) 友右衛門

幸兵衛

(朱書)
一久右衛門

弁助 一

御意

昨廿三日申渡候書付之趣、御受仕候様被仰渡候

御答

書面之通ニ申上候

(朱書)

一四月廿四日、右願書を上候うへ御請不仕御違背ニ付、久右衛門・弁助、
手かね被仰付、行事共江御預ケ、丁内名主五人組構なし

四月廿六日、御請書上ル、四月廿八日、御呼出し、手かね御免 一

一、廿五日八ツ時より御呼出、八郎兵衛・平兵衛・吉右衛門・平左衛門罷出

御意、昨日申渡候趣、如何与被仰聞候、

御答、被仰渡候趣、何共奉恐入候、私共甚難渋仕、御請途方暮罷在候与申上候、
段々利害之趣得与勘弁いたし、精々被仰聞、兎角引請不申候而者相不成段被仰
付候ニ付、御腰掛江下り一応仲間ニ申聞、明日御請仕へく候段、御町年寄江
申上ル、又御呼出し、御白洲江行事罷出ル、▲

△御立合ニ而、其方共江利害申聞趣致承知、町年寄を以申達候趣、難渋之

所より扱分々趣一段ニ思ふ、罷歸り、相残ル仲間共江得与申聞ケ、明日受
ケを致せ、其趣年寄方迄申出へく被仰渡候

四月廿五日

行司

四人

乍恐書付を以奉申上候

一、当月廿三日、行事并惣代之者共被為御召出、被 仰渡候御書付之趣、仲間
共一同難渋至極奉存候ニ付、不顧恐を、一昨廿四日、御訴詔奉申上候処、昨

廿五日被為御召出、猶亦右之趣達而御請仕候様、被仰付候ニ付、其段仲間共
江為申聞、一同御請仕候、依之乍恐書付を以奉申上候、以上

寛政七年卯四月廿六日

御蔵札差行司

元城屋町

八郎兵衛

同

八日町

平八

同

同町 平兵衛

同

和田平町

平左衛門

同

山田町

吉右衛門

御下金

御会所

借用申金子之事

合七両貳分者

但文字金也

右者此度御番入為入用、書面之通御下金会所其方借請用立給り、慥ニ請取借
用申処実正也、然上者右返金之儀者、当卯十月利足斗、来ル辰年ハ三ケ年賦ニ
相定、利足之儀金壹兩ニ付銀六分ツ、之積を以、辰五月金貳両貳分利足、巳五
月金貳両貳分与利足、午五月金貳両貳分与利足、右割合通三ケ年ニ元利共急度
皆済可申候、其節少茂違妄申入間敷候、為後日証文仍如件

寛政七年卯四月

川井善吉

井戸や

元七江

候、依之向後御惣客様御屋敷へ参上仕候節、途中之儀甚奉恐入候、何卒御威光を以私共御郭内安穩ニ通行仕候様被成下置候様奉願上候、以上

御藏札差
月番

寛政七年卯四月廿二日

藤兵衛

同

久右衛門

御下金

御会所

卯四月廿三日、山手御役所御呼出有之、被仰付候御書付、左之通

当二月御借米渡候節、勘定差引、当冬御切米高之内江見越貸ニ相成候分、去寅十月迄之殘金百俵三兩濟年賦江繕ひ勘定可致候

一、たとへハ式百俵取、春御借米江冬御切米高百俵之内拾五俵見越用立、夏御借米江五俵、同断見越用立可申候、尤見越貸之分、当用証文江書入候筋ニ無之、別証文を以用立可申候

但高之高下、右ニ准し割合用立可申候

一、当夏御借米江之見越貸より用立可申候、心得違無之様、差引勘定入念明白可及対談候

卯四月

小普請并勝手小普請組附者不及其儀、是迄之通と御振有之由、柳町御会所ニて被仰聞候、子十二月十四日ニ記ス

一、廿一日、親規五軒之者之札旦那引請印鑑御組頭様四軒江藤右衛門持参仕候御町年寄江五人之者之印鑑久右衛門持参

御代官様江差上候五人之者之印鑑、御町年寄江上ル、久右衛門持参

乍恐書付を以奉願上候

一、^昨今日廿三日、行事并惣代之者共被為御召出、御書付を以被仰付候趣、仲間一同奉畏候、然処、右ニ付仲間一同不顧恐を御願奉申上度奉存候、何卒格別之御憐愍を以御聞濟被成下置候様奉願上候、右難渋之趣意、乍恐左ニ奉申上候

一、御高式百俵取之御方様、春御借米江冬御切米高百表之内十五俵見越御用立、夏御借米江五俵同断見越御用立可申旨被仰渡、仲間共一同奉畏候

一、当春仕切御殘金之分、去寅十月迄之御殘金百俵三兩濟之御年賦へ繕ひ勘定可仕旨被仰付候所、右御殘金之儀者去寅十月月数も多く、其上御越年御入用旁ニて新タニ出来仕候御儀ニ御座候得共、^者当十月御高之内ニて可奉請取引

当ニ御座候所、被仰付通り去寅十月迄之御殘金へ繕ひ候趣ニ被成下候而者、^(貼紙)一体一手薄之私共、何とも難儀至極仕候、依之不顧恐を奉願上候趣者、当春御殘金之内前書被仰付通、見越御用立^之御割合、春御高を見越御用立可申拾

五俵丈之分、当十月御高ニて一奉受取、相殘之分ハ被仰付通り去寅十月迄之御殘金江繕ひ候様仕度奉願上候、昨日被仰付通り、已来二月御高を見越拾五表御用立候へハ、来春ニ罷成、亦々右拾五表丈之御殘金出来仕候、其御殘金者来辰十月御高ニて御勘定相立候義ニ御座候得共、^{得者}当春御殘金も何卒右ニ応し当十月御高ニて奉受取置と存候、右之趣格別之御賢察を以被為聞召分、御憐愍を以て右願之通被仰付被下置候ハ、難有仕合ニ存候、以上

寛政七年卯四月廿四日

仲間

廿三人連印

御下金

御会所

四月廿四日、山手御役所へ御呼出し、行司三人、惣代二人

乍恐御取扱之御趣意、奉窺候上、願下ケ仕度奉存候、右之趣書付を以申上候様、
被仰付候ニ付、乍恐書付を以御座候、以上

御蔵札差

月番

卯四月廿日

藤兵衛

同

久右衛門

酒依富五郎様御内

御用人中様

小野藤右衛門様へ上ル手紙写

殿様益御機嫌能被遊御座、恐悦至極奉存候、然者此間竹原田屋吉右衛門へ細々
被仰聞候御儀、仲間共一同種々相談仕候得共、乍恐御請難仕奉存候ニ付、御断
奉申上候、右御答之儀、故障之儀御座候ニ付、一兩日延引候段、御高免被遊可
被下候、右之趣可然様御執成被仰上可被下候、以上

四月廿一日

御蔵

札差共

森川新兵衛様之御手紙写

今朝之返事致披見候、然ハ先日我等参上之節、仲間一統ニ挨拶被致候者、廿日
八ツ時迄屋敷迄罷出候由、被申聞候所、大成偽之義被存候、我等支配衆大久保
遠江守江被願候趣ニ付、面談及申度候、最早只今ニ相成中々申出候事引候様成
事ニテハ無御座候、其方ニても先日之挨拶ハ可被致事ニ被存候、左様候ハ、
此上懸引合無御座候事ニ御座候也、此段其方共難参候ハ、何人成共罷越挨拶
可被申聞候、威光ニ恐候など者餘り押付かましき不屈成事どもニ御座候、此
方へ沙汰も願出候而も、相済可申事ニ候哉、一度此方江茂明八ツ時ニ被参与申候

ハ、挨拶可有之事と存候処、無其儀候ハ、先日我等申候儀、甚々法外成之申
分ニ心得、其夜願出候趣ニ心得罷在候、願出候程之儀相済候ても、今更不及候、
此上者是非之面談を相待申居候、被参候事不相成候ハ、見当り次第、我等存
寄ニ取計申上候間、右挨拶早々被申聞候、屋敷沓間ニ而も引請罷在候内、旦那
も同様ニ可有之事ニ候処、威光ニ恐レ候とハ余りばかニ致し候申分ニ被存候、
願出候共少しも難儀いたし不申候、早々返事相待罷在候間、四人之内、先日約
束之通、屋敷迄可罷出候、右之段申入度、如斯ニ御座候、以上

四月廿一日

(付紙)

今廿一日

一、森川新兵衛様ハ仲間共之内ニて参上仕候様今廿一日被仰付候^{ニ付}、一昨日之
御威光ニ奉恐入候ニ付、御懸合之義、御高免被成下候様申上候^{又々}、右御返事
被下仲間一同奉拝見奉恐入候、則右御返事之写

乍恐書付を以奉申上候

一、森川新兵衛様ハ今廿一日御手紙被下、仲間共一同奉拝見、何とも奉恐入候、
則右御手紙写奉入御高覧候、右御文体ニ而ハ御郭内へ罷出候儀、私共仲間一
同奉恐入候、依之御惣客様御屋敷へ参上之儀、御断奉申上度奉存候、乍恐右
之趣書付を以奉申上候

乍恐書付を以奉願上候

一、昨廿一日、森川新兵衛様ハ仲間共之内ニて参上仕候様被仰付候ニ付、先達
而之御威光ニ奉恐入候ニ付、御掛合之儀御高免被成下候様申上候所、又々右
御返書被下、仲間共一同奉拝見、甚奉恐入候〇、^(抹消)甚奉恐入、則右御返書之趣、
写奉入御高覧候」〇右御文体ニテハ御郭内へ罷出候儀、私共仲間一同奉恐入

御下金

御会所

右之通相違無御座候、以上

行司
吉右衛門

月番

久右衛門

覚

一、大嶋左太郎様

一、加藤万兵衛様

一、庵原市左衛門様

一、同伴五郎様

右御方様昨日御当用証文相済申候、以上

卯四月廿一日

久右衛門

藤兵衛

御会所

覚

一、金拾両 富田仁左衛門様(印「合」)

一、金拾五両 桜井喜三郎様(印「合」)
(朱書)
「出入帳合」

右御方様江御用立申候金子御年賦ニ奉拝借度奉存候、以上

御蔵札差月番

永楽屋

卯四月廿一日

久右衛門

同

高原田屋

藤兵衛

御下金

御会所

差上申書付之事

一、此度御普請御入用として金廿五両御会所五ヶ年賦ニ○拝借仕御用立可申
上旨被仰付候ニ付、金拾五両ニ御減少被成下候様奉申上候所、御間済無御座、
右之趣書付を以申上候様無御座被仰付候ニ付、乍恐如此御座候、以上

御蔵札差
月番

高原田屋

藤兵衛

永楽屋

久右衛門

卯四月廿一日

榊原留藏様

御用人中様

今朝者從 殿様御書被成下置、難有奉拝見候、益御機嫌能被遊御座、恐悅至極
奉存候、然者今日中弁助・藤右衛門・久右衛門・与七、右四人之内にて参上仕
候様被仰下、奉畏候へとも、一昨日之御威光ニ奉恐入、願書^(迄力)差上候御儀ニ御
座候へハ、御懸合之儀、何分御高免被成下置候様奉願上候、右之趣可然様被仰
上可被下候奉願上候、以上
(様脱力)

四月廿一日

御蔵

札差共

森川新兵衛様御内

御用人中様

書付を以奉申上候

一、森川新兵衛様御儀ニ付、御願書差上候処、願下ケ仕候様被仰付、奉畏候得共、

免被成下、去冬被仰付候御仕法通、幾々相立候様奉願上候、以上

御藏札差月番

八日町

寛政七年卯四月

久右衛門

同

緑町

藤兵衛

御手紙被下置、奉拝見候、然者殿様先刻被為入候節、被仰聞候御挨拶ニ、仲間共之内兩人御屋敷様へ参上仕候様被仰付、奉畏候得共、惣仲間共先刻之御威光ニ奉恐入罷在候得者、^{何分}参上仕候儀、何分御高免被遊被下置候様、仲間一同奉願上候、右之段宜御取藏被仰上可被下候、以上

四月十九日

御藏宿

仲間共

森川新兵衛様御内

御用人中様

乍恐書付を以奉願上候

一、緑町藤兵衛札旦那森川新兵衛様御儀、若殿様御稽古御物入・御家作御入用并御取続御不足ニ付、金拾両御臨時金御会所方奉拝借、御用立候様先達而被仰付候ニ付、御免被成下候様御断申上候処、今十九日、右御方様、私共仲間会所江被為入、右御断申上候趣意、仲間式拾三人之者共銘々御聞糺可被成旨被仰聞候ニ付、月番久右衛門罷出、右御答之儀、明日迄御延引被下候様申上候、夫方御帰かけニ火鉢を御なげ被成、畳もこげ候程之御儀、何共奉恐入候、其上私共詰合罷有候場所迄御踏込被成、被仰聞候者、会所潰シ候間、不殘立合可申旨被仰聞候ニ付、居合候ものとも不殘罷出候所、御高声ニ而種々御悪口被仰聞候得共、奉恐入一言之御答も不申上候、手代三人之ものとも、会所

へ罷出候儀御差留被仰付候ニ付、外々様御用御差支ニ相成、何共奉恐入候、右体之御儀ニ而ハ、中々以来御懸合之儀奉恐入候、乍恐右之趣御賢察ヲ以被為聞召分、格別之御憐愍を以、右御方様御藏宿仲間一同御高免被成下置候様奉願上候、右願之通被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、以上

寛政七年卯四月十九日

月番

久右衛門

藤兵衛

借用申金子之事

合拾五拾両者

但文字金也

右者此度無拠要用ニ付、書面之通御下金会所方其方借請用立給、慥ニ請取借用申处実正也、然上者返金之儀者、来辰年ハ三ヶ年賦ニ相定、利足之儀者金壹両ニ付壹ヶ月銀六厘^力ツ、之積りを以、当卯月利足斗、来辰二月金壹両式分与利足、同五月金三両与利足、同十月金式分与利足、巳二月金壹両式分与利足、同五月金三両与利足、同^十五月金式分与利足、午二月金壹両式分与利足、同五月金三両与利、同十月金式分与利足、右割合之通元利共急度皆済可申候、其節少も違変申入間敷候、為後日証文仍如件

寛政七年卯四月

桜井喜三郎

藤井屋

八郎兵衛へ

御本文之金子拾五両私奉拝借、右御方様へ御用立申候、御定之通無相違、元利共急度可奉上納候、以上

卯四月

御藏札差

元城屋町

藤井や

拝借人

八郎兵衛

行司

山田町

吉右衛門

月番

八日町

久右衛門

覚

一、金七両 根岸長兵衛様 (印〔合〕)

一、金七両 水野甚左衛門様 (印〔合〕)

一、金七両 嶋田猪十郎様 (印〔合〕)

一、金拾両 野尻吉五郎様 (印〔合〕)

一、金八両 間宮十左衛門様 (印〔合〕)

(朱書)
〔出入帳合〕

右御方様へ御用立申候金子、御年賦ニ奉拝借度奉存候、以上

卯四月十七日

御蔵札差月番

永楽々

久右衛門

同

高原田屋

藤兵衛

御下金

御会所

乍恐以書付御窺奉申上候

一、御高三百俵取之御方様御向高金貳拾貳両貳分之内、百俵三両済之元利残置金御手取金拾八両三分御用立可申処、当春御借米後右之内金拾五両貳分程御用立申候、然ル処当月三日、亦々御雑用差上候様被仰下候節、未右拾八両三分之御証文不被下候ニ付、御証文被下候上ニ而差上可申旨奉申上候

右ニ付御蔵宿御屋敷へ被召寄、被仰聞候者、此度御願被成置候儀御座候ニ付、右御下知御座候迄ハ御証文ハ難被下旨被仰聞、其上御証文相済不申内ハ御雑用御飯米たりとも差上候儀難相成哉否、以書付を奉申上候様被仰聞候、右ハ大切成御会所金奉拝借、御用立候御儀ニ御座候間、御証文奉請取候上ニて御米金差上候様仕度奉存候、乍然前文之通御願之儀御座候ハ、御証文不被下候共拾八両三分迄者御用立可申御儀ニ御座候哉、乍恐私共ニ而難分り奉存候ニ付、御窺奉申上候、以上

寛政七年卯四月

御蔵札差

八日町

久右衛門

同

緑町

藤兵衛

御下金

御会所

乍恐書付を以奉願上候

一、御家人様方之内臨時御入用御座候ニ付、五ヶ年賦ニ金子御用立候様、御取締役御三人様被仰聞候所、去冬八ヶ年賦ニ凡金四拾六両程御用立、其上臨時御入用御手当として金廿両御用立可申旨御請仕候間、右之外御用立候義ハ御免被下候様申上候所、右金子出来不申候ハ、此上之儀ハ私共仲間ニ而御銘々様御懸合可仕旨被仰聞候へ共、御銘々様御懸合之儀も御免被成下候様申上候

(付紙)
殊ニ右廿両之儀ハ、誠ニ無扨御臨時御入用之節、少々ツ、追々御用立候御約束ニハ申候へ共、不殘難御用立段申上候へとも、全臨時御入用之由被仰聞候ニ付、無扨此節迄ニ右廿両不殘御用立申候、右之趣乍恐

被為 聞召置、右廿両之外ニ別段御臨時金并御銘々様御懸合之儀、両様共御

右之通相違無御座候、以上

行司

山田町

吉右衛門

月番

八日町

久右衛門

借用申金子之事

高拾五兩之内

合八兩者

但文字金也

右者無^{此度}抛要用ニ付、書面之通御下金会所^{相残り}其方借り請用立給、慥ニ請取借用申
処実正也、然上者七兩ハ当十月借請用立給候、都合拾五兩致借用、右返金之儀
ハ三ヶ年賦ニ相定、当卯十月金貳兩ト利足、来辰二月金三兩ト利足、同五月金
四兩ト利足、巳二月金貳兩ト利足、同五月金四兩ト利足、右割合之通元利共急
度皆済可申候、其節少茂違^元麥申入間鋪候、為後日証文仍如件

寛政七年卯四月 間宮十左衛門

川口屋

弥兵衛へ

御本文之金子八兩私奉拝借、右御方様へ御用立申候、御定之通無相違元利共急
度可奉上納候、以上

御蔵札差

川口屋

高^ミ原^ミ田^ミ屋

拝借人 弥兵衛

卯四月

御下金

御会所

右之通相違無御座候、以上

行司

山田町

吉右衛門

月番

八日町

久右衛門

借用申金子之事

合拾兩者

但文字金也

右者此度無^元抛要用ニ付、書面之通御下金会所^{ト利足}其方借り請用立給、慥ニ請取借
用申処実正也、然上者返金之儀者、三ヶ年賦ニ相定、利足之儀者金壹兩ニ付壹ヶ
月銀六分宛之積りを以、当卯十月金三兩壹分五厘、来辰十月金三兩壹分五厘、
巳十月金三兩壹分五厘ト利、^(是脱カ)右割合之通、元利共急度皆済可申候、其節少茂違
麥申入間敷候、為後日証文仍如件

寛政七年卯四月 野尻吉五郎

木曾屋

七郎兵衛へ

御本文之金子拾兩私奉拝借、右御方様へ御用立申候、御定之通無相違元利共急
度可奉上納候、以上

御蔵札差

八日町

木曾^ミや

拝借人 七郎兵衛

卯四月

御下金

御会所

右之通相違無御座候、以上

四月十三日

御蔵札差

月番

永楽屋

久右衛門

高原田屋

藤兵衛

高田孫七様

岡本八十郎様

酒井文五郎様

借用申金子之事

合七両者

但文字也
(金脱)

右者此度御番入入用ニ付、書面之通、御下金会所其方借り請用立給、慥ニ請
取借用申処実正也、然上者右返金之儀者、当年利足斗、来辰年三ヶ年賦ニ相定、
利足之儀ハ、金壹両ニ付、壹ヶ月銀六分宛之積を以、来辰十月金貳両壹ト分五厘、
已十月金貳両壹分五厘、午十月金貳両壹分五厘、三ヶ年ニ元利とも急度皆済可
申候、其節少茂違変申入間敷候、為後日証文仍而如件

寛政七年卯四月 根岸長兵衛

藤井屋

八郎兵衛江

御本文之金子七両私奉拝借、右御方様へ御用立申候、御定之通、無相違元利共
急度可奉上納候、以上、

卯四月

御蔵札差

拝借人 藤井屋

八郎兵衛

御下金

御会所

右之通相違無御座候、以上

行司

山田町

吉右衛門

月番

緑町

藤兵衛

借用申金子之事

(貼紙)
一高拾二両之内

一、金七両者

但文字金也

右者此度不幸入用ニ付、書面之通御下金会所其方借り請用立給、慥ニ請取借
用申処実正也、然ル上者返金之儀者三ヶ年賦ニ相定、利足之儀ハ金壹両ニ付壹ヶ
月ニ銀六分宛之積を以、当卯十月金壹両ト利足、来辰式月金壹両ト利足、同五
月金貳両ト利足、已二月金壹両ト利足、同五月金貳両ト利足、右割合之通元利
共急度皆済可申候、其節少茂違変申入間敷候、為後日証文仍而如件

寛政七年卯四月

水野甚左衛門

高原田屋

藤兵衛

御本文之金子七両私奉拝借、右御方様へ御用立申候、御定之通元利無相違元利
共急度可奉上納候、以上

卯四月

御蔵札差

高原田屋

拝借人

藤兵衛

御下金

御会所

四月十三日、山手御役所へ御呼出し、追手様御立合御尋之趣

惣代
吉右衛門

弁助

一、当春残金千六百両之濟方ハ当十月御切米高ニて引取候哉と被仰聞候

御答

右金子之儀ハ、去十月御切米後ハ別段ニ出来仕候御残金ニ御座候間、御意之通当十月御高ニて引取候趣御対談申上候、乍併右之内無抛臨時御入用等御座候而、多分ニ御残金出来仕候御方様者、式年三年ニ受取可申御対談仕候御方様も御座候旨申上候、尤未御対談相済不申候御方様も御座候旨申上候

一、当春之残金を去寅年迄之残金江繕ひ込候而者札旦那暮し方之差支ニ相成可申哉と被仰聞候

御答

右者格別札旦那様方之御差支ニハ相成間敷奉存候へ共、右躰ニ去十月迄之御残金江繕ひ込候而ハ、私共一同難義仕候旨申上候

一、右残金繕ひ込候儀、尤其方共も迷惑ニも可有之候へ共、先ッ札旦那暮し方差支ニ相成候而ハ、相済不申候、既先達而も札旦那濟方多分ニて、暮し方差支ニも可相成旨、其方共ハ窺候事も有之候、右残金繕ひ込候而ハ、濟方多分ニ相成、右躰暮方差支ニ可相成哉之旨尋候事ニ候と被仰聞候

御答

去寅十月迄之御残金、少分之御方様ハ繕ひ込候而も元金ハ百表三両濟ニ御座候へハ、利足丈ケ御濟方少々多く罷成候御座候間、御差支ニ相成候程之儀ニてハ無御座候、去冬迄之御残金、多分御座候御座候御方様者、

其御残金へ当春之御残金繕ひ込候而ハ、弥々金高相嵩、御方多分ニ罷成申候間、御暮し方御差支ニ相成候御方様も可有御座奉存候と申上候

其所を尋候事ニ候、夫分り候と被仰候

一、向高見越用立候節も無之候而者相成候、右如何心得候やと被仰候

御答

十月ハ二月迄ハ月数も多く、御越年御入用も御座候間、少々者見越御用立不申候而者御差支ニ相成候御方様も可有御座与心得罷有候旨、奉申上候
右様可有之事ニ候、畢竟右躰ニ見越用立候ニ付、既ニ当春も別段ニ残金出来致候与被仰候

一、当五月高見越用立候義ハ、一同相断候哉、尤月数も少く候故、見越金用立不申候共、差支之儀も有之間敷候へ共、先達而臨時入用之窺書ニも三・五両之入用も相見へ候、右ハ臨時入用と申立、年賦ニ借り受候程之事ニも無之候間、右見越之儀相尋候と被仰聞候

御答

御意之通、当五月高見越御用立候義ハ御一同御断奉申上候、尤急御病氣御入用等之儀ハ、少々者見越御用立候御方様も御座候旨申上候
夫ニて分り候与被仰候

覚

一、此度御仲間様方之内、御臨時御入用御座候ニ付、金拾貳両五ヶ年賦ニ御用立可申旨、被仰聞候得共、先達而御臨時御入用金貳拾両、追々御用立可申旨、御請仕候間、右之外御用立之儀者、御請難仕段奉申上候
一、右之金子出来不申候ハ、此上之儀者私共ニ、御老軒宛御引請可仕旨、被仰聞候得共、御銘々様御引請之儀者、御請難仕段奉申上候
右之趣書付を以申上候様、被仰付候ニ付、如此御座候、以上

付、此儀ハ仲間共不殘打寄不申候而ハ、否難申上旨申上候

右御銘々引請之儀惣仲間へ懸合、^(明々)昨後日迄ニ否申上候様被仰聞候

書付を以奉申上候

一、五月御借米引当金三拾兩積りを以、御兩所様御目当金三拾五兩御用立候様被仰聞候処、右之内ニ而御仕法通り御年賦御濟方之分残し置、全御手取金式拾八両式朱之御証文ニ仕候義、御一同右之振合ニ御座候間、難御請仕候段奉申上候

一、岡部勝之助様御屋敷替御引越ニ付、諸御普請等御入用金御用立可申旨被仰付候得共、難御請仕段奉申上候

右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如是ニ御座候、以上

卯四月

御蔵札差
月番

永楽屋

久右衛門

高原田屋

藤兵衛

花井吉藏様御内

御用人中様

借用申金子之事

合拾兩者

^(字一脱)
但文金也

右者此度^{無抛}不幸入用ニ付、借用申所実正也、然上者返金之儀者、当卯夏御借米後借替金之内ニ而、右金子元利共引取可被申候、為後日証文仍而如件

寛政七歲卯四月十二日 嶋田猪十郎

宅間屋
平右衛門

借用申金子之事

合七兩者

但文字金也

右者此度不幸入用ニ付、書面之通御下金会所其方借り受用立給慥ニ請取借用申処実正也、然上者右返金之儀者、三ヶ年賦ニ相定、利足之儀者金壹兩ニ付壹ヶ月銀六分宛之積りを以、当卯十月金貳兩壹分五厘、来辰十月金貳兩壹分五厘、巳十月金貳兩壹分五厘、三ヶ年ニ元利共急度皆済可申候、其節少茂違変申入間敷候、為後証文仍如件

寛政七年卯四月

嶋田猪十郎

宅間屋

平右衛門へ

御本文之金子七兩、私奉拝借右御方様へ御用立申候、御定之通無相違元利共急度可奉上納候、以上

卯四月

御蔵札差

宅間屋

拝借人平右衛門

御下金

御会所

右之通相違無御座候、以上

行司

山田町

吉右衛門

月番

緑町

藤兵衛

行事
山田町
吉右衛門

月番
八日町
久右衛門

借用申金子之事

合七両者

但文字金也

右者此度無拋要用ニ付、書面之通御下金会所其方借請用立給り、慥ニ請取借用申処実正也、然上者、右返金之儀者当卯十月金貳両壹分五厘、辰十月金貳両壹分五厘、巳十月金貳両壹分五厘、右割合之通并壹割貳分之利足相添、元利共ニ急度皆済可申候、其節少茂違変申入間敷候、為後日証文仍如件

寛政七年卯四月 河村弥兵衛

大黒屋
権八江

御本文之金子^七拾^右両私奉拝借、候御方様江御用立申候、御定之通無相違元利共急度可奉上納候、以上

御蔵札差
柳町
拝借人
権八

卯
四月
御下金
御会所

右之通相違無御座候、以上

行司
山田町
吉右衛門

月番
八日町
久右衛門

覚

- 一、金拾両 山田安之介様 (印「合」)
 - 一、金拾両 永井幸藏様 (印「合」)
 - 一、金七両 河村弥兵衛様 (印「合」)
- (朱書)
「出入帳合」

右御方様江御用立申候金子、御年賦ニ奉拝借度奉存候、以上

卯四月十一日

御蔵札差
月番
永楽屋
久右衛門
同
高原田
藤兵衛

御下金
御会所

四月十一日、高田孫七様御出被仰聞候趣

一、御仲間臨時御入用手当金之儀、去冬山手於御役所御懸合之節、当分当勘持ニて御用達シ候趣故、右手当金廿兩ニて御得心ニ候へ共、当年ニ至リ候而も、銘々御引請も不仕候へハ、此趣ニてハ中々御三人様御取賄難被成候ニ付、右廿兩之外ニ金拾貳両、五ヶ年賦ニ御用立候様被仰聞候

右答

一、右廿兩之儀ハ、全御臨時御入用之御手当ニ御坐候間、右之外御年賦ニ金子御用立候儀^義御免被下様申上候処、左候ハ、御銘々引請相勤候様被仰聞候ニ

以上

卯四月

川口屋

弥兵衛

江原兵左衛門様

御用人中様

借用申金子之事

高式拾両之内

合拾両者

但文字金也

右者此度無拋要用ニ付、書面之通御下金会所_〆其方借り受、用立給、慥ニ請
取借用申所実正也、相残り拾両者、当六月借り受用立可給_候、都合廿両致借用、
右返金之儀ハ、五_五ヶ年賦ニ相定、利足之儀ハ金壹両ニ付、壹ヶ月銀六分宛之
積を以、当卯十月金四両、来辰二月壹両、同五月壹両、同十月貳両、右割合
之通_来り来辰年_〆未年迄元利共急度皆済可申候、其節少も違変申入間敷候、為
後日証文仍如件

寛政七年卯四月

山田安之助

高原田屋

藤兵衛へ

御本文之通_{金字}り拾両私奉拝借、右御方様へ御用立申候、御定之通_〆り無相違元利
共ニ急度可奉_〆上納候、以上

卯

四月

御蔵札差

緑町

拝借人藤兵衛

御下金

御会所

右之通相違無御座候、以上

行事

山田町

吉右衛門

月番

八日町

久右衛門

借用申金子之事

合拾両者

但文字金也

右者此度無拋要用ニ付、書面之通御下金会所_〆其方借り受用立給、慥ニ受取
借用申所実正也、然上ハ右返金之儀者当卯十月者利足計、来辰二月壹両壹分、
同五月壹両壹分、同十月貳両貳分、巳年も右割合之通_〆り并壹割貳分之利足相
添、元り共急度皆済可申候、其節少も違変申入間敷候、為後日証文仍如件
寛政七年卯四月 永井幸蔵

井戸屋

元七へ

御本文之金子拾両私奉拝借、右御方様江御用立申候、御定之通無相違元り共
急度可奉_〆上納候、以上

卯

四月

御蔵札差

魚町

拝借人元七

御下金

御会所

右之通相違無御座候、以上

御立会ニ而被仰附候趣左之通

其方共銘々札旦那当用証文ニ而、当五月可請取年賦金引落置用立候哉と御尋御座候

右御答、乍恐左様ニ而者無御座候、凡金三拾兩積り目当テニ仕、五拾俵之御方様者御向高金拾五兩ニ仕、御年賦金御座候御方様者、右之内凡金貳兩位イ程ツ、内端ニ仕、金拾三兩御証文ニ而御用立申候、右御年賦元利五月ニ至り頂戴仕、御殘金出来不仕候様御相談を以御証文奉請取候、御証文金丈ケ者全ク御手入金ニ罷成申候、尤御年賦金高下ニより拾三兩、或者拾貳兩位イ迄者御証文奉請取候段申上ル

御意 左様可有之儀ニ候、夫ニ而相分り候と被仰聞候

御意 夫者対談之上之儀ニ可有之事と御意御座候

御答、御意之通ニ御座候、御相談相済不申候得者御証文頂戴仕候^儀事茂相成不申候由申上ル

御意 臨時金之儀茂先達而御改正之節被仰渡候通会所ニ金子有之候込、容易貸渡候筋茂無之候、又札旦那より申来候節、権威ニまかせ相断候儀茂有之間敷候、夫ハ札旦那沢合ニ茂より、また其方共了簡茂有之へく儀と被仰聞候

乍恐書付を以奉申上候

一、小野藤右衛門様御儀、去寅六月ハ大津屋久米右衛門御藏宿相勤罷在候所、去寅十一月御相對を以、十月奉請取候御切米高三分壹御屋鋪江差上、御藏宿相離、其節差引御殘金拾八兩程御座候、右御濟方之儀者、当卯年ハ壹ケ年ニ金壹兩ツ、之御年賦御定ニ御座候所、此度又候御同所様御藏宿御引受仕候様被 仰付奉畏候、左ニ候得者、右御年賦金之儀、此度被 仰出候御仕法之通御請取可申儀^(一)奉存候、此間御窺奉申上候所、双方不掛合熟談相済不申候ハ、其意味可申出旨被 仰渡、依之右同所様御相談奉申上候所、御熟談出来兼候

間、右御掛合之始末左ニ奉申上候

一、久米右衛門儀、右御方様御藏宿年来相勤候御儀ニも無御座、漸々去寅六月中ハ相勤、御殘金拾八兩余出来難儀至極仕候得共、御小高之御儀、此度御仕法之通年賦元利頂戴仕候而者、御暮し方御差支ニも相成可申奉存候ニ付、百俵三兩濟半減ニ仕、利足之儀者、金壹兩ニ付六分之積りを以利足付出しニ仕置、右御年賦金之内江壹ケ年金貳兩奉請取、百表壹兩貳分之割合を以取済を斗相残り候金子利足之内江奉請取、尤利足付出しニ仕候ハ者、自然与御殘金相減、格別御差支之儀も御座有間敷奉存候ニ付、昨日右之趣ニ而種々御掛合仕候得共御間済無御座、去寅冬御藏宿御相對離之節、取極之通金壹兩ならてハ御渡被下間敷旨被仰聞、御熟談出来不仕候ニ付、乍恐此段御窺奉申上候、以上

寛政七年卯四月二日

御藏札差
月番
高原田屋
藤兵衛

同

永楽屋
久右衛門

御下金

御会所

覚

一、当月三日、金子差上候様被仰付候所、当春御借米後、御用達御証文金之内、もはや金拾五兩貳分余奉差上候へとも、今以御証文被^不下候様ニ付、御証文被下候様奉申上候所、御証文相済不申候内ハ、御雜用・御飯米たりとも御用立之義不相成候哉之旨、被仰聞奉恐入候へ共、何卒御証文被下候上ニて被仰付候様奉申上候所、右之趣書付を以奉申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此御座候、

御儀ニ御座候や、乍恐書付を以御窺奉申上候、以上

御蔵札差

月番

八日町

寛政七年卯四月朔日

久右衛門

同

緑町

御下金

藤兵衛

御会所

乍恐書付を以奉申上候

一、不時臨時御入用之儀、何々を不時臨時入用ニ相立候哉之旨御尋被下候所、風破・御類焼・御不幸者勿論之御儀、其余之儀者其時ニ臨御要用之儀者御相談申上度奉存候、此節何々々相定候儀者難申上奉存候、右之趣書付を以申上候様被仰聞候ニ付、乍恐如斯ニ御座候、以上

御蔵札差

月番

高原田屋

寛政七年卯四月二日

藤兵衛

同

永楽屋

久右衛門

近藤十治郎様御内

御用人中様

乍恐書付を以御窺奉申上候

一、河村弥兵衛様御義、此度真方五平次様御引取被遊候ニ付、右御入用金拾兩御会所御蔵宿大黒屋権八奉拝借、御用立候様被仰付候、御返納之義も御年賦ニ上納仕度奉存候、右之通御会所金御貸附被成下置候義、可相成御義ニ御座候や、乍恐書付を以御窺奉申上候、以上

卯寛政七年卯四月三日

高原田屋

藤兵衛

永楽屋

久右衛門

御下金

御会所

(全体抹消)
一四月三日、南條彦六様御出、庄兵衛御掛合書付差上申候下書

覚

一、此度御兩人様御庖瘡被遊候ニ付、臨時御入用金三兩御会所御拝借仕御用立可申旨被仰付候処、右之類御窺差上置申候、^(未)末御下知無御座候間、難御請奉存候、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如斯御座候、以上

御蔵宿

会所

庄兵衛

卯四月三日

南條彦六様御内

御用人中様

覚

山本仙庵様

清野権左衛門様

(合点)

加藤富十郎様

(合点)

鳥居文五郎様

(合点)

佐藤米蔵様

(合点)

大嶋左太郎様

(合点)

若松屋

(合点)

平八

右ハ、御葺替御入用

近藤十次郎様

(合点)
一、金五両

右ハ、御葺替・御庖瘡御入用

御蔵宿

藤屋

喜平次

御蔵宿

大津屋

久米右衛門

湯川弥惣次様

(合点)
一、金五両

右ハ、御修覆御入用

右御方様方、書面之通臨時御入用金之由、此度御会所御蔵宿とも奉拝借御用立候様被仰付候、右之通御会所金御貸附被成下申義、可相成御儀ニ御座候や、乍恐書付を以御窺奉申上候、以上

御蔵札差

月番

二文字屋

幸兵衛

寛政七年卯三月

同

市川屋

弁助

御下金

御会所

乍恐書付を以御窺奉申上候

一、小野藤右衛門様御蔵宿大津屋久米右衛門相勤罷有候所、去寅十一月御逢対を以、十月奉受取候御切米高三分^老御屋敷江差上、御蔵宿相離、其節差引御残金拾八両程御座候、右御濟方之儀、当卯年^老金壹兩ツ、之御年賦御定ニ御座候、然処此度右久米右衛門儀被仰付候通り又候右御方様御蔵宿御

引請仕候、然上ハ右御年賦金之分、此度被仰出候御仕法通御受取可申儀与奉存候、此段乍恐書付を以御窺奉申上候、以上

御蔵札差

月番

二文字屋

幸兵衛

寛政七年卯三月

同

市川屋

弁助

御下金

御会所

右窺書差上候処、右者去冬一旦相離、此度別段ニ申付候事故、札旦那方へ掛合、尚又札差之了簡も可有之、熟談相濟不申候ハ、其^意味を以相窺候様可致旨被仰渡、右窺書下ル

三月廿六日差上候窺書・御下知書扣

去々丑年御番入被仰付、新規御切米式百表其節^老父子ニ而一緒ニ暮候処、此度去寅十月迄之殘金高百表三両濟之分新規御切米高を除キ請取候様、尤相分り不申候ハ、窺候様、右者目定難致旨伺

是ハ此度父子高引分、去寅十月迄之殘金父高ニて百表三両濟之濟方致度由、相對熟談之上ハ勝手次第仕法ニ拘り候筋無之候

右三月廿日御下知有之

乍恐書付を以御窺奉申上候

一、真方五平次様御儀、此度河村弥兵衛様御方江御引越被遊候ニ付、右御入用金拾両御会所御蔵宿井筒屋忠右衛門奉拝借御用立候様被仰付候、御返納之儀者御年賦ニ上納仕度奉存候、右之通御会所金御貸附被成下置候儀、可相成

(合点)
一、金拾五両

右者、妹御様江戸表御親類様江、当春御養女ニ被遊候御入用

御蔵宿

木曾屋

山崎弥七郎様

(合点)
一、金三両

右、御土蔵屋根葺替御入用

御蔵宿

十一屋

三宅惣左衛門様

(合点)
一、金五両

右者、御葺替御畳替御入用

御蔵宿

大津屋

富田仁左衛門様

一、金貳拾両

右ハ、去冬御上臈様御婚礼御入用

久米右衛門

御蔵宿

藤井屋

根岸長兵衛様

(合点)
一、金拾両

八郎兵衛

右ハ、御番入御入用

御蔵宿

川口屋

江原兵左衛門様

一、金三拾両

弥兵衛

右ハ、騎射御稽古ニ付江戸表御参府御入用

御蔵宿

高原田屋

藤兵衛

(合点)
山口安之助様
一、金廿五両

右者、御舎弟様江戸表ニて御縁「談」(談)御入用

御蔵宿

川口屋

間宮十左衛門様

弥兵衛

一、金三拾両

右ハ、去寅春御上臈様御婚礼御入用

御蔵宿

高原田屋

水野甚左衛門様

藤兵衛

一、金拾両

右ハ、当二月御不幸御座候ニ付、御当用金之内を以御葬送被遊候ニ付、右御不幸御入用金

御蔵宿

木曾屋

佐々木四郎兵衛様

七郎兵衛

一、金拾両

右ハ、差掛り候御破損御入用

御蔵宿

いづゝ屋

柳原留蔵様

忠右衛門

一、金廿五両

右ハ、御家作御入用

御蔵宿

布屋

大竹九八郎様

友右衛門

(合点)
一、金三両

同
市川屋
弁助

芳賀藤兵衛様

郡司善藏様

右書付福岡彦太夫様へ、二文字屋幸兵衛代藤右衛門持参

当月廿日御窺書差上候御下知書左之通

高式百俵之札旦那濟方多分ニ付、去寅十月迄之殘金六拾壹兩程之方江、壹ヶ年四拾俵程ツ、俵向ニ致し、御改正年賦者元利共年延ニ致置、右殘金元利皆濟之上、御改正年賦金仕法通請取候ハ、暮方差支ニも相成間敷旨

右者殘金相濟候上、^{迄敷}年賦之方元利共年延と有之ハ無利足ニ而延置候心得ニ候哉、又者利足書登せ候心得ニ候哉、難分ヶ候、無利足ニ致候筋無之、尤書登せ候筋も無之事ニ候、依之

壹ヶ年ニ

米四拾三俵 壹石相場と見て

殘金六拾壹兩之濟方、元利江受取、相残り候分者百四拾七兩之利足、当卯八兩三分余之内請取、殘而七兩余者附出ニ致、年々右之通勘定相立、凡六拾壹兩之濟方、十ヶ年ニ可相濟、左候ハ、御改正年賦之利足右年限之内殘金凡三拾八兩余ニ可相成、右之四拾三俵を以、年々百四拾七兩之元利勘定候ハ、少々ツ、殘候分附出ニ致置候、利足之内江請取相濟候ハ、御改正年賦金勘定を以元利引取可申事

乍恐書付を以御窺奉申上候

一、森川新兵衛様御儀、若殿様御稽古御物入御家作御入用并御取続御不足^{ニ付}、臨時御入用都合^{拾兩}拾五兩、三ヶ年賦ニ成とも、五ヶ年賦ニ成とも御会所^{御藏宿}藤兵衛

衛奉拝借、御用立候様被仰付候、右之通御会所金御貸附被成下置候義可相成御儀ニ御座候や、乍恐書付を以御窺奉申上候、以上

寛政七年卯三月廿七日

御藏札差
月番
二文字屋
幸兵衛
同
市川屋
弁助

御下金
御会所

右窺書御受取被下、追而御沙汰可被下旨被仰渡候、柳町御会所ニて

三月廿八日

乍恐書付を以御披露奉申上候

一、小野藤右衛門様御藏宿、此度被仰付候通私御引請仕候、依之乍恐書付を以御披露奉申上候、以上

寛政七年卯三月廿八日

御下金
御会所

御藏札差
大津屋
久米右衛門

乍恐書付を以御窺奉申上候

永井幸藏様

御藏宿
井戸屋
元七

御下金

御会所

乍恐書付を以御窺奉申上候

一、(貼紙にて抹消)市川屋弁助一田中新左衛門様御儀、去寅正月に御不快ニ付、種々御薬用被遊候へ共、今以得与御全快不被遊候ニ付、医者方へも御相談被遊候所、熱海

江御湯治被遊可然よし申候ニ付、臨時御入用金拾五両御会所に私御蔵宿弁助奉拝借、御用立候儀、可相成哉御窺申上候処、被仰付候ニ付、乍恐御窺奉申上候

一、去々丑年、若殿様新規御召出御番入被為蒙 仰、其節に御親子様御高御一所に被成御暮し被遊候御方様、此度被仰聞候ハ、去寅十月迄之御殘金御高百表三兩三兩濟之分、若殿様御高を除き受取具候様被仰聞候、尤私共にて相分り不申候ハ、御窺奉申上候様被仰聞候、右ハ任御意、御高百表三兩濟之元金、若殿様御高を除き奉受取候而も可然哉ニ奉存候へとも、自定難仕被存候ニ付、乍恐書付を以御窺奉申上候、以上

御蔵札差

月番

八日町

幸兵衛

寛政七年卯

三月廿五日

同

堅町

弁助

御下金

御会所

右御親子様御一所に御暮し被成候窺^(書カ)御下知書末ニ有

乍恐書付を以奉申上候

一、御高五百俵取之札旦那、去寅十月に相渡候御切米御代替りニ付、去寅閏十一月御証文到来、御家督米相渡り申候、其節御勘定差引仕候而、御殘金凡百拾九兩余罷成申候、此分此度御仕法通り、十月殘金同様百俵三兩濟、壹割式分之利足添奉請取可然奉存候得共、自定難仕候ニ付、此段乍恐御窺奉申上候、以上

御蔵札差

月番

二文字屋

幸兵衛

寛政七年卯三月廿五日

同

市川屋

弁助

御下金

御会所

右窺之通たるへく旨被仰渡候、柳町御会所にて

三月廿八日

乍恐書付を以奉申上候

不時

一、臨時御入用之儀、何々を臨時入用ニ立候哉之旨御尋被下候処、風破・御類焼・御不幸者勿論之御儀、其余之儀者其時ニ臨、御要用之儀者御相談申上度奉存候、此節何々相定候儀者難申上奉存候、右之趣書付を以申上候様被仰聞候ニ付、乍恐如斯ニ御座候、以上

御蔵札差

月番

二文字屋

幸兵衛

寛政七年卯三月廿六日

【凡例】

史料の翻刻にあたっては、原本の体裁を尊重しつつも、読解の便を考慮して、以下のように改めた。

- (一) 旧字・俗字・略字・異体字などの漢字は、原則として常用漢字に改めた。ただし、固有名詞など、特に必要と認められる場合については、原本のままとした。
- (二) 変体仮名は、原則として現行の平仮名に改めた。ただし、江(え)、而(て)、与(と)、者(は)、茂(も)、*ㇿ*(より)、*メ*(しめ)など、慣用的に使用され、出現頻度の高い文字については、原本のままとし、小活字を用いて示した。
- (三) 欠損・虫損等により判読し難い場合は、文字数が推定できる場合は□□□、文字数が不明な場合は「 」で示し、傍注でその旨を示した。
- (四) 抹消・訂正箇所については、抹消のみの場合は左側に~~ここ~~で示し、訂正がある場合はその内容を右側に記した。また、抹消箇所が広範囲にわたる場合は、その文言に「」を付し、右肩に傍注で(抹消)と示した。さらに、抹消箇所が判読不能の場合、文字数が推定できる場合は■■■■、不明な場合は■で示した。
- (五) 貼紙・付札などは、その文言に「」を付し、右肩に傍注でその旨を示した。
- (六) 史料には、適宜読点(・)や並列点(・)を付した。
- (七) 改行については、原則として追い込みとした。
- (八) 尊敬を表す關字は、原則として残し、一字あけとした。また、平出や文字の脱落等における空白部分は二字あけとし、その旨を(平出)、(空白ママ)等と注記した。

〔会所日記〕
〔表紙〕

寛政七年

卯三月廿一日ヨリ

〔式〕
〔朱書〕

〔右者私札〕旦那御用立金之内、手廻り兼候ニ付、御会所金御書面之通、只今慥ニ奉請取拝借仕候処実正ニ御座候、然上者当借米之節、金壹両ニ付壹ヶ月銀六分宛之利足を以元利共御返納可仕候、万一拝借人相滞候者、仲間共一同割合御弁納、其節少茂相違仕間鋪候、為後日証文差上申候処仍而如件

寛政三年亥二月廿三日

乍恐書付を以奉申上候

一、札旦那御用立方之儀、十月御切米後翌年二月御借米渡り迄ハ、月数も^{多く}正月御座候ハ、殊ニ節季御入用旁ニて、春御高二てハ引足り不申候御方様も御座候間、御高式百俵取之御方様江、三・五両程ツ、春御高を見越御用立可然哉ニ奉存候、二月ハ五月迄者月数も少く、御物入も無御座時節ニ御座候ヘハ、五月御高一杯御用立候而可然奉存候、五月ハ十月迄之処ハ御向高も多く御座候ヘハ、前書二月高を見越御用立候分、五月御借米後ハ十月高を引当、御用立金之内ニて引取申候、尤是迄も右躰之御用立出候御方様も御座候ヘハ、右之振合を以御用立候ハ、御手繰も宜可有御座と被存候
右ハ先達而御窺書奉差上候節可奉申上候所、行届不申候ニ付、乍恐此段此度右之段奉申上候

寛政七年卯三月廿四日

月番
八日町
幸兵衛
豎町
弁助

おわりに

「会所日記二」には、寛政七年三月二日頃から五月二日頃までの記録が収められている。前稿でも指摘したとおり、本資料はあまりにも内容が生々しく、当時の状況をよく伝えてくれる。今回の内容で多いのは、親子で同居している武士で、子どもが番入りした後も同居を続けている場合、両者に同様の金を貸し付けてよいかどうか、あるいは臨時・不時の入用であれば比較的簡単に金を借りることができたようだが、どこまでが臨時・不時の範囲なのか、といったように、会所仕法で想定していなかった事態に関する問い合わせへの対応である。勤番支配の意向もあつてか、会所仕法はある程度定着し、成果が出ていたものとみられる。ただし証文もなく借金をしようとしたり、森川のように脅しをかけてくるなど、武士たちの要求は相変わらずであり、立場上彼らの要求を無下にできない札差たちを苦しめていた。惣会所の設立はそうした札差たちを多少は救ったものの、根本的な解決には至らないままであった。

註

(1) 中野賢治・海老沼真治・小畑茂雄・小林可奈・堀内亨・宮澤富美恵『《資料紹介》』寛政六年十一月 惣会所発端日記(山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち)『山梨県立博物館研究紀要第一二集』(二〇一八年三月)。なお以後、本稿ではこの資料紹介を前稿と記し、註記を省略する。また、本稿で紹介する「寛政七年三月 会所日記」に言及する際は、これ以降の会所日記と区別するため、「会所日記二」と表記する。

(2) 前稿でも触れたが、この研究会を「甲府町方研究会」と呼んでいる。二〇一八年四月から二〇一九年二月までの活動状況は以下の通りである。

第一回 二〇一八年四月二八日(土) 於…山梨県立博物館

対象資料・輪読方法の決定、輪読(中野)

第二回 二〇一八年六月二日(土) 於…山梨県立博物館

輪読(堀内、金子、宮澤、小畑、海老沼、山本、小林)

第三回 二〇一八年八月五日(日) 於…山梨県立博物館

輪読(堀内、金子、宮澤、小畑、海老沼、中野、山本、小林)

第四回 二〇一八年一〇月一三日(土) 於…山梨県立博物館

輪読(堀内、金子、宮澤、小畑、海老沼、中野、山本、小林)

第五回 二〇一八年一二月一五日(土) 於…山梨県立博物館

輪読(堀内、金子、宮澤、小畑、海老沼、中野、山本、小林、亀井)

第六回 二〇一九年一月一九日(土) 於…山梨県立博物館

紀要掲載原稿の確認、原本校正

第七回 二〇一九年二月二三日(土) 於…山梨県立博物館

紀要掲載原稿の確認、原本校正

(山梨県立博物館、甲府市教育委員会、山梨中銀金融資料館、山梨県立富士山世界遺産センター)

織としても、惣会所は大きな意味を持ったのであった。以後の証文は、まず勤番士が札差に対して借金を申し込み、同額を借用する旨の下金会所あての札差の奥書を添える形に統一された。相変わらず身分の差に苦しめられながらも、札差たちは自分たちの経営を守るべく、会所仕法の順守につとめていったのである。

(二) 森川新兵衛一件

今回紹介する「会所日記」のなかで、研究会の参加者に強い印象を残したのが、森川新兵衛が引き起こした事件である。

三月二十七日、「若殿様御稽古」と「御家作御入用」などを理由に、森川新兵衛は一五両の借金を申し込み、札差の月番二文字屋幸兵衛と市川屋弁助がこれを下金会所に取り次いだ。ところがこれは認められなかった。その後四月一九日までに、森川は惣会所を訪れ、札差仲間の兩人を屋敷へ呼び出そうとした。しかし「惣仲間共」は「先刻之御威光」を恐れ、屋敷に行くことはできないと通告したのである。先に見た会所仕法でも、勤番士らの屋敷への訪問はしないと定められていたが、ここではそれを理由にはしていない。借金を断られた森川は、なぜ断ったのか、札差仲間二三人全員に問いたしたいと言いつつ出た。月番の久右衛門が、その返答は明日まで待つてほしいと言ったところ、森川は帰りがけに会所の火鉢を投げたため、畳が焦げてしまった。さらに札差たちが詰めている部屋にまで踏み込んで、会所を潰すので残らず立ち会えといったため、その場にいた者たちが全員森川の前に出たところ、「種々御悪口」を叫んだのだという。札差仲間らはこの事態に対し、ただただ許しを乞うしかなかった。四月二〇日付の「書付を以奉申上候」から、この件について、札差仲間が酒依富五郎に仲介を頼んだらしいことがうかがえる。

四月二一日には、森川から札差会所に手紙が届き、今日中に札差仲間のうち

四人を屋敷へ呼び出そうとした。それに対して札差たちは「一昨日之御威光」に恐れ入ったため、屋敷への訪問は勘弁してほしい、と返答している。すると即日森川から返事があった。森川が惣会所を訪れた際、札差仲間が全員で二〇日の八つ時までに屋敷に罷り出ると聞いたとして、「大成偽之義」と批判し、札差仲間が追手支配大久保遠江守に願書を提出した件で面談をしたいという。こくなつたら引くことはできないといい、札差仲間も挨拶に来るべきであろうと畳みかけ、「威光に恐れ候などとは、余りに押付けがましき、不屈きなること」と厳しく非難している。明け八つ時に来るといったので、挨拶に来るのだと思っていたところ、そんなこともなく、こちらからの借金の申し入れを法外な申し分として、その日の夜に願書を提出したのだろう、その願書の内容通りに進んだとしても、今さら及ばないことである。このうえはぜひとも屋敷で面談を待っている。もし来ないというのであれば、見当たり次第に話をするので、早々に挨拶に来い。威光に恐れた、とはあまり馬鹿にした申し分ではないか、願書を提出したところでこちらは少しも難儀しない。返事を待っているのに、四人のうちから、先日の約束通り屋敷へ来い、という内容である。

これに対し、札差仲間側は四月二二日、森川の手紙の写しを添えて、下金会所にあてて、森川に見つかれば何をされるかわからないため、郭内の武家地を歩くことさえできないとし、通行の安全を保障してくれるようお願いしている。今回翻刻した範囲では、森川の一件についての記述はここまでである。

それにしても、読んでいて背筋が凍るような、恐ろしい文言が並んでいる。火鉢をひっくり返され、大声で脅されたうえで、町を歩いていて見つけられたら何をされるかわからない。現代の感覚でいえば、金を借りる側がこれだけ居丈高な態度をとっていること自体極めて異様であるが、こうした理不尽さも、当時の時代状況を如実に反映しているといつてよいだろう。

前戊年」、すなわち寛政二年の「御改正」のち、江戸や駿府に転勤した勤番士への取立が困難になっていることを嘆き、「御威光を以」てその取立をしてくれるようお願いしたものである。

「御改正」の影響であろうか、先の願書からほどなくして、一月下旬には丸屋伝十郎が札差を廃業する願書を提出した。すると伝十郎の代理として丸屋八郎兵衛が山手支配に呼び出され、吟味のうえ廃業を認められた。その際、勤番支配は伝十郎が抱えていた「札旦那」、すなわち得意先の勤番士を他の札差に割り振り、業務を引き継がせている。

二月には、「両替屋を務めていた徳左衛門が廃業し、札差の鉄屋文右衛門がその業務を引き継いだ。その際、鉄屋文右衛門は札差業務を免除され、代わりに井筒屋七兵衛がその業務を引き継いでいる。二月一三日にはそのことで文右衛門らが山手役所に呼び出されているが、これは「前代末聞」の「珍敷」とであったという。勤番支配としては、両替屋も札差も、勤番士の生活を守るために業務を行わせているのであり、欠員が出ることは許されないという認識であったのだろう。

二月一七日には、札差惣仲間の名で、下金会所に願書を提出している。ここでは、会所金の下付に感謝したうえで、札差仲間のうちには、勤番士らへの貸付金が回収できないことで「身上不如意」になって家財を処分せざるをえなくなっている者があるといい、さらに借りる側の勤番士らが、「御改正御仕法」を守らずに、札差と相対での借金を申し込んでくるのだという。札差仲間は改正仕法を守ろうとしているが、そうした勤番士によって札差の経営が危うくなれば「難儀至極」であり、会所に幕府から渡された下金も貸し付けたが最後、回収できないかもしれない、そうなれば「御公儀様」からの「御咎」を受けるかもしれないので、改正仕法を守って札差の経営が立ち行くように取り計らってほしい、と願っている。「難渋之願書」と呼ばれるこの願書をうけて、勤番支

配は、とにかく札差が改正仕法を守りさえすればよいしながらも、札差が会所へ貸付金相当額を拠出したうえで、勤番士への貸付に際しては、会所から札差が借りて用立てるようにせよ、と命じた。すなわち札差と勤番士の「逢対（相対）」取引ではなく、会所から金を貸し付ける形への変更を図ったのである。

二月一三日、札差仲間の行事と惣代は山手役所に呼び出された。そこで勤番支配は、先の「難渋之願書」の内容に疑義を呈し、五〇〇両の無利息の下金があるのだから、これを運用すれば七・八〇〇両にもなるだろうといい、これまでのようすからすれば、ここで札差たちが差加金を出しても、また同じことが起こる、またこちらから改善案を命じたとしても、札差たちが納得できなければ無駄なことだとして、会所の経営が立ち行くような仕法を札差仲間で検討して提出せよと命じた。

札差たちはこれをうけ、下金会所から二月二六日に二三〇〇両、二月二八日に六〇〇両、三月五日に四〇〇両と、都合三三〇〇両を仲間名義で借りて、札差惣会所を設立した。これが、本資料の表題にもある「会所」である。勤番支配からの指示にあった会所仕法も、寛政七年二月に、札差仲間二人連印で作成された。二ヶ条からなるこの会所仕法では、第二条で四人の「惣札旦那方御対談人」の設置と当番の廃止、第三条で勤番士らの屋敷への訪問をしないこと、第五条・第六条で営業時間や盆暮の休業を定めている。このうち三月一日には勤番支配が惣会所の設立を承認し、翌一日には堅近習町の丸屋伝十郎宅に惣会所を置くことが決まり、一日には会所開きが行われている。一日に仲間の連印で下金会所から三二二両三分と五四六両三分二朱を借り、さらに仲間から差加金二四〇〇両が拠出された。さらに一日には三六八〇両を下金会所から借用し、都合一万両を超える資金を用意して、惣会所は発足した。三月一六日には、山本与次左衛門の用人が、以前と同じようなかたちでの借金を申し込んできたが、会所はこれを断っている。立場の弱い札差たちの互助組

《資料紹介》

「寛政七年三月 会所日記」(山梨県立博物館所蔵十一屋野口家資料のうち)

中野 賢治・海老沼真治・小畑 茂雄・金子 誠司・亀井 大輔
 小林 可奈・堀内 亨・宮澤富美恵・山本 倫弘

【解題】

はじめに

本稿では、二〇一六年度に山梨県立博物館に寄贈された十一屋野口家資料のうち、「会所日記」と題された、寛政七年三月から同年五月ころまでの内容を含む冊子を紹介する。当該史料は、昨年度の当館紀要において紹介した「寛政六年十一月 惣会所発端日記」^①に続く、二冊目の会所日記である。なお、史料群としての十一屋野口家資料の性格や、甲府札差の経営状況など、当該史料を理解するための基礎的な情報については、前稿の解題を参照されたい。

昨年度に引き続き、十一屋野口家資料の活用を図るべく、有志による研究会を継続的に実施した^②。職員の異動や着任により、山梨県立博物館、甲府市教育委員会、山梨県立富士山世界遺産センター、山梨中銀金融資料館から参加者が集まることになった。

ここでは、特に甲府札差の経営について、前稿と当該史料から明らかにすることや、特記すべき事項について紹介し、史料を理解するための一助としたい。なお本解題の執筆は中野が担当した。

(一) 甲府札差惣会所の設立

まず、前稿の「惣会所発端日記」から、資料の表題にある「(惣)会所」について整理しておきたい。なお前稿では「札差会所(下金会所)」などと表記し、両者の区別をつけていなかったが、以下に述べる通り、札差会所・惣会所と下金会所は別物と考えられるので、訂正する。

享保九(一七二四)年八月、柳沢吉里の転封をうけて、甲府には勤番支配が置かれ、同年一二月には甲府の札差仲間が結成された。それから六〇年以上経過した寛政元(一七八九)年九月、江戸でいわゆる棄捐令が発令され、札差の債権破棄と貸金仕法の改正が命じられた。やや遅れて翌寛政二年四月、甲府でも同様の棄捐令が実施されている。前稿の解題でも言及したが、このときの棄捐令は、天明四(一七八四)年以前の「古借」を帳消しとし、天明五年正月以降の借金については「百俵三両済」、すなわち俵禄米一〇〇俵あたり三両ずつと一律に均され、また利息は金五〇両につき金一步とされて、これを冬・春・夏の三季に分けて返済することとされた。史料のなかでは「戌年御改正」、ないしは単に「御改正」などと言及されている。

前稿「惣会所発端日記」の冒頭には、寛政六年十一月の井戸屋元七をはじめとする札差一一名による下金会所宛の願書が掲載されている。これは、「五年以

年まで、断続的に二三冊残されているが、すべてが甲銀表示である。

- (29) 天保一三年「村入用夫錢御書上帳」(山梨県立博物館所蔵五味家文書、歴二〇〇五—〇一八—〇〇〇三三二)。
- (30) 天保一四年「卯村入用夫錢割合帳」(山梨県立博物館所蔵五味家文書、歴二〇〇五—〇一八—〇〇〇三三九)。
- (31) 文化二年「村入用夫錢帳」(山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴二〇〇五—〇〇三—〇一五七四四)。
- (32) 慶応三年「夫錢割合帳」(山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴二〇〇五—〇〇三—〇一六九八三)。
- (33) 天明二年「丑年村入用夫錢帳」(山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴二〇〇五—〇〇三—〇一五四一八)。
- (34) 宝暦一〇年「覚(村入用諸夫錢につき)」(山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴二〇〇五—〇〇三—〇〇九六二七)。
- (35) 天保一〇年「亥年村入用夫錢帳」(山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴二〇〇五—〇〇三—〇一五八八七)。
- (36) このような甲銀による夫錢の計算がいつから行われていたかについては判然としない。確認できる範囲では、正徳三(一七一三)年十二月付の「上粟生野村御検地に付村入用夫錢帳」(山梨県立博物館所蔵三枝家文書、歴二〇〇五—〇四七—〇〇〇四二三)が最も古い夫錢に関する記録であり、すべて甲銀で計算がなされている。少なくとも一八世紀前期の国中三郡では広く甲銀が使用されていたとみてよい。
- (37) 文政二年「卯年村入用夫錢帳」(山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴二〇〇五—〇〇三—〇一五八九六)。
- (38) 明和二年「申年村入用夫錢帳」(山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴二〇〇五—〇〇三—〇一五八八八)、安永七年「酉年村入用夫錢帳」(山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴二〇〇五—〇〇三—〇一五八八九)、寛政一〇年「午年村入用夫錢帳」(山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴二〇〇五—〇〇三—〇一五八九〇)、文化八年「辰年村入用夫錢帳」(山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴二〇〇五—〇〇三—〇一五八九一)、文化八年「午年村入用夫錢帳」(山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴二〇〇五—〇〇三—〇一五八九〇)、文化八年「去年十二月迄未村入用夫錢帳」(山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴二〇〇五—〇〇三—〇一五九〇四)、文化一二年「酉年村入用夫錢帳」(山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴二〇〇五—〇〇三—〇一五八九三)、文化一二年「戌年村入用夫錢帳」(山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴二〇〇五—〇〇三—〇一五八九四)、文化一三年「亥年村入用夫錢帳」(山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴二〇〇五—〇〇三—〇一五八九五)の九冊。

- (39) 文化一三年「村入用夫錢帳」(山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴二〇〇五—〇〇三—〇一六六九二)。
- (40) 文政四年「当巳年夫錢割合帳」(山梨県立博物館所蔵渡邊家文書、歴二〇〇五—〇八五—〇〇三六四八)。
- (41) 山梨県立博物館所蔵渡邊家文書、歴二〇〇五—〇八五—〇〇三六四七。
- (42) 文化一二年「戌村入用夫錢割賦帳」(山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴二〇〇五—〇〇三—〇一四一三)。
- (43) 天保郡内騒動の最初の目的地が、熊野堂村(現笛吹市)の奥右衛門宅であったことは、郡内と国中の経済的結びつきの一つの帰結である。
- (44) 前掲註(6) 西脇氏著書「第三章 江戸時代中・後期の甲州金」。
- (45) 「甲金と小判引替迷惑につき嘆願書」(『山梨県史 資料編一三 近世九下』二〇〇四年三月、二五〇号、六七ページ)。
- (46) 史料の事書や文面は明らかに上申書の体裁をとっているが、差出と宛名の間には上下の関係はないものと考えられる。『山梨県史』掲載の前後の史料から、彼らがさまざまな手形を取り交わしていることがわかるので、本史料もその一つとして、取り交わしたうえで上申がはかれたものであろう。ただし実際に上申がなされたかどうかはわからない。
- (47) 飯田文彌「明和五年文金甲金両替定式反対の訴願闘争」(『甲斐路』第三三号、一九七八年一月)など。
- (48) 前掲註(7)『山梨県史』など。

(山梨県立博物館)

とする言説が現れてくるのか、そのことと、甲銀の使用開始時期との間に関係があるかどうか。存在しないものを追究するとは、考えただけで途方に暮れてしまうが、今後様々な史料に触れていくなかで、引き続き考えてみたい。

註

- (1) 山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴二〇〇五—〇〇三—〇〇八六九二。
- (2) 榎本宗次『近世領国貨幣研究序説』（一九七七年九月、東洋書院）。
- (3) 歴史学研究会編『越境する貨幣』（一九九九年、青木書店）、池享編『もの』から見る日本史 錢貨—前近代日本の貨幣と国家—（二〇〇一年五月、青木書店）、鈴木公雄編『貨幣の地域史 中世から近世へ』（二〇〇七年一月、岩波書店）など。
- (4) 安国良一『日本近世貨幣史の研究』（二〇一六年五月、思文閣出版）。
- (5) 高木久史『近世の開幕と貨幣統合—三貨制度への道程』（二〇一七年八月、思文閣出版）。
- (6) 西脇康『甲州金の研究—史料と現品の統合試論—』（日本史史料研究会企画部、二〇一六年九月）。
- (7) 『山梨県史 通史編三 近世二』（二〇〇六年三月、山梨県）第二章第二節、西脇康氏執筆部分。
- (8) 『甲斐国志』（一九六八年五月、雄山閣）巻之二 国法之部、一二〇頁下段。
- (9) 後で述べる甲州における銀貨鑄造の動きは、いったんこの甲銀とは分けて考えておきたい。
- (10) 年未詳「実父専藏殿卒去記」（山梨県立博物館所蔵古屋家文書、歴二〇〇五—〇〇七—〇〇〇七九二。以後、同文書群については番号のみを示すこととし、註記を省略する）。
- (11) 古屋織部の屋敷跡とされる土塁が、現在も笛吹市一宮町土塚に残されている。
- (12) 寛政九年正月「古屋紋之助分地諸事入用覚帳」（歴二〇〇五—〇〇七—〇〇〇七九三）、および寛政九年仲春（二月）「紋之助普請見舞帳」（歴二〇〇五—〇〇七—〇〇〇七九四）など。
- (13) 文化八年二月「文化七年年中紋之助勘定出入目録手前扣帳」（歴二〇〇五—〇〇七—〇〇〇七九六）。
- (14) 三井文庫編『近世後期における主要物価の動態 増補改訂版』（一九八九年六月、東京大学出版会）など。
- (15) 前掲註（8）『甲斐国志』、一二二頁上段。
- (16) 日付不明の「甲金一分」、三月六日の「甲金一分」、六月三日の「甲金一兩二分」、七月一三日の「甲金一分」、一〇月一二日の「甲金一分」で、合計二兩二分となる。

- (17) 文化九年二月「文政八末年中紋之介金銀遣取目録帳」（歴二〇〇五—〇〇七—〇〇〇七九七）。

(18) ただし「預り方」については、九月一五日の銭四〇〇文、極月二二日の銭四〇文のみ銀に換算した数値が示されていない。

- (19) 六月二日の「甲金三分」、八月一二日の「甲金一分」、九月二三日の「甲金一分」で合計一兩一分。

(20) ただし、このときの「貸方」合計は帳簿中では二二一匁三歩八厘とされており、本文中の数値の合計二五六匁三歩五厘五毛とは一致しない。単なる計算ミスの可能性も考えられる。ただ四月二二日の文二朱を換算した数値の末尾が「五毛」となっており、他に毛は登場しないので、何らかの理由でこれを含むいくつかの箇条が合計に反映されていない可能性もある。

- (21) 日付不明「初三俵」が三九匁一歩六厘、同じく日付不明「初四俵三桶」が六〇匁四歩七厘にそれぞれ換算されている。

(22) 三月六日には「よりこ代」も甲金一分で「預り」となっているが、「よりこ」については不明である。同じ「よりこ代」が、別のところでは銀六匁の収入となっている箇所もある。

- (23) 表にはあげていないが、文政七年の目録帳を見ると、紋之助の年貢・夫錢負担の全容がわかる。すなわち、小切金納として文政小判二分（甲銀二〇匁二歩）、大切金納として小判三分（甲銀三〇匁三歩）、石代を小判三分と二分の二回に分けて納め、夫錢は夏に八匁八歩八厘、冬に三匁一歩八厘を納めている。

(24) 【表2】で分析した「文化八末年中紋之介金銀遣取目録帳」の末尾には、次のような記述がある。

如斯こかねを差引して見けるに、此としハ蚕なとちかひて何かとたらず勝なりければ
長英
たのめとも蚕も宜しからされはたらすかちなる世渡りやうき

「長英」こと紋之助自身も、この年の不振の原因が、蚕の連作によると認識していたことがわかる。

- (25) 文政九年と同一〇年は総額がそれぞれ一七匁余り、二五匁余りとともに少なく、甲金での表記はできなかったものであろう。

- (26) 宝暦一四年「申年中村小入用夫錢帳」（山梨県立博物館所蔵太田家文書、歴二〇〇五—〇〇九—〇〇一六八四）。

(27) なお、「本途新田」七三二石九斗九升六合から、「諸引」二一石九斗二合九勺を引くと、七一石九升三合一勺となり、帳簿上の数字と二斗のずれが生じる。

- (28) このほか、太田家文書には上野村の夫錢帳が寛保元（一七四一）年から嘉永三（一八五〇）

からず、銀遣いはできないとしている。さらに、少額の甲州金がなくなり、銀遣いもできなければ、銀を一匁玉、二匁玉といったように、計数銀貨として発行してくれば、みなが喜ぶのだという。甲斐国は諸国と違い、これまで甲州金の一朱・二朱判を用いてきたが、銀一匁から五匁の玉を発行してくれたならば、少額の取引にも不自由しないとし、最後に自分たちにその銀の発行を請け負わせてほしいと述べている。⁽⁴⁶⁾西脇氏はここから、元禄期の甲斐国で計数銀貨の発想が存在したと評価している。

本稿で注目したいのは、ここでは「銀子遣ハ一切不仕」といい、銀遣いが行われていないとされている点である。秤量貨幣である銀の取り扱いに不慣れであるとし、その使用を拒絶しようとしている彼らが、このしばらく後には甲銀を使用するようになっていくのである。「史料9」は、甲州金の回収・廃止という幕府の方針に対応するために作成されたもので、これ以降も度々幕府は甲州金の回収を図り、明和五（一七六八）年にはこれに反発した百姓たちによる騒動に発展している。⁽⁴⁷⁾甲州金は享保期に吹き立てられて以降、吹替や吹足が認められず、次第に回収や退蔵などによって市場での流通量が減少していった。⁽⁴⁸⁾そうした状況が、計算貨幣としての甲銀が現れる前提となったものであろう。

利便性は銭より低いが、単位あたりの金額が銭よりも大きく、金や甲金よりも小さい、そんな通貨として甲銀が必要とされた理由は、経済面だけでは説明がつかないのかもしれない。甲州金の流通が目に見えて減少するなかで、小判と銀の対応関係を念頭に甲銀が案出され、使用されるようになったのは、制度としての甲州金を維持するためとみることができるのではないか。

甲州金と甲州枡、それに大小切税法は、一八世紀中ごろからそれぞれの廃止が取りざたされるようになると、「甲州三法」として一体のものとなっていく。しかし甲州金はいく限られた高額決済にのみ用いられるようになっていき、日常の取引には小判や銭が用いられた。甲州枡も、通常の枡の三倍と換算されて

普通に取引に用いられ、計算の手間が一度増えるくらいで、実用上のメリットはさほどない。「甲州三法」のうち、百姓にとって大きなメリットをもたらすのは大小切税法のみなのである。「甲州三法」が一体のものともみなされ、甲州金が衰退していけば、甲州枡や大小切税法も廃止されかねない。そこで甲州金の存在を維持するために案出された苦肉の策が、甲銀という理解しがたいシステムなのではなからうか。

甲斐国の人々が甲銀を必要としたその最大の理由、存在意義は、「甲州三法」の一角である甲州金を守ること、大小切税法を守るためであつたと、本稿では位置づけておきたい。

おわりに

紋之助の帳簿が示すように、一年の収支のなかで甲州金の占める割合はさほど大きくはなく、本稿の分析範囲では、支出に関してはほぼほとんどが甲銀によって計算されていた。さらに夫銭については国中三郡ではほぼすべてが甲銀で計算・割付されており、それは経済活動の広域化を前提に、次第に甲州金や甲銀を用いていなかった都留郡にも波及していった。近世の甲斐国では、甲州金より広範に甲銀が使用されていたのである。

しかし、何より甲銀には実体としての貨幣が存在しない。少なくとも、現時点で確認されていない。すなわち、右にみてきたように、帳簿上では盛んに用いられながら、実際の取引手段として何を用いていたかが全く見えてこない。古屋紋之助は「甲府へ買物」に行くといって、しばしば古屋本家から甲銀を借りていたが、どんな物を持って甲府に出かけて行ったのか。帳簿に出てくる甲銀が、具体的にどのような形をとっていたのか、残された史料からは今のところわからない。

またいつごろから「甲州三法」という認識や、これが武田信玄の恩典である

〔史料9〕⁴⁶⁾

口上書
乍恐奉願御訴訟

一、今度甲判金之儀、小判ニ御引替被遊、甲州之儀小判遣ニ被為仰付候由奉承知候、然上ハ、甲州之儀小判并銀遣仕候義ニ奉存候、甲州之義ハ他国と相替、百年以前方甲州金一分判ハ目一匁、二朱判ハ目ハ五分、一朱判ハ目二分五リンニ而、先年方用申来候間、銀子遣ハ一切不仕候、少分之差引も一朱判・二朱判ニ而指引埒明申候御事

一、自今以後一朱判・二朱判無御座候へハ、縦錢百文・二百文之指引ニも一分判をくつし遣申候方外無御座候へハ、諸人迷惑ニ奉存候、且又少分之義ニ銀子を指引ニ遣申候ニも、新キ之儀ニ而御座候へハ、銀子見知申候者も一匁と無御座候、扱又、面々之者共科目ニ而度々かけ候へ而、指引致候義も為中之者ニ而、殊ニ山方之者共ニ而候へハ、はかり目も不存候ニ付、新キ銀遣も不罷成迷惑ニ奉存候御事

一、右之通り一朱判・二朱判ハ無御座候、銀遣も俄ニ難成義ニ奉存候間、奉願候ハ、銀子之義一匁玉・二匁玉・三匁玉・四匁玉・五匁玉、如此五之玉ニ仕、即一匁玉ニハ一匁と、五匁玉ニハ五匁と何れも目におゝし、銀座方こつくひを打、右之銀子ニて指引仕候へハ、前之一朱判・二朱判方も能御座候而、目次第ニはかりニもかけ不申指引、諸人之者自由ニ而一国之者よろこひ申義ニ奉存候御事

一、甲州之義余国と相替、只今迄一朱・二朱判用候へ共、一匁玉方五匁玉ニ致、其目ニおゝし銀座方之こつくひニ而指引仕候へハ、たとへ五匁・十匁之儀をも五里・十里之所へも銀子ニ而持参申候へハ、諸事からく埒明申候而、大勢之者共如有之こつくひ^{ニ而}御座候ニ而指引仕度由奉願候御事
一、右之通被為 仰付被下置候ハ、銀座ニ而も目をかけいたて候ハ、手間取可申と奉存候間、手間取等之儀、銀座と相談仕質銀相定、此方方出

し可申候事、若甲州ニ而指引之節、にセ銀なと出候へ而も迷惑可仕候間、拙者共御請申上候上ハ、甲州ニ而拙者共方ニ而、一両ニ而四分ツ、売手を取、則銀子ニ拙者共こつくひを打立遣セ、若惡銀なと有之候ハ、此方へ返し取替候様ニ可仕候間、以来迄甲州へ之銀之儀、拙者共御請申売申度奉存候、乍恐甲州一国之者共よろこひ申義ニ奉存候間、乍憚国中之者方へ御尋被遊可被下候、願通り被為仰付被下置候ハ、難有奉存候

甲州東郡栗原筋勝沼村

若尾仁兵衛

元禄九子年三月八日 同国府中

坂田三郎

右勝沼村

若尾与五郎

山之根村

河野仁兵衛殿

正徳寺村

山下小左衛門殿

八幡村

望月里左衛門殿

参

まず甲州金と小判の両替について、甲斐国でも小判や銀を使うことを承知したうえで、甲州金の重量を述べ、銀遣いは一切しておらず、細かな取引には二朱・一朱の甲州金を用いるという。この少額の甲州金がなければ、たとえ錢一〇〇文といった少額の取引でも一分判を崩さなければならず、迷惑であるとし、少額を銀で扱うとしても、「新キ之儀」であるので、銀をみたことがある者がいないという。銀の取引には秤量が不可欠だが、田舎者であるので秤の使い方もわ

銀二匁八歩三厘

四百七十六文

一、十匁三歩 川口屋

(中略)

ペ金六両一分

銀二十二匁一步三厘

錢十八貫四百八十三文

為金八両一分

五貫八百八十文

用途は不明ながら、「藪屋甚右衛門」などへ村から銀で支払いを行っている様子が見える。最終的には金と錢で計算をされており、その前のペと比較すると、銀二匁余りと錢一二貫六〇三文が金二両になっていることがわかる。すなわち銀一一匁六厘五毛と六貫三〇一文余りが一両である。ここで使われている銀は、文政銀など広く流通した銀だとすると額が小さい。仮にこの銀が甲銀であるとする、錢一文は甲銀六毛程度なので、六貫三〇一文余りは甲銀三七匁八歩九毛に相当する。すなわち四八匁八歩七厘四毛が一両となる。先にみた紋之助関係の帳簿では、金一両に対して甲銀は四三匁程度であるので、金に対してやや甲銀安ということになるが、許容される数値であろう。都留郡という甲銀需要の少ない地域ゆえであろうか。

渡邊家には元禄七（一六九七）年から断続的に夫錢関係の帳簿類が残されているが、銀での表示はこれが初見である。同じ文政四年の「当己夫錢割合帳」⁽⁴⁾にも、銀での表示がみられる。加えて、都留郡下谷村のものとみられる夫錢割賦帳⁽⁴²⁾も、銀建ての項目が存在しており、一九世紀前半の都留郡には、銀建ての表記が入り込みつつあったとみてよいだろう。事例が少なく、以上みてきたような記述が全て本当に甲銀であるかについては検証が難しい。しかし、先の計

算結果に加え、一九世紀前半になって都留郡でみられるようになること、しかしさほど都留郡には浸透はしておらず、これ以降もしないこと、国役や郡中割などの貢租負担ではなく、商取引に関係するとみられるものが多いことなどの特徴や、一般に都留郡は、相模国などよりも、八代郡など国中地域と経済的なつながりが強いことなどをふまえ、甲銀であるとみておきたい。

もしこれが仮に甲銀であるとなると、甲斐国内の流通の拡大などを背景に、甲銀が都留郡に入り込みつつあったことになる。これは、「甲州三法」は都留郡に適用されないとする慣習を、実体経済が崩壊したということになろう。

三 甲銀の存在意義

右にみたとおり、国中三郡はもちろんのこと、都留郡でも甲銀の使用とみられる事例が確認できた。このように甲斐国で甲銀が広範に使用される背景には、いったいどのような事情があるのか。

甲銀の使用状況から、甲銀は、甲金・金・錢などの異なる貨幣を換算でき、すべてをまとめて計算できる貨幣として用いられていることは指摘できるだろう。しかし、それは錢でも可能であるし、その方が手間は少ない。単純に考えれば、甲金はさておき、日常の取引でやり取りする金や錢を、わざわざ独自の通貨である甲銀に換算する必要はない。慣習的に甲銀が存在していたとしても、それも含めてすべてを錢に換算すれば済む話であるし、現に都留郡をはじめとする他地域ではそうしている。

ではなぜ甲斐国ではそのような面倒な方法がとられたのであろうか。西脇氏が指摘するように、元禄九（一六九六）年三月、元禄改鑄に際して甲州金と小判の両替が進められた。その際に、甲府や勝沼などの、おそらく名主クラスの人物たちが、以下のような口上書を取り交わしている。

是ハ御役所御年始墨筆

紙諸色入用払

(中略)

べ以 金一両三分二朱与

銀五十三匁五歩

錢十四貫二百六十文

内二貫四百文 かきやく引

此錢三十一貫五百八十文

(後略)

この帳簿の全体を通して一箇所のみではあるが、あぶらや与兵衛ら四名への支払い分について、銀と錢を合わせた表示がみられる。また、この銀は最終的には錢に換算されて割り付けられている。これ以前の与繩村の夫錢帳は、明和二(一七六五)年以降文化一三年に至るまで、断続的に九冊が残っているが³⁸⁾、それらには銀での表示はみられない。すなわち、与繩村の夫錢帳において、これが銀での表示の初見とみられる。

続けて史料をあげる。都留郡十日市場村の夫錢帳である。

〔史料7〕³⁹⁾

一、金一両一分 郡中割

三百八十五文

上下

一、金二両也 名主給

(中略)

油や

一、金五両ト 佐十郎

百七十二文

一、金一両三分二朱 同人立替

銀二匁八歩七厘五毛

錢七百六十四文

(中略)

上組

一、三貫九百十八文 当役立替

外二銀八匁五歩

(後略)

油や佐十郎の立替分として二匁八歩七厘五毛、上組の村役人の立替分の一部として八匁五歩が計上されている。この史料では後半の計算部分に欠があるため、錢への換算過程を復元することは難しいが、最終的にはやはりこれも錢に換算されて割り付けられたものとみられる。

続けて、朝日馬場村の帳簿をみよう。同村の名主を務めた渡邊家に残された文書である。

〔史料8〕⁴⁰⁾

一、金一両 年末

一、二貫六百五十文 御国役金

永二百六十四文六分

一、金一分九十四文 郡中割

(中略)

藪屋

一、四匁五歩 甚右衛門

百八十九文

一、四匁五歩 小沢

一、金三分二朱 善蔵

卯三月

上今井村

名主

惣兵衛(印)

長百姓

七右衛門(印)

百姓代

伴四郎(印)

市川

御役所

天保一四年の三月に、市川代官所からの「御尋」に対して上今井村の村役人が報告した、過去の夫銭についての記録である。わからない、としている箇所もあるが、総額が書き上げられている年についてはすべて甲銀で表記されており、割付も甲銀を基準として行っていることがわかる。同年に作成された前年の夫銭の割付帳も残っており、⁽³⁰⁾こちらでは米や銭での表示もみられるが、それらもすべて甲銀に換算されており、計算は甲銀で行われていることがわかる。その他にも、史料の引用は省略するが、山梨郡山根村、⁽³¹⁾同郡千塚村、⁽³²⁾巨摩郡下条西割村、⁽³³⁾同郡大師村、⁽³⁴⁾八代郡十嶋村など、⁽³⁵⁾甲斐国でも山梨・八代・巨摩郡のいわゆる国中三郡では、甲銀による夫銭の計算とそれに基づく負担の割付が広く行われていた。⁽³⁶⁾

(二) 都留郡での甲銀使用例

それでは、都留郡はどうであろうか。一般に、甲金などの「甲州三法」は、国中三郡独自の制度とされ、都留郡では確認されない。甲金の「補助貨幣」である甲銀の使用も、都留郡ではさほど広くは確認できない。しかし、次にみる都留郡与縄村の夫銭帳には、わずかながら銀での表示が確認される。

〔史料6〕⁽³⁷⁾

覚

村役人

一、金一両三分也

給分

一、一貫八百

御役所

六十文

年暮

長屋三軒

一、一貫文

小もの

一、銀五十三匁五歩

銭二貫九百文

あぶらや

与兵衛

松坂屋

治右衛門

いつみや

半右衛門

大坂や

武左衛門

一、百三十八匁七步五厘

是ハ郡中一統御頼ニ付石和御役所へ上納

(中略)

惣銀合一貫九百九十匁九步七厘

此掛高

高七百三十二石九斗九升六合^{本途}新田

(中略)

小以二十一石九斗二合九勺 諸引

残高七百十石八斗九升三合一勺

此割

高五百八十八石一斗九升八号六勺 居村

高一石二付

二匁四步九厘宛

高百二十二石六斗九升四合五勺 入作

高一石二付

四匁二步九厘宛

(後略)

これもさきに見た紋之助の帳簿と同様、すべての項目を甲銀に合算して示している。⁽²⁷⁾さらに、村での夫銭の割付にあたっても、甲銀が計算の基礎とされており、甲銀を基礎的な単位として使用している状況が確認される。⁽²⁸⁾また、一〇〇匁を超えるような高額になっても甲金などへの換算はせず、甲銀での計算を徹底していることも注目されよう。

巨摩郡上今井村の五味家文書にも、いくつか夫銭帳が残されている。そのうち、寛政九年から天保一三年までの夫銭を市川代官所から尋ねられた際に作成されたとみられる帳簿をみてみよう。

〔史料5〕⁽²⁹⁾

一、寛政九巳年

是者相知不申候

(中略)

文政元寅年

一、甲銀一貫二十二匁九步五厘

割高二百十四石四斗

高一石二付

銀四匁七步七厘一毛

一、文政二卯年

是ハ相知不申候

文政三辰年

一、甲銀九百四十匁一步七厘

割高二百十四石四斗

高一石二付

四匁三步八厘五毛

天保元寅年

一、同一貫二十二匁六步九厘

割高二百十四石四石四斗

高一石二付

銀四匁七步七厘

(中略)

右者御尋ニ付書面^(符)通之

通り取調奉書上候、以上

天保十四年

甲銀四八匁を甲金一兩に換算して、甲金と甲銀とで表記するようになる。その後は甲金を用いた表記が中心になるが、文化一四年、文政二年、同三年、同九年、同一〇年は甲銀のみの数値が示される。⁽²⁵⁾これについても法則性はみられない。

なお、よくわからないのが、銭と甲銀の換算相場である。近接する日付であっても、数値が異なることが多い。たとえば、文化七年の三月二二日に紋之助は塩を買うために四〇〇文を借りており、これは甲銀換算で二匁四歩三厘、一匁あたり一六四・六〇九一文である。一方、その六日後の二八日に用途は不明だが二〇〇文を借りて、甲銀では一匁二歩二厘とされている。これは一匁あたり一六三・九三四四文となる。わずか六日の間に、銭の価値がほんの少し上がっているのだ。

他にも、文政元年九月一日には、祭りの酒代として五六文が、同じく肴代として同日に六四文が支出されている。甲銀の換算値は前者が三歩六厘、後者が四歩一厘である。これは一匁あたり一五五・五五六文と一五六・〇九七六文にあたり、同じ日に約〇・五文の違いが出ている。

逆に一致する事例として、文政三年をとりあげたい。三月一四日に貸し付けられた銭二〇〇文は一匁二歩三厘、同一七日に貸し付けられた銭四〇〇文は甲銀二匁四歩六厘で、いずれも一匁あたり一六二文余りである。四月七日、同二七日、六月一七日、同二五日には銭一〇〇文を借りており、これらはいずれも甲銀六歩二厘であった。上記の相場を踏まえれば、ここは六歩一厘五毛のはずである。すなわち、この帳簿では、甲銀への換算にあたって、端数を切り上げて処理をしている可能性がある。そのため、同じ時期の換算であっても、数値にずれが出てきてしまうのではないか。しかしそのような、一見いい加減にみえる運用が、果たしてどのような理屈で理解されていたのか、手がかりはない。

銭と甲銀との換算には、何か他の係数がある可能性もある。数値のからくり

は今もって不明であるが、現時点では、およそ一匁あたり一六〇文程度、一文あたり六毛程度と幅を持った数値でとらえておくよりない。

二 甲銀使用の広まり

(一) 国中三郡での甲銀使用例

八代郡土塚村の古屋家では、日常的に多様な場面で甲銀が用いられていた。では、これは八代郡の一地域でのみみられる状況なのであろうか。ここでは甲斐国内での甲銀使用の一般性を確認するため、国内他地域での使用事例を集めてみる。ただし、古屋家のようにこうした分析に適した史料がまとまって残されているところは少なく、また使用状況を見るといっても、国内各地域の領収書の一枚一枚をすべて分析することは直ちにはできない。

そこで、古屋家の事例のなかで、毎年甲銀が用いられていた夫銭についてみていきたい。夫銭であれば、およそ甲斐国内の各地域の状況を概観することは不可能ではない。ここでは、甲斐国内のいくつかの村について、夫銭の書き上げや勘定帳をみることで、甲銀の使用状況を確認していきたい。

まず土塚村と同じ八代郡の上野村の夫銭帳を見てみよう。

〔史料4〕⁽²⁶⁾

十二月十三日

一、十三匁

是ハ免割之節仲間并獵師元メ賄代

同十四日

一、十五匁六歩

是ハ御年貢取立御兩人様御泊り会所諸人用

(中略)

(六月廿日)
同日

【表4】文政4年紋之助金銀遣取目録帳の内容

月	日	金額	甲銀換算	内容	備考
貸方					
1月	10日	錢100文		伊勢御初穂	
1月	11日	錢200文		才吉婚姻ニ付若衆祝儀として差出ス	
1月	12日	錢193文		神沢紺屋染代払、但冬払之分	
1月	28日	錢800文		かし	
3月	5日	錢616文		かし	割印あり
3月	15日	錢32文		かいのむきみ買代	
3月	15日	錢12文		切元詰半把代かし	
3月	21日	銀4匁		川田塩買代かし	
3月	26日	錢100文		おゑつとの法事、香奠	
3月	28日	錢300文		桶くれ代	
4月	1日	甲金1分		かし、才吉甲府紺屋染賃	
4月	5日	錢200文		国分不幸香奠ニ遣ス	
4月	19日	銀3匁		筵買代	
4月	21日	銀1匁		桶や払かし	
5月	18日	銀2歩5厘		茶買代	
6月	4日	甲金1分		是ハ彦六夏羽織買代払	
7月	5日	錢100文		墓参り入用かし	
7月	9日	錢100文		かし	
7月	12日	銀6匁8歩2厘		夏夫錢、名主前納取越かし	
7月	12日	文2朱	此銀5匁5厘	酒や払かし	
7月	13日	銀8歩		長六へかし、又右衛門鎌代払	
7月	15日	錢40文		小遣、かし	割印あり
7月	28日	錢200文		河口行入用	
8月	4日	錢69文		神沢紺や染代払かし	
8月	25日	錢12文		砂糖買代かし	
9月	5日	錢200文		真綿惣ちんかし	
9月	8日	銀5匁8厘		旦紙一束代	
9月	23日	銀3匁5歩		桶屋払	
9月	24日	錢79文		清岩寺参内婦寺ニ付雑事入用かし	
9月	26日	錢60文		油絞賃かし	
10月	2日	文2朱		塩買代かし	
10月	13日	錢800文	此銀4匁9歩2厘	糸染代かし	
12月	28日	銀5匁		旦紙一束代かし	
大晦日		銀6匁7歩4厘		かし	
大晦日		銀65匁5歩7厘		巳年御年貢・夫錢惣出方取越納	
	ズ	甲金2分			
		錢3貫429文	此銀21匁1分		
		銀42匁2歩1厘			
		銀65匁5歩7厘		御年貢・夫錢取越かし	印あり
	惣ズ	甲金3両			
		銀10匁9歩1厘			

従是預り方					
正月	18日	文2両	此銀80匁4歩	山毛生代金預り	割印あり
不明		初43桶	此米4斗8升4合	四月中旬米ニ仕立、吉右衛門小作納初預、去辰年分御年貢	
			代銀62匁7歩9厘	預り、但し三斗七升替	
5月	26日	甲金3両		蛸売代金預り	
5月	26日	錢1貫200文	此銀7匁3歩8厘	預り	
11月	9日	文1分	此銀10匁1歩5厘	梯代、預り	
不明		銀7匁2歩		是ハ龍兵衛お半蔵売上ヶ候田地代金、甲一両之利足	
	ズ	甲金3両			
		銀167匁9歩2厘			
前条貸方与預り方差引		銀156匁9歩9厘		預り過	
内		甲金2両		要蔵お畑請返し金取越かし引	
引而		銀60匁9歩9厘		去巳年紋之助貸与預りとを差引、是丈まはり金、惣兵衛預り	
	又右之内ニ而				
		銀23匁4歩6厘		大キ田畑小作年貢、去巳年分	
		錢100文		才吉内恵林寺参詣小遣	
		錢114文		才吉へかし	
錢二口合		錢214文	此銀1匁3歩2厘		
	都合	銀24匁7歩8厘	引		
	残而	銀36匁1歩1厘		■預り過預り	
	外ニ	銀7匁2歩		預り、但蛸代金預り候利足、但シ七月お利廻シニ致内、十月迄四ヶ月分	
預ズ		銀48匁4歩1厘			

【表3】文化10年紋之助金銀遣取目録帳の内容

月	日	金額	甲銀換算	内容	備考
貸方					
正月	21日	文2朱	此銀5匁4歩2厘5毛	甲府江行とて	
正月	6日	錢300文		(不明)	
正月	21日	銀3匁		(不明)	
2月	朔日	錢100文		(不明)	
2月	15日	文2朱	此銀5匁4歩5厘	是ハ藥礼遣スよし	
2月	27日	文2朱		是ハ若松おくの屋縁談ニ付餞別につかハすとて	
2月	29日	錢200文		(不明)	
2月	27日	錢100文		是ハ海福院入院見舞	
3月	2日	錢400文		是ハ八千蔵村勘之丞殿死去ニ付香奠ニつかハスよし	
4月	3日	文2朱	此銀5匁5歩	甲府江行とて	
4月	3日	錢300文		甲府ニて糸染代之由	
5月	朔日	錢200文	此銀1匁2歩6厘	大工払之由	
6月	17日	銀4歩		井戸鉤代府中買取越かし	
6月	17日	錢12文		にんしん種代取越かし	
6月	25日	銀1匁2厘		才吉墨筆詔代取越かし	
6月	23日	銀2匁		甲府諸買物	
6月	17日	錢48文		伽羅油一棹代取越かし	
6月	24日	錢100文		(不明)	
7月	13日	銀4匁2歩6厘		是ハ源次右衛門殿酒代払自分お使之人江直ニ相払申候	
7月	21日	銀14匁1歩1厘		夏夫錢名主前取越納	
7月	29日	錢200文	此銀1匁2歩6厘	専左衛門殿死去香奠ニ遣スよし	
8月	15日	錢100文		(不明)	
9月	11日	文2朱	此銀5匁3歩7厘5毛	是ハ川田江塩買ニ行とて	
9月	28日	錢200文		新八殿江産屋明之祝儀	
9月	30日	甲金1分2朱		是ハ専左衛門死去期無尽発記半口分加入、但シ取越懸ケ申候	
10月	10日	銀1匁2厘		是ハ梯代金之返し遣スよし、是ハ心得違ニ而書付候ニ付渡し申候	
10月	10日	錢200文		是も同断	
10月	10日	銀1匁2厘		桶屋払のよし	
10月	4日	銀1匁3歩5厘		甲府和田平紺屋糸染代払いかし	
11月	23日	錢1貫800文	此銀11匁8歩4厘	八幡江疊表買ニ行とて	
11月	23日	錢50文		油一棹府中買取越かし	
11月	27日	錢200文		府中行之節かし	
11月	28日	錢500文		疊屋払にとて	
閏11月	12日	錢100文		(不明)	
不明		銀1匁9歩		炭代取越かし、帳順前後	
閏11月	26日	錢100文		伊勢御初穂に上ルとて	
極月	12日	文2朱	此銀5匁4歩2厘5毛	甲府買物	
10月	13日	文2両	此銀87匁2歩	御年貢納	
11月	23日	銀14匁5歩3厘		同断	
11月	23日	銀14匁2歩6厘		冬夫錢	
	杢	銀210匁2厘			
		錢3貫12文	此銀19匁2歩8厘		
	合	銀229匁3歩		取越貸方	

預方					
正月	21日	甲金1両3分3朱		寄沢口山毛生売代預り	
2月	24日	銀2匁		真綿売代預り	
不明		錢50文		塩詔代かり	
不明		錢50文		同断	
不明		粃9俵5桶	代銀113匁1歩4厘	申ノ秋小作粃并手作、此米九斗九升也、但甲一両ニ付四斗二升替	
6月	8日	銀2匁		桑売代預り	
6月	8日	甲金1両3分3朱		蝸代金預り	
6月	8日	錢1貫200文	此銀7匁5歩8厘	同断	
7月	15日	甲金1分2朱		車屋敷地年貢古未進預り	
10月	10日	銀11匁		梯代預り	
11月	22日	銀2匁5歩		八幡表代かり	
11月		銀3匁		糸売代預り、上矢作利右衛門ニ売ル	
不明		銀6匁		疊屋仕買払かり	
極月	25日	甲金1分2朱		神沢直右衛門腰巻小作田地荒役之内取則預り	
預り杢		甲金4両也			
		銀149匁8歩2厘也			
		錢96文也	此銀6歩4厘		
右金銀合		甲金7両			
		銀6匁4歩6厘			
前条貸方与差引		銀112匁1歩6厘		預り過	印あり

【表 2】文化 8 年紋之助金銀遣取目録帳の内容

月	日	金額	甲銀換算	内容	備考
貸方					
正月	3 日	銀 5 匁		秋葉懸銭取越かし	
不明		銭60文	此銀 3 歩 8 厘	正二月日懸取越かし	
正月	22日	銭200文	此銀 1 匁 2 歩 1 厘	かし	
2月	15日	銭200文	此銀 1 匁 2 歩 1 厘	かし	
不明		銭 8 文	此銀 5 厘	去々午年名主寄集銭入落	
不明		銀 1 匁 5 歩		去々午春初七俵半ひき賃入落、但一俵ニ付二歩かかり	
不明		銀 1 匁 5 歩		去去年春初七俵四桶ひき賃払かし	
3月	15日	銭300文	此銀 1 匁 8 歩 4 厘	かし	
3月	16日	銭24文	此銀 1 歩 1 厘	おしけ丈へ渡かし	
4月	3 日	銀 9 歩		笠代かし	
4月		銀93匁 9 歩 2 厘		桑代取越かし	
7月	4 日	甲金 1 分		府中へ行とてかし	
不明		銀 7 匁 9 歩 9 厘		末ノ夏夫名主前不納かし	
不明		銭184文	此銀 1 匁 1 歩 5 厘	閏二月ノ七月迄六ヶ月分日懸取越納かし	
8月	20日	銀 4 匁 2 歩		五兵衛塩買代払にとてかし	
9月	15日	銭400文		草津飛脚江遣スとてかし	
極月	4 日	銭124文	此銀 7 歩 7 厘	伊勢御初穂取越かし	
極月	13日	銭75文	此銀 4 歩 8 厘	葉代取越かし	
不明		銀140匁 8 厘		極月廿一日迄追々、未年惣御年貢・夫銭名主前出方取越納かし	
極月	21日	銭124文	此銀 7 歩 7 厘	日懸ケ四ヶ月分名主前取越納かし	
極月	21日	銭40文		風祭り集銭雑事二度分、名主前出金取越かし	
極月	23日	銀 6 匁 2 歩 7 厘		節買物取越かし	
極月	大晦日	甲金 2 分		北条畑買代金取越かし	
右貸方		銀305匁 4 歩		新屋年中惣諸入用出方也	印あり
預り方					
不明		初 7 俵 4 桶	代99匁 7 歩 8 厘	去々午年直右衛門小作年貢初并手作初粗共、右米ニ積りて六俵与一升	
閏 2 月	8 日	銭100文	此銀 6 歩 1 厘	甲府買物代かり	
6月	2 日	甲金 3 分		蛸代金預り	
7月	3 日	銀 3 匁 2 分		府中買物代かり	
不明		銭72文	此銀 4 歩 6 厘	塩あつらへ代かり	
8月	12日	甲金 1 分		車屋四郎兵衛 6 年貢之由預り	
不明		銭40文	此銀 2 歩 6 厘	かうじ代かり	
9月	23日	甲金 1 分		梯代預り	
右預り		銀164匁 3 歩 1 厘			印あり
前貸方差引		銀141匁 9 厘		入金不足貸シ	

文化八年の三分と比べれば実に一二倍に達している。古屋家が所在した八代郡は養蚕が盛んに行われた地域であり、その成否が家の経営そのものを大きく左右していたことが改めて確認される²⁴。そのような目で見ると、文政八年に桑代が大きな支出となっていることも納得できる。

注目したいのは、これら繭の売却代金が甲金で表されている点である。これは今回扱っている帳簿で一貫している。繭も高額商品の一種として、ある程度まとまった量で取引されていたのであろう。いっぽうで山繭については、甲金で表記される年と、金で表記される年があり、一定していない。他にも無尽の掛金や、紺屋の染賃など、甲金で表記される場合とそうでない場合とがある費目が確認される。ほぼすべてが甲金で表示されている土地の購入代金や繭の売却代金は、こうした日常的な出費とはある程度区別される、大きな取引であったとみてよいのではなからうか。

(三) 甲銀使用の特徴

先に費目によって甲金だけで表記されるもの、甲金で表記されるとは限らないものが存在することを指摘した。そのような帳簿の記述上の特徴は、他にどのようなものがあるだろうか。

個別の費目に銀に換算した数値を示すかどうかは、年によって異なっている。文化七年のように、ほぼすべての金や銭を甲銀に換算して示す年もあれば、文化九年には銭の銀への換算値は示されず、金の換算値のみとなっている。文化一一年の帳簿ではほぼ銀に換算した数値が示されなくなるが、文化一三年にはまたほぼすべて銀での値が示される。このように、費目ごとに銀の値を示すかどうかは年によって異なり、特段の法則性は見出されない。

総額表示は、文化七年から九年までは甲金もすべて甲銀に換算して合算されている。文化一〇年には、「預り方」については総額を甲銀で合算したうえで、

【表1】文化7年から文政10年までの紋之助の「貸方ㄆ」と「預り方ㄆ」

和暦	西暦	貸方ㄆ	預り方ㄆ	差引
文化7	1810	231匁3歩8厘	259匁5歩1厘	+28匁1歩3厘
文化8	1811	305匁4歩	164匁3歩1厘	-141匁9厘
文化9	1812	213匁5歩4厘	206匁1歩3厘	-7匁4歩1厘
文化10	1813	229匁3歩	7両・6匁4歩6厘	+113匁1歩6厘
文化11	1814	5両1分2朱・5歩3厘	3両3分・2匁4歩9厘	-76匁4厘
文化12	1815	5両2分・2匁3歩4厘	5両3分2朱・1匁5歩2厘	+17匁4歩8厘
文化13	1816	5両2朱・10匁2歩3厘	3両3分・4匁2厘	-72匁3厘
文化14	1817	205匁2歩7厘	2両2朱・157匁6歩5厘	+54匁3歩8厘
文政元	1818	5両1分2朱・銀2匁9歩6厘	5両3朱・7歩1厘	-11匁1歩9厘
文政2	1819	237匁2歩1厘	235匁2歩7厘	-1匁9歩4厘
文政3	1820	270匁5歩5厘7毛	3両1分・85匁6歩4厘	-28匁9歩1厘7毛
文政4	1821	3両・10匁9歩1厘	3両・167匁9歩2厘	+157匁1厘
文政5	1822	7両1分・2匁4歩8厘	6両3分2朱・5匁5歩1厘5毛	-14匁9歩6厘5毛
文政6	1823	4両・5匁7毛5才	4両1分・7歩	+6匁9歩5厘
文政7	1824	2分・212匁5歩4厘	1両2分2朱・104匁8厘	-53匁7歩4厘
文政8	1825	230匁6歩9厘	361匁9歩4厘	+131匁2歩5厘
文政9	1826	17匁2歩3厘	119匁7歩6厘	+102匁5歩3厘
文政10	1827	25匁8歩	25匁2歩	-6歩

史料にみえる「貸方ㄆ」と「預り方ㄆ」を甲銀に換算し、「差引」を算出した。そのため、史料の差引勘定とは数値が異なる年がある。甲金の換算は、1両=48匁、1分=12匁、1朱=3匁とした。

を眺めると、額の大きなものとして、四月条の「桑代」九三匁余りと日付不明の「末年惣御年貢・夫銭」の一四〇匁余りが目に付く。それぞれの数値がどのような意味を持つかは、他の年と比較するなかで検討しよう。

【表3】の文化一〇年は一一三匁余りのプラスになった年である。文化八年に最大の支出となった年貢と夫銭について、この年は一〇月一三日に年貢として文二両（銀八七匁二歩）、同じく年貢として一月二三日に一四匁余り、夫銭として夏と冬に一四匁余りを支出しており、足し合わせると一三〇匁余りとなる。先の文化八年の年貢・夫銭の負担にはやや足らないが、ほぼ同様の負担であったとみておきたい²³。それを除くとこの年には大きな支出は見当たらない。続けて収入を見比べよう。額が大きいのは「小作粗井手作」の粗である。米の豊凶や相場によって大きく高下があるが、およそ一〇〇匁前後の収入となっている。これに関しては、先の年貢や夫銭と同様、毎年ある程度の額になるものとみてよいだろう。

それでは、年によって大きく異なるものはあるのだろうか。文化一〇年の「預り方」で目に付くのが、「寄沢口山毛生売代」と蛹代である。この蛹は蚕の繭のことである。この繭代については、文化八年に甲金三分であったものが、文化一〇年には甲金一両三分三朱と倍以上に増えている。「山毛生」はおそらく山繭（天蚕）のことと考えられ、これも養蚕の稼ぎとみてよい。この年は養蚕の当たり年であり、それだけ収入が大きくなったものであろう。

続けて【表4】の文政四年をみていく。この年は期間を通じて最大の黒字となった。

支出の面では、特に大きなものは見当たらない。年貢・夫銭も大晦日に六五匁余りを計上しているが、これは、たとえば文化一〇年のそれのおよそ半額であり、何らかの理由で半分のみを古屋本家から借りて調達したものであろう。

収入で目を引くのは、やはり蛹（繭）の売却金が三両と極めて大きい点である。

に現れる甲金は合計一兩一分であり、そのほかの数値を銀で足し合わせると一〇四匁三步一厘となる。帳簿内に示された「貸方」の合計値、銀一六四匁三步一厘からこれを引くとちょうど六〇匁となり、これが甲金一兩一分に相当することになるので、甲金一兩あたり四八匁という相場に合致する。

すなわちここで用いられている銀は、すべて甲銀とみてよいだろう。これらの帳簿では、ほぼすべての貨幣などが甲銀に換算されたうえ、甲銀で収支計算がなされているのである。

では、その割合はどうであろうか。再び「史料3」の典拠となる「文化七年紋之介金銀遣取目録帳」をみよう。「貸方」に記された数値について、銀で示されたものは合計二五七匁一步三厘、文政小判で示されたものを銀に換算した数値は合計二六匁四步二厘五毛、同じく銭は一一匁二步七厘となる。圧倒的に銀での取引が多く、全体の七割を超える⁽²⁰⁾。いっぽうで「預り方」については、先にみたように総額二五九匁余りのうち一一九匁が甲金での収入となっており、それに続いて粗が銀で換算して九九匁余りとなっている⁽²¹⁾のに対し、銀での収入は二三匁四步、銭での収入は一貫七八文、銀換算で七匁一步二厘にとどまる。

すなわち紋之助の支出（「貸方」）は甲銀の比率が高く、収入に相当する「預り方」は甲金の比率が高いということになる。では、なぜこのような違いが生まれるのだろうか。費目から考えてみたい。

まず支出について、単に「かし（貸し）」とあるだけで用途が明らかでない支出も多いが、目立つのは日付不明の「御年貢惣出方」銀一二〇匁七步二厘であり、実に総支出の半額近くを占めている。翌八年には「惣御年貢・夫銭」として銀一四〇匁余りが支出されており、続く文政九年にも、「大小切石代」として文政小判二両一分、銀に換算して九八匁一步が支出されている。他の年も、おおよそ支出の半分程度はこうした租税関係（特に夫銭）であり、これらの費目に特に銀での高額支出が目立つ。そのほかは布や桶、筵など、日用品の購入

に際して紋之助に銀が貸し付けられており、時折高額なものもみられるが、おおよそ二〇匁以内の取引で用いられているといえる。

収入については、先にふれたように、銀の割合は少なく、甲金の割合が高い。その内訳は、これも単に「預り」とされて不明なものも多いが、桑や蛹の売却代金など、ある程度の規模の商取引のようである⁽²²⁾。銀での収入となったものは、大豆代八匁、桑「二しよい」代七匁など、少額の取引が多かった。

一般に甲金の用途としては、年貢上納や土地の取引などがあげられる。いずれも高額取引であり、甲金は日常的に使用されるものではなかったといっていだろう。すなわち紋之助の家のように、家産に恵まれた家では、大規模な取引を甲金で、小規模で日常的な取引を甲銀で行っていたのである。そのため、年貢以外にさほど大きな支出がない「貸方」は甲銀が多く、「預り方」は甲金が多くなるのであろう。

（二）帳簿の費目と甲金・甲銀

先にもふれたように、紋之助の収支記録は十数年にわたって連続して残されている。これを通してみていくことにしたい。それぞれの年の総額を示すと、【表1】の通りである。

収支は年によって異なるが、「預り方」が「貸方」を上回った年、すなわち紋之助の収支がプラスになった年は一八年間のうち八年分であり、あとはマイナスであった。文政四年の一五七匁一厘のプラスが最高で、最低は文化八年の一四一匁九厘のマイナスと、振れ幅が非常に大きい。このような経営の不安定さは、いったい何に基づくのであろうか。具体的に個別の年をみていこう。特に収支の幅の大きい文化八年、同一〇年、文政四年について整理してみたい。

【表2】のように、文化八年は一四一匁九厘と、史料が残っている期間を通じて最大のマイナスであった。この原因はどこにあるのだろうか。「貸方」（支出）

一、甲金一分 去々巳年

塩田ニ而買分

候桑代

二月晦日

一、銀八匁 大豆代預り

一、同六匁 よりこ代預り

一、粃三俵 預り

此米三斗

代三十九匁一步六厘

三月六日

一、甲金一分 よりこ代預り

(中略)

右預り々

銀二百五十九匁五歩一厘

前貸方差引

廿八匁一步三厘

外ニ五歩種蠅

預りと成申候

不足之分加入

是丈新屋去年身上まハリ金也

前半の「貸方」は、古屋本家から紋之助が借りた金銭、後半の「預り方」は古屋本家が紋之助から預かった(借りた)金銭を書き上げたものである。これが紋之助の家の全収支を示すとはいえない点には留意しておく必要があるが、ここでの「貸方」は紋之助の支出、「預り方」は収入と読み替えることができる。一読して気づくように、紋之助の支出と収入について、ほぼすべてが銀で表

記されている。さらに、「甲金」にはみられないが、「文」こと文政小判である金や、銭についても銀に換算した数値が添えられている。そのうえで、貸方・預方とも銀で合計値が出され、差引が行われている。すなわちここでは、収支計算がすべて銀で行われていることがわかる。

この銀は、「史料3」の三月六日条で、文一分二朱が一五匁七歩五厘とされていることから、金一両あたり四二匁となる。同様に四月二一日条では文二朱が五匁二歩七厘五毛とされることから、一両あたりに直すと四二匁二分となる。極月二九日条では、文二朱が五匁四歩となっており、一両あたりは四三匁二分となる。一般に文政小判の銀相場は六〇匁強とされているので、この銀が一般に用いられた銀だとすると、ずいぶん銀高であるということになる。いっぽう、『甲斐国志』には、

〔史料4〕¹⁵⁾

(甲銀を、引用者註) 甲金二両替スルニ、文金十両ニ甲金九両替ナラバ、金一両四十三匁二分トス

とあり、先に見た帳簿の数値と一致する。すなわち、この銀は、甲銀と考えられる。

〔史料3〕の帳簿で、甲金が現れるのは「預り方」の五か所のみである。その合計は二両二分で、¹⁶⁾ そのほかを銀に換算した数値を足し合わせると、一四〇匁五厘となる。帳簿の末尾に示された「預り方」の合計は、銀で二五九匁五歩一厘とされており、先の甲金以外の数値をここから引くと、一一九匁四歩六厘となる。これが二両二分に相当する銀の数値ということになるので、一両あたりの数値に直すと、四七匁七歩八厘四毛となる。先学の指摘する、甲金一両が甲銀四八匁という甲銀相場に近似している。

もう一例検討しよう。〔史料3〕の翌年、文政八年の帳簿¹⁷⁾でも、「貸方」に現れる甲金以外の文政小判や銭などはすべて銀に換算されている。¹⁸⁾ ここで「貸方」

一 甲銀の使用実態

(一)「紋之助金銀貸与預り仕訳目録帳」

甲斐国における日常的な貨幣の使用状況を知るため、八代郡土塚村（現笛吹市）の名主を務めた古屋家に伝わった古文書から、ある帳簿をみていきたい。

家伝^⑩によれば、古屋惣兵衛専蔵は武田家臣であった古屋織部^⑪から七代の子孫といい、元文三（一七三八）年の春に生まれ、文化八（一八一）年一〇月に没したらしい。長男定次郎、次男紋之助をはじめとする男女九人の子供に恵まれた。惣兵衛が家督を継承した時点ではさほど裕福ではなかったといい、江戸との商いに成功し、家の経営を安定させたとされている。

古屋家では、惣兵衛の次男紋之助（紋之介とも）が、父の惣兵衛および兄定次郎（のちの惣兵衛）、すなわち古屋本家との間で金銭や米などの品物をやりとりした帳簿が、文化七年から文政一〇（一八二七）年までの一八年分、連続して残されている。紋之助は、寛政九（一七九七）年頃に本家から独立して生計を立てるようになったものとみられ、資料中では「新屋」などと呼ばれることもある。

さてその紋之助と古屋本家がやり取りした金銭について、史料には次のようにあらわれる。

〔史料3〕^⑬

貸方

三月六日

一、銀六匁八歩

嶋布一反代

三月十六日

一、文一分二朱

黒鍬普請

此銀十五匁七歩五厘

作料払とてかし

三月廿二日

一、錢四百文

川田江塩買ニ

此銀二匁四歩三厘

行とてかし

三月廿八日

一、同二百文

かし

此銀一匁二歩二厘

四月三日

一、銀七匁七歩五厘

府中諸買

物ニとてかし

四月十三日

一、同一匁二歩

桶屋払ニ

とてかし

四月十九日

一、錢百文

かし

此銀六歩一厘

四月二十一日

一、文二朱

まづき買ニ

此銀五匁二歩七厘五毛

行とてかし

（中略）

右貸方メ

銀二百三十一匁三歩八厘

年中新屋惣諸入用方也

預り方

已年勘定入落

榎本宗次氏の先駆的業績がある。榎本氏は、津軽藩・加賀藩などを例に、領国貨幣の使用実態と、それが幕府金銀に置き換えられていく過程を分析した。これまで近世の貨幣に関しては、様々に論じられてきたが、その多くは錢貨を中心に中世との比較やその連続性を述べるものが多く、甲州金のように、近世の特定地域における多様な貨幣流通をとらえているとは言い難い。また、安国良一氏や高木久史氏は、地域に即して中世末期から近世にかけての金銀、そして錢の使用実態の変遷を示し、近世的な貨幣制度の確立過程を示した。ただしこれらの先行研究は、全国的な貨幣制度の統一に帰結していき、特に近世中後期には、そこから漏れた領国貨幣は、あたかも存在しないかのような感さえうける。

そのなかで、近世の甲斐国独特の幣制である甲州金について分析した西脇康氏の一連の業績は、文献史料に基づく甲州金研究の最先端といえるだろう。西脇氏は、残存する甲州金の実物と文献史料から、戦国期から近世末期までの甲州金の使用について見通してみせた。「地方凡例録」などにより、存在だけが広く認識されていた甲州金について、西脇氏はその実態を総合的に示してみせたのである。『山梨県史』の近世の甲州金に関する記述も、西脇氏によるものであり、端的に甲州金の成立から廃止に至る過程について整理されている。

ただし、本稿で扱う甲銀については、「近世甲州の金融慣行として「甲銀」なる表現が証文類に散見される」、「甲州金に換算した銀建て表示」とし、『甲斐国志』に示された甲金との換算相場を示すのみで、その使用の状況については触れられていない。たしかに、『甲斐国志』には、甲金と銀について次のように述べられている。

〔史料2〕⁽⁸⁾

本州ハ銀子ノ通用ナシ、自^レ古銀鉞ナキ故也ト云フ、甲金一兩ヲ銀四十八匁ト定ム、前ニ云フ、一貫文ニ初八斗也、六合摺ニテ米四斗八升ニナル、

此割合ヨリ出ツト云フ、十二匁ヲ一分トシ、六匁ヲ二朱、三匁ヲ一銖、一匁五分ヲ銖中、七分五厘ヲ糸目、三分七厘五毛ヲ小糸目ト云フ、小糸目中ト云フ事モアリ、小判ニモ同ジク言^レフ之ヲ、元禄以前ノ書類ニハ間々見えタリ、今ハ糸目ト云ハズ、専端銀ヲ通称ス

甲斐国では銀が使用されないとし、甲金一兩を銀四八匁としたのは、一貫文に相当する米の割合からであるという。さらに一二匁を一分とする以下の金の単位との換算値を示し、『甲斐国志』が編まれた時点では、糸目という呼称を用いず、端銀を糸目と呼ぶようになっていたらしい。ここを含め、『甲斐国志』の甲州金を扱った箇所には、甲銀についての記述はみられない。

さらに、先行研究においては、近世中後期の領国貨幣が存在しないかのような感さえうける。さきにも述べたが、貨幣としての甲銀は、実物が確認されておらず、文字通り存在しない。おそらく実物貨幣を伴わない、計算貨幣として用いられたものなのであろう。しかしながら、文献上にしきりに現れる甲銀をどのように考えればよいのか、というのが、本稿の出発点である。甲銀が用いられる事例は数多く、近世甲斐国の貨幣制度を考えるうえで、無視することはできないように思われる。地理的に江戸に近接した「金遣い」の地域であり、なおかつ甲州金という独自の通貨を持つ甲斐国において、なぜ銀建ての価格表記が行われ、また実物としての貨幣を伴わない独自の甲銀が用いられたのか。ここから、江戸時代における貨幣や通貨の存在を考え直すことができるのではなからうか。そこで、本稿では、これまで着目されることがなかった甲銀の使用状況を史料から読み取っていく。そのうえで、その用途や使用される範囲をある程度示し、今後の甲銀研究、ひいては幣制研究のための基礎作業としたい。

一九世紀甲斐国における甲銀の使用実態と存在意義

―「甲州三法」に関する基礎的考察―

中野賢治

はじめに

江戸時代の甲斐国に関する古文書を見ていると、時折、甲銀による取引が行われていることに気づく。例えば、次のようなものである。

〔史料1〕^①

売渡申畑之事

場所山田

手作太郎右衛門分

一、中畑一畝十二歩

分米二斗一升

(印)

此代金甲銀十三匁六歩也

右者当戌御年貢ニ差詰リ申ニ付、書面之

代銀慥ニ請取、畑売渡申所実正ニ御座候、但シ年

季之儀者、当戌暮子暮迄、三年季ニ相定

申候、此畑ニ付、村中親類誰人成共少茂構無御座候、

若六ヶ敷儀出来仕候ハ、売主・証人罷出、

急度埒明、貴殿へ少茂御苦勞を掛申間敷候、

右之年季過、地代銀返金仕候ハ、無相

違畑御返し可被下候、為後日証文仍而如件

文化十一年戌十二月廿五日

売主

下岩崎村

七郎左衛門(印)

証人

友右衛門(印)

同村

太郎左衛門尉殿

〔表書之通り少茂相違御座候、以上〕^(裏書)

名主

作右衛門(印)

一見、どこにでもあるような、ふつうの土地売買の証文であるが、このときの代金は甲銀一三匁余りであった。この甲銀とは、なんだろうか。

一般に江戸時代の貨幣制度は、金・銀・銭のいわゆる「三貨制度」によって説明されることが多い。また俗に「江戸の金遣い、大坂の銀遣い」などと言われ、その流通には地域差があった。ここまでは高等学校の教科書などにも記されている基本的な知識である。

しかし実際には、元禄期まで、全国各地で幕府が発行した以外の通貨が使用されていた。これを先行研究では領国貨幣と呼んでいる。領国貨幣については、

(図表13) 早川徳次洋行日程表

月 日	場 所	動 向	出 典
大正3年(1914)			
8月12日	山梨県庁	海外旅券下付	パスポート
8月	出発	日本郵船加茂丸乗船か	履歴書(昭和15年)
10月24日	(マルセーユ)	寄港地	徳次から頼母子への手紙
10月30日	ロンドン	ロンドン到着	10月31日付書簡記載
10月31日		Durley Road, Stamford Hill Mrs.Summers方に下宿	徳次から頼母子への手紙
11月3日			兄富平からの手紙
11月14日		サンマー夫人に妻への手紙を出すよう受寄される。	徳次から頼母子への手紙
不明		サンマー夫人の手ほどきで英会話に励む。	徳次から頼母子宛てか？
12月			兄富平からの手紙
12月15日		Parliament Hill, Hampstead Mrs. Morgan方に下宿(日付は疑)	徳次から頼母子への手紙
大正4年(1915)			
1月1日	ロンドン		父常富・兄富平からの手紙
1月18日			兄富平からの手紙
2月1日			宇佐美からの手紙
2月2日			友人からの手紙
2月20日			兄富平からの手紙
2月27日			兄富平からの手紙
3月28日			徳次から頼母子への手紙
4月12日		滯英感想録の刊行を構想する。	徳次から頼母子への手紙
4月15日			兄富平からの手紙
4月27日			兄富平からの手紙
5月16日			父常富・兄富平からの手紙
6月5日		ドイツ軍の飛行船に脅威を感じる。	徳次から頼母子への絵葉書
7月12日			兄富平からの手紙
7月19日		新たな「処世の方針」を決意する。	徳次から頼母子への手紙
8月27日			妻頼母子・兄富平からの手紙
8月31日	駐ロンドン日本総領事館	スコットランド・アイルランド視察旅行	パスポート
9月24日	ニューカッスル(英)		パスポート
9月25日	エディンバラ(英)		パスポート
10月6日	グラスゴー(蘇)		パスポート
10月10日			パスポート
10月11日			兄富平・小松専平からの手紙
10月14日		軽度の疲労も不眠転の決意を示す。	徳次から頼母子への手紙
10月17日	ホーリーヘッド(威)		パスポート
10月18日	ベルファスト(愛)		パスポート
10月			兄富平からの手紙
11月7日	ロンドン	ロンドンへ帰還	11月9日の手紙より
11月9日		視察旅行のまとめに取り掛かる。	徳次から頼母子への絵葉書
11月10日			兄富平からの手紙
大正5年(1916)			
1月12日	ロンドン		兄富平からの手紙
1月14日			兄富平からの手紙
2月20日			兄富平からの手紙
2月29日			兄富平からの手紙
3月4日	在ロンドン日本総領事館	仏・伊・瑞・米への渡航許可	パスポート
3月6日	ロンドン	滯英感想録の原稿を妻の元に送る。	徳次から頼母子への手紙
3月8日	在ロンドン仏総領事館		パスポート
3月8日	ロンドン		パスポート
3月8日			パスポート2
3月8日		フランスへ出発	3月6日付書簡に記載
3月9日			パスポート
3月10日	フォークストン(英)	ドーバー海峡を渡る	パスポート
3月10日			パスポート
3月10日	フォークストン(英)		パスポート2
3月10日			パスポート2
3月15日	在パリ日本大使館		パスポート
3月17日	パリ		パスポート
3月18日			パスポート
3月20日	ベレガルデ駅(仏か)	フランス出国	パスポート
3月20日	ジュネーブ・コルナバン駅(瑞)	スイス入国	パスポート
3月26日			パスポート
3月28日			兄富平からの手紙
3月29日	チューリッヒ(瑞)		パスポート
3月31日	ベルン(瑞)		パスポート
3月31日	在ベルン英国領事館	スイス出国	パスポート
4月1日	ベレガルデ駅(仏か)	フランス入国	パスポート
4月3日	在パリ日本大使館	イケダヤスオとの英国渡航許可	パスポート3
4月3日	パリ		パスポート
4月3日			パスポート
4月3日	在パリ日本大使館		パスポート
4月4日			パスポート
4月5日	フォークストン(英)	ドーバー海峡を渡る	パスポート
4月5日	フォークストン(英)		パスポート2
4月10日	ロンドン		兄富平からの手紙
4月19日		帰国と滯英感想録出版の見通しを語る。	徳次から頼母子への手紙
5月18日	ロンドン(ハムステッド)	滯英感想録の校正を指示する。	徳次から頼母子へのはがき
5月29日		校正と渡米の見通しを語る。	徳次から頼母子へのはがき
6月5日	駐ロンドン総領事館	米・加渡航への旅券適用	パスポート
6月10日	ロンドン(ハムステッド)	渡米の準備に多忙を極める。	徳次から頼母子への絵葉書
6月23日	リバプール	英国リバプール(カナダ出国か)	パスポート
7月4日	オタワ(加)	オタワ到着、明後日のニューヨーク入りの見通し。	徳次から頼母子への絵葉書
7月8日	ニューヨーク	高層ビル群に感嘆する。	徳次から頼母子への絵葉書
7月18日		滯英感想録の校正を指示する。	徳次から頼母子への絵葉書
9月	帰国		履歴書(昭和15年)

註

- (1) 当初は常務取締役。昭和十五年(一九四〇)に第四代社長に就任。
(2) 東京地下鉄道株式会社発行『東京地下鉄道史 乾』一九三四
(3) 『東京地下鉄道史 乾』一八頁
(4) 『東京地下鉄道史 乾』一七頁
(5) 『東京地下鉄道史 乾』一四頁にあるように、高野登山鉄道を退いた早川が訪れた大阪築港が、有用に活用されずに「閑人の魚釣り場」と化していたことから、鉄道と港湾に関する交通システムの研究を行うことが早川の当初の目的だった。
(6) 当時の英仏から日本への国際郵便は、到着までおよそ一か月を要した。
(7) 第二次大隈重信内閣(大正三年四月十六日発足〜大正五年十月九日総辞職)
(8) この年の二月から九月にかけてドイツ軍潜水艦による無差別攻撃が行われ、英客船ルシタニア号をはじめ、多くの民間船乗客の犠牲者が発生していた。

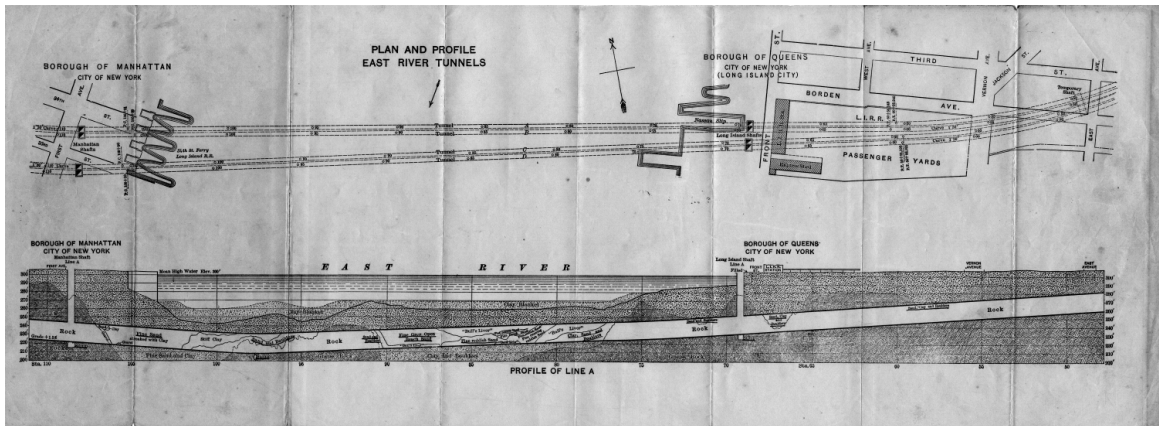
(山梨県立博物館)



(図表14) 早川徳次が洋行時に使用したトランク
蓋上面には「NIPPON YUSEN KAISHA S.S. (船名) MARU.」
と入ったラベルが入っており、船名は薄く手書きの「KAMO」
と思われる表記がみえる。

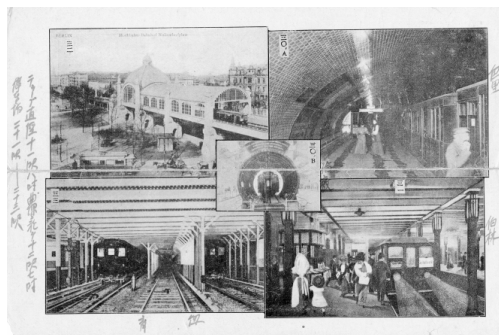


(図表15) トランクのラベル

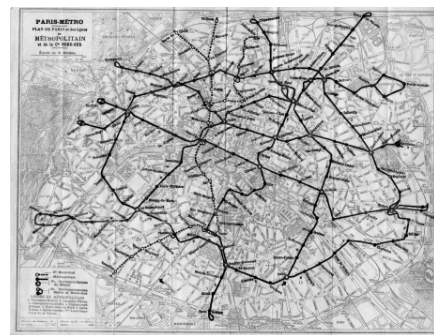


(図表10) イーストリバートネルの断面図

(早川の書き込み) フライトイン
テウープ直径十一呎八吋、曲線ニ於テ
十二呎七吋停車場二十一呎二十三呎



(図表12) 各国の地下鉄写真



(図表11) パリの地下鉄地図

五、早川徳次の海外視察の概要

以上のように、早川家資料のうち、早川徳次とその家族との往復書簡や海外旅券、早川が収集した海外地下鉄関係資料を精査することで、早川の英国を中心とした海外視察旅行の概要が見えてきた。

全体的なスケジュールや動向については、本稿末尾の表に記した通りであるが、これら資料からみえる早川の具体的な関心事については、表面的にはその編集に妻軻母子や兄富平の協力を仰いだ滯英感想録の刊行が中心となっており、海外から早川が書き送ったものに「地下鉄」の三文字を見ることができなかった。とはいえ書簡に見える早川の決意の吐露などから、大正四年(一九一五)の春から夏にかけて、地下鉄の東京での実現を生涯の仕事とするという、彼自身の「処世の方針」、つまり生涯のミッションが決する体験や思索があったものと考えられる。そして、早川は具体的な地下鉄の調査・研究活動へと移り、ロンドンである程度の蓄積を経たのちに、グラスゴウの地下鉄視察を目的とした同年秋のスコットランド・アイルランド視察旅行、大正五年春のフランス・スイス視察旅行、海外視察の締めくくりとなる同年夏のカナダ・アメリカへの渡航と進んでいったのであろう。

帰国後に精力的に地下鉄実現への活動を繰り広げていく早川徳次であるが、その原動力やバックボーンとなる知識や経験を得たであろうこの海外視察については、本稿においてはまだその概要程度しか知ることができなかった。今後、早川と政財官界との後援・協力関係や、本稿でも明らかにしつつある妻軻母子をはじめとした家族の支援などについては、関係者にまつわる幅広い資料や、今回精査し得なかった兄富平をはじめとする家族側から早川に送った書簡の分析などを進めていく必要がある。今後こうした課題に取り組むことで、困難と言われた東京の地下鉄事業を、固有の財政・政治的基盤を有さずに実現を果た

・早川徳次差出同軻母子宛書簡（絵葉書 大正五年七月八日付）

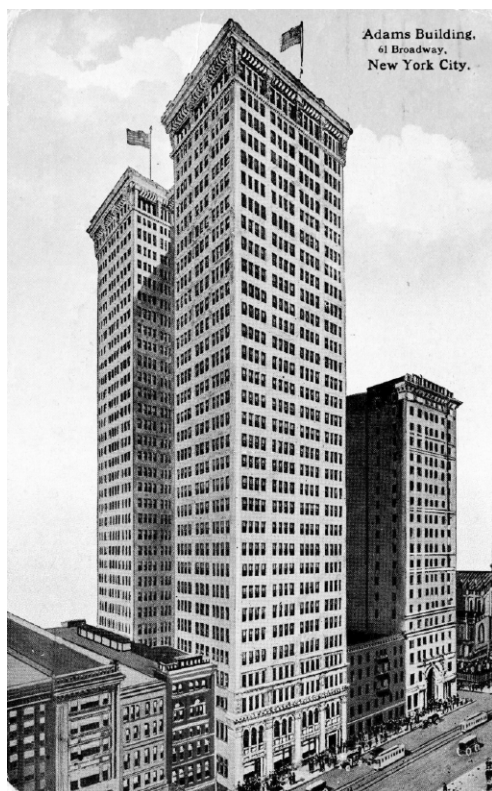
米国とはこんな高き建築物のある処に御坐候、而して紐育の日本化され居ることは、倫敦又は巴里^{パリ}以上に御坐候、眼の方は段々良き方に向い居り候
敬具

七月八日 早川徳次

米国ニューヨークでの、摩天楼への驚きを記した書簡で、裏面は高層ビルの写真が収められている。早川の言う「日本化」や眼についてのことは不明である。

・早川徳次差出同軻母子宛書簡（絵葉書 大正五年七月十八日付）

本日はハトソン川を遡上り申候、表記の学校は紐育を去ル四十哩のハトソン川の沿岸にある中学校にて大山捨松、鳩山春子等はかの学校に学ひたるものにて候、
書物の奥付の処の版權所有と云ふ処に殊更に左の様翻訳転載を禁すと記入



（図表8）絵葉書に収められたニューヨークの高層ビル

れる様兄様に御話被下度候、

書物のことに関し何等の報告なき儀不安に不堪候、小生は九月上旬帰郷仕り候間、それ以前に是非出版する様ご配慮を願上候

不一

早川が海外から出した最後の書簡。裏面は大山捨松が留学したヴァッサー大学の建物が描かれている（鳩山春子の留学は不明）。ここでも滞英感想録の版權表示などの体裁についての指示が記され、九月中の帰国について触れている。



（図表9）版權所有等の表示を記した早川のもと記載内容

・大正五年に訪れた都市の地下鉄資料

海外視察最終年の大正五年（一九一六）、早川は春にフランスやスイス、夏にカナダとアメリカを訪問し、パリやニューヨークといった都市の地下鉄についての見聞を深めていったものと思われる。早川の残した資料には、こうした都市の地下鉄に関する地図や写真、図面などの資料が数多く残されており、精力的に情報収集にあたった早川の取り組みが偲ばれる。

小生は明後日仏蘭西^{スイス}の方^スに旅行致し、二三週間後に帰英可仕候、トオ
ハーン海峡は日中に渡航可致候間、御心配御無用に候、御体は十分大切に
可被成候、小生は八月迄に帰朝可仕候、

手紙は全部到着致居る様と存候間、御懸念なく御書送り被下度候

敬具

校正要項は略しているが、かなり事細かな指示が寄せられている。早川の動
向については、二日後の渡仏、さらにスイスへの訪問と、二・三週間の旅程を
想定していることが記されている。戦時下における英仏間の「トオハーン（ド
ーバー）海峡」の渡航の危険性についても触れられている。また、文末では帰国
の日程についても触れられ、八月までの帰国を伝えている（実際の帰国は九月）。
なお、本書簡は封筒がなく年代が不明であったが、フランス・スイス行きにつ
いて触れられていることから、海外旅券により判明した行程と照合した結果、
大正五年のものと判明した。

・早川徳次差出同軻母子宛書簡（大正五年四月十九日付）※後半省略

倫敦にて

早川徳次

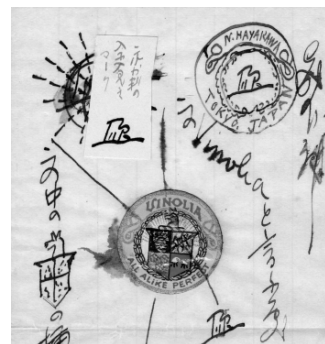
四月十九日

かも子様

拝啓最早三四月後には親敷御目に掛り洋行中の物語可致と楽み居り候、却
説先便にて申上候今度の出版権は、小生か帰朝前には是非共出版致置度候間、
その積りにて兄上様の命に従ひ、全身全力を御傾注被成下度候、猶ほ同書
は英国にても翻訳出版致たしとの希望者も有之候間、日本にて出版後日本
の輿論を問ひて然る後に決定致度と存じ候間、

（略）

帰国日程とともに、滞英感想録の自身の帰国前出版および英国での出版
についての希望を述べている。また、書籍
中に自身の花押を象った紋章を入れること
も希望しており、詳細なデザインの指示に
についても書き送っている。本書簡も封筒が
なく、帰国日程に触れていることや、
帰国後の著書刊行について言及されている
ことから、大正五年のものと判別した。



（図表 7）早川の花押入り紋章デザイン案

・早川徳次差出同軻母子宛書簡（葉書 大正五年五月付）

・早川徳次差出同軻母子宛書簡（葉書 大正五年五月二十九日付）

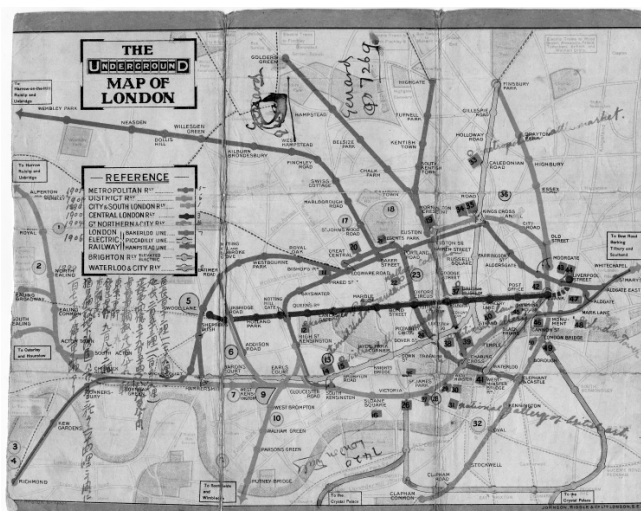
・早川徳次差出同軻母子宛書簡（絵葉書 大正五年六月十日付）

これら書簡はいずれも滞英感想録の校正指示のみの内容で、五月二十九日付
書簡には「小生は廿四日頃の船にて渡米の心算に御坐候」と、六月末の渡米に
ついての見通しについて語っている。また、六月十日付書簡には「渡米の準備
にてボツ／＼多忙となり申候」と書き添えられている。この書簡は、ハムステッ
ドの放牧風景（巻頭図版 2）を写した写真が印刷されており、これが早川がイ
ギリスから家族に宛てた最後の書簡となった。

・早川徳次差出同軻母子宛書簡（絵葉書 大正五年七月四日付）

本日「オッタワ」に参り候、明後日あたりは紐育^{ニューヨーク}に参る積りに御坐候、何
れ紐育より詳細なる手紙発状可仕候へ共、十月中旬頃帰朝のこととして萬
事御準備被成下度候

カナダのオタワへの到着を知らせる書簡。引き続きニューヨークを訪れるこ
とと、帰国日程が十月にずれ込むことを知らせている。



(図表6) 早川の書き込み入りのロンドン地下鉄マップ

・大正四年に訪れた都市の地下鉄資料

この年に訪れた都市の地下鉄関係資料としては、多数の文献類のほか、ロンドンやグラスゴウの地下鉄マップ類が残されている(図表5・6)。これらのうち、倫敦の地下鉄マップである「THE UNDERGROUND MAP OF LONDON」には、早川の筆跡による赤文字の書き込みも見ることができ

「1.CITY&SOUTH LONDON RLY (Railway) 1890 2.WATERLOO&CITY RLY 1898 3.CENTRAL LONDON RLY 1900 4.GT NORTHERN&CITY RLY 1904 5.METROPOLITAN RLY 1905 6.DISTRICT RLY 1905 7.LONDON ELECTRIC RAILWAY 1906 (開通順位と開通年代のみ早川の書き込み)」といった各線区の開通年次をはじめ、

・ 延長二百五十三哩一
(百五十九哩 ※黒字)

・ 建設費四億五千九百
五十四万八千八百八十円

・ 運転車輛数千八百八
十九輛

・ 東京市街鉄道運転車
輛平均九百八十二輛(※
黒字)

・ 猶ほ倫敦地下鉄道ハ
市外ニ於テ六十四哩この
間に百七十五ノ停車場ア
リ

といった、ロンドンの地下鉄の諸元について、比

較となる東京市街鉄道(東京市電か)のデータとともに書き込まれている。

大正四年の早川の動向としては、同年春頃に地下鉄への取り組み方針が固められた様子がうかがえ、秋には戦時中の海上交通の危険を冒してまで、各国の地下鉄や鉄道事情の視察へと乗り出していったことがわかった。早川が直接地下鉄から感じたインパクトや、胸中の青写真を語るようなことは各書簡からは見られないが、明確な意志を持ち、各国の地下鉄の視察旅行へ取り組みといった、具体的な行動へ進んでいったプロセスを見ることが出来る。

四、大正五年の早川徳次の動向

大正五年に入ると、早川は英国以外の地下鉄の調査に取り組み始めるとともに、滞英中の早くから取り組んでいた滞英感想録の編集や校正についてのやり取りが目立ち始める。この年に交わされた書簡は十四通あり、そのうち八通が徳次から妻軻母子に宛てたもので、現地の様子を知らせたり家族の状況についてを問い合わせるものと、滞英感想録についての連絡とが相半ばしている。

・ 早川徳次差出同軻母子宛書簡(大正五年三月六日付)※一部省略

倫敦にて

早川徳次

三月六日

軻母子様

父上様宛書中に記載致置候通り、遠藤氏に托し著書原稿御送附申上候間、「ペン」にても引用紙にても何にても其許が最も迅速且明瞭に書き得るものに訂正の出来得る様、渾身の努力を以て御写取り被下度し、然してその写取りに関して注意すべき事項は左に

(校正要項略)

る様に、一寸した故障機械全部の運転を止むること有之候間、世か進み生存競争か甚たしくなるにつけ、それ丈け吾人は周到なる注意を萬事に払ねはならず候、西洋に來シ実感益々深きもの有之候、從てその許が一挙一働は皆兄上様の指揮を得候上になさるべく、否覺必要はそう可無之と存じ候

(略)

恐らく大正四年の春頃に、欧米諸国の視察目的や帰朝後の事業を地下鉄に定めた早川の調査活動の状況を示す書簡である。これまで不眠を訴えつつも、自己の状況を健康や愉快と表現していた早川が、ここでは健康ではあるものの「疲れ果てゝ（疲れ果てて）帰宅後は何にするものう」と述べている。その一方で、ここでは「記憶力の増進」についても触れられており、「物忘れの名人」と自らを評することのある早川の充実ぶりもうかがうことができる。

こうした疲労も重なるほどロンドンでの地下鉄の調査研究が進んだのか、この大正四年九月から十月にかけては、スコットランド・ウェールズ・アイルランドへの視察旅行に進んでおり、本書簡はその出発時に書かれたものである。ただし第一次世界大戦の最中であり、この年から翌年にかけて、ドイツ軍の無制限潜水艦戦⁽⁸⁾が断続的に実施され、この時期の海上交通は危険を伴うものであった。早川も懸念を示しているものの、「小生には仏様が常に加護し被下居る様に感候」との自信を見せつつ、そこから先は人の力がおよぶところではないとも記している。

また、書簡の後半では、早川の洋行費に関しての記述がみられる。おそらく妻の軻母子が懸念するところであったのだと思われ、その費用は必ずしも潤沢ではなかったものと考えられる。

・早川徳次差出同軻母子宛書簡（絵葉書 大正四年十一月九日付）

(表面)

拝啓其後御病氣も余りにはかゝしからすとの御事、詳細なるご病状御知せ被下度候、小生は不相変の頑健にて、先便にて申上候通り昨今は記憶力等も多少増進せる様にて喜び居り候始末に御座候。一昨日漸く帰倫敦、目下旅行中の処見認め中に御座候、兄上様には明日中に詳細なる手紙発状の心算に御座候間、その旨御伝言被下度候、体の悪き時は不慮休養被成候
不一

(裏面) 「Trossachs Pier. Loch Katrine (トロサックス・ピア、ロッホ・カトリヌ)」の景色の写真)

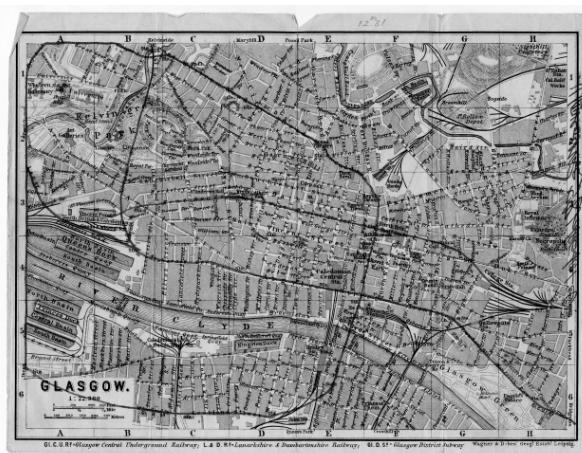
コレハ。エデンバラ市ヨリグラスゴー市に行く途中ノ湖水ナリ

十一月九日

倫敦にて

早川生

早川のスコットランドなどの視察旅行後に認められたもので、文中に「一昨日漸く帰倫」とあることから、十一月七日にロンドンに戻ったことがわかる。「目下旅行中の処見認め中」とあるように、英国内における地下鉄の状況についての情報整理に取り組み始めたものと思われる。



(図表5) 早川が収集したグラスゴーの地下鉄マップ

り現内閣の存在中に帰朝致候方、小生の為め得策かと存じ候故に御座候、
(略)

小生は近来余程太り候様存じ、友達などもそう申し候、先日写真御送附申
上候か御受取被下候や御報被下度候、

(略) 敬具

早川から家族に宛てた書簡のうち、地下鉄事業を視察の主対象にするとい
う、彼の事業上の思考の転回を示唆している唯一のものが本書簡である。
冒頭で妻・軻母子の体調を気遣ったのちに、「小生も今度はほんとの真剣に
て、小生の運命の開發はこの一挙にありとも存じ候」(傍線部)と述べ、後
半に入ると「実は小生渡英以来殊に近来小生が処世の方針に大變化を来し」
(同)とその理由をほのめかしている。ここで言う「処世の方針」が、従
来は「鉄道と港湾」であつたものが、「地下鉄」へと「大變化」し、心中に
定まつたのがこの書簡の時期であつたのだろう。

また、文中に「現内閣の存在中に帰朝致候方、小生の為め得策かと存じ候」
(傍線部)ということも興味深い。この当時の「現内閣」は第二次大隈
重信内閣であり、大隈は言うまでもなく早川の属する早稻田閣の総帥であ
り、早川の渡欧への支援や帰国後の事業への協力などといった関係性が垣
間見える。結果的に、早川の二年におよぶ海外視察旅行は、第二次大隈内
閣の成立期間⁷のなかにすっぱり収まるものとなり、早川が述べていた現内
閣の存在中の帰朝が実現している。

・早川徳次差出同軻母子宛書簡(大正四年十月十四日付)※一部略

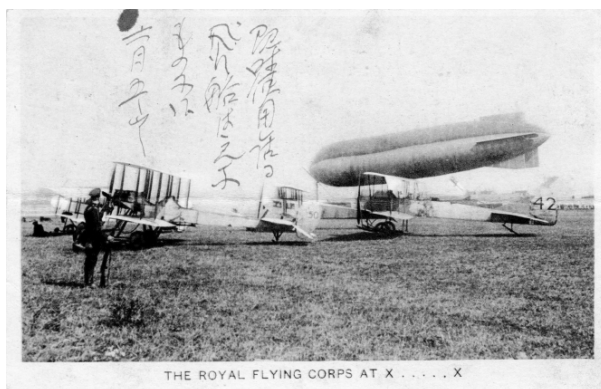
英国にて

十月十四日 早川徳次

軻母子様

保養の旅行と異り視察の旅行、殊に言葉の十分に通せざる旅行程骨折れ候
ものは無之、従てその許にも非常の御無沙汰致し嘸かし御恨の事と存じ候
か、恨まれに小生も毎日〳〵殆と勞れ果てゝ帰宅後は何にするものうく
唯馬鹿話や視察談に日を暮し居り候、此体は非常に健康にて頭の具合も近
来は少し宜敷記憶力も多少増進せる様思はれ候、その許も近来達者にて御
働きの由何より目出度ことに御座候、逐々と寒気に相向ひ本便着致候頃あ
いには多少の氷を見ることも可有之と存じ候間、十分の御撫養願上候、冷
る様なら何等の遠慮も不要候間出来得る限り「コタツ」へでも^(三)込入て居る
ことが最も宜敷かるべくと存じ候、小生は本日これより愛蘭土に渡る所存
に御座候所、戦時の海上故危険一としきりなりと存じ候が、人生は皆危険
積尊をして言はしむれば無常が人の常に候間、そう危険のみ氣にしては何
事もなせ不申、従て危険を犯して愛蘭土に渡る次第に御座候、兄様宛の手
紙にも認め置き候様小生には仏様が常に加護し被下居る様に感候間、仏に
して小生を見放さざる上小生は生存すべく、仏にして若し小生を見放し候
はゞそれはそれ迄にて、人力の如何ともする能はざる処に御座候、唯小生
は危険の地を航海する事故十分の注意は払ふべく候間御安心被下度く、愛
蘭土着致候はゞ直に発状可仕候、然し郵便の都合にて一週間や二週間相遅
れ候事と有之べくと存じ候間、萬一愛蘭土よりの書状相遅れ候とて心配な
ざる間敷候、この事は父様には御話被下間敷候、
(略)

小生の洋行費に関し種々御心配の御書状拝見致候、先の先迄案するその許
としては無理からぬ事に候が、人生の萬事に思い掛けぬ処に思い掛けぬ故
障を生ずるものに御座候間、一々兄上様の指揮を受けたる上なれば彼是と
なさる間敷候、目下の処は金を得れば耳能く様に候が、人は過去の経験よ
り現在を処置し現在を処置する上には将来のことをよく〳〵考へた上なら
ては何事もなし申せず、世が進歩すれば諸々の機械が愈々精巧に緻密にな



(図表4) 大正4年6月5日付書簡の裏面写真

・早川徳次差出同軻母子宛書簡(絵葉書 大正四年六月五日付)

(表面)

拝啓兼て日本の新聞にて御承知の事と存じ候か、一昨夜より独逸飛行船当地を急襲人心恟々たるもの有之候、幸当地処には飛行船射撃砲の設備有之候間、小生の宿の附近は安全のこゝと存じ候 敬具

(裏面)

現時使用し居る飛行船はこんなものに候

六月五日出

本書簡は現存しているなかでは最初の絵葉書によるもので、以後多用されていくことになる。裏面の絵柄は英軍の飛行船や複葉飛行機の写真で、早川のコメントが添えられている。表面に記されたドイツ軍の飛行船の襲来など、第一次世界大戦下における状況が垣間見える書簡となっている。

・早川徳次差出同軻母子宛書簡(絵葉書 大正四年七月十九日付)

倫敦にて

早川徳次

七月十九日

軻母子どの

六月廿二日出し御細々との御書状拝見仕り候、その許にも御無事にて御立働の由何よりの事に御坐候、唯時々^{つか}勞れを覚え候と^{つか}勞れたる時は遠慮なく

休息し、体の保養なさるべく候、長き間の留守居故そうく氣苦勞のみ致候ては、仰の通り小さき体は愈々小さくなり、小生の帰朝迄には「シナビ」て仕舞不申も不計候、十分御氣を付けられ度候、殊に小生帰朝後は層一層忙敷相成べく、從て御身か内助を要することも一層重且大なるものあるべければ、十分の御保養あり度、重て希望仕り候、小生は不相変の頑健にて日々愉快に視察罷在候、小生も今度はほんとの真剣にて、小生の運命の開発はこの一挙にありとも存じ候間、小生の健康を損せざる範圍に於てハ

(略)

根津氏の高野株の券ことは、鎮目氏たか須田氏だかに話し置き払込み呉る様申され候様記憶致居り候、尤も金の事故小生余りに多くを言ふを欲せざりし故、あいまいになり居り候も、家兄より須田氏なり鎮目氏なりに言ひ伝ひしとの事に候へば、必ずや払込呉るゝことと存じ候、猶小生よりも本日根津須田両氏に向け発状可致候、

村上よりは例の事業のことは、到底自己の手丈にてはなしとげ得ず、又多大の費用を要する故中止しては如何と申来り候間、小生もやゝ賛同の意を表し置候、実は小生渡英以来殊に近來小生が処世の方針に大變化を來し、少し真面目なる勉強をして帰朝致候方、少し計りの金を護て歸るより、小生將來の發展上反て得策かと存じ、前段にも申上候通り目下真面目に勉強致居り候間故に御座候、因て其許もその積りにて帰朝後は一層の困難と生活難とに戦はねばならぬものとして覚悟あり度、決して女の虚榮にからるゝ様な浮た考はなさる間敷候、

滯英の期間は予定より長引き申べく候、それは欧州大陸が戦乱の爲め予定通りの視察出来ざる故、その出来ざる期間丈け滯英期間を延す積りに御座候、然し全体の洋行期間は今の処延長せざる考に御座候、そは御申出の通

旅券の検証によって、早川はスイスに滞在中であることがわかっていいため、冒頭に「倫敦にて」と記している本書簡は、大正四年のものであることがわかる。

・早川徳次差出同軻母子宛書簡（大正四年四月十二日付）

倫敦にて

早川徳次

四月十二日

かもしどの

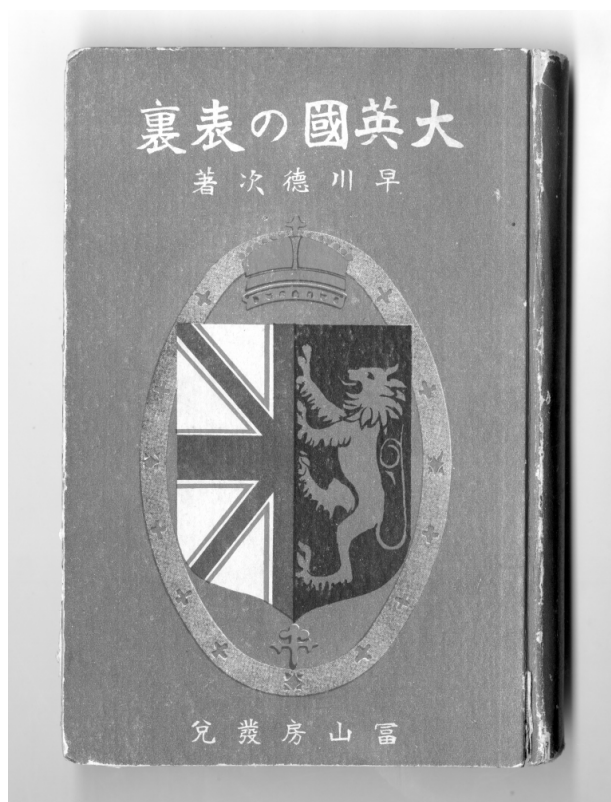
拝啓二月二十七日出しの御手紙拝見仕り候、その許には何等の異状無之由安心致候、小生の不眠症は漸次に回復目下は殆んど全癒の有様に候へ共、内地に居りし時の様にはどうしてもよく眠れ不申候、然し外国にて病気に罹ては多大の費用を要するは勿論、自身の困難と戚莫^{（くわく）}とも一方ならず候間、出来得る限り撰生致居り候間、御安心被下度候、昨年末より滞英感想録を日本にて出版せんと思ひ、毎日一題目丈のものし居り候、最早菊版にして三百六十頁位のものには可相成と存じ候、されは滞英の日本人にこの感想録を時々読みきかせ候が、皆な小生の感想に同意を表し候間、出版の暁には多少洋行せざる日本人を益し得ることならんと存じ候、然しまた確然と出版の事決定せる訳には無之候間、他人には御話し被下間敷候、望月氏も今度は当撰せる由、本人の本懐^{（まごころ）}かしと存じ候、希くは今後とも余り人気を落さぬ様致度ものに御坐候、根津氏も当撰せる由に候間、早速御祝詞差上げ置候、根津の奥様へはその許より時に発状致候や、若し発状せずは時々発状可仕候、

英国は冬余り寒くない代り、春なとは早く暖くなり不申、今の処日本の四月初日位の氣候に候、小生には御承知の通り寒より夏の方体具合宜敷候間、暖かくなることは何よりうれ敷候、御身御大切なるべく候

敬具

この書簡では、今後の主要な話題にもなる滞英感想録の刊行について述べられている。これは、早川が日記的に滞英中の見聞や考えを記したもので、最終的に自著『大英国の表裏』として刊行されるに至る。この滞英感想録について、早川は自分の帰国前に刊行したかったようで、滞欧中の間から妻のもとに原稿を送り、たびたびの校正依頼を行っているが、本書が刊行されたのは早川が帰国後の大正五年十二月のこととなっている。

書簡の後半では、根津（嘉一郎）、望月（小太郎）といった早川夫妻の恩人や親戚の選挙結果（いずれも当選）について触れられており、この書簡も封筒が無いものの、第十二回衆議院議員総選挙（大正四年三月二十五日実施）を受けたものであることがわかる。



（図表3）早川徳次著『大英国の表裏』

・早川徳次差出同軻母子宛書簡（大正三年十二月十五日）※部分抜萃

（冒頭部省略）

却説今回政治上之論議より主婦の態度甚た面白からず候間、当家止宿の日本人（一名長崎高等商業の教授）は転宿することゝ相成り、小生は左記之処に移転仕り候、今度の下宿は一週十五志にて相当の資産家に候間、部屋と言ひ食物と言ひ前下宿とは雲泥の差有之候、因て今の処にては政治上之論議（英国の婦人は政治上の論議を尽になす、前下宿の妻君は婦人参政権論者なり）は反て天祐の結果を貢し居り候、本便着致候得は正月の中頃に御地の寒氣最も甚敷時に御坐候間、弥増しての御注意專一と願上候、小生は不相変健康に候も、十分の安眠を取り得ざるには閉口罷在候、逐々英国の事情にも通し候様相成り候間、茲三ヶ月も経過致候ハ、一働き致度と存じ居り候も、村上より何等のたよりなきには閉口罷在候、英国人は一般に深切に御坐候間、甚た愉快に暮し居り候も女子の権利余りに増大し時には男子を奴隸の如く使役し驅馳し居るには些か慙不快の感有之候

（略）

同宿人の女性参政権をめぐる議論から、下宿を移る事になったことを伝える興味深い書簡である。巻き添えを食った早川は、新下宿は部屋も食事も良いので「天祐の結果」であつたと述べているが、政治的な議論も活発に行う英国の女性像に対して、理解がおよばない当時の日本人男性像が浮き彫りとなっている。早川は省略部分の後半において、当地の女性の貞操観念の低さについて批判をしつつも、「（英国の）婦人の學術の進歩せるには羨望に堪へ不申候」とし、一見識を有する女性の多さに感嘆している。

この書簡も封筒を有さないが、転居したこと（早川の滞英中の二回の転居はいずれも十二月ごろだったようだが、記述内容などからも、ここでは最初の転居と考えられる）などから大正三年のものとと思われる。この転居によって、早

川はスタンフォードヒル、ダーレイロードのサンマー邸から、同じロンドンのハムステッド、パラメントヒルのモーガン邸に移ることになる。

文中に「逐々英国の事情にも通し候様相成り候間、茲三ヶ月も経過致候ハ、一働き致度と存じ居り候」とあるように、早川のロンドンにおける大正三年の日々は、おおむねロンドンでの新たな生活に慣れ、英語を習得するといった、今後の活動に対する準備に費やされていたように思われる。

三、大正四年の早川徳次の動向

大正四年（一九一五）の往復書簡は二十通あり、そのうち早川が差出のもの六通である。

・早川徳次差出同軻母子宛書簡（大正四年三月二十八日付）※部分抜萃

（略）

先頃も申上候通り県病院にても相当の医師居り候間、何も東京迄態々診断に行く要は可無之と存候、病院に入院致度候はゞ精美氏に申出で山中氏より受取る金の内にて入用文け貰ひ受け、県病院に入院可被成候、最も看護の都合等も有之候事故、養蚕時以外の時に入院可被成候、小生は本相その後は健康も増進致候間、昨今にては何等の故障なく愉快に視察罷在候

（略）

大正四年（一九一五）最初の書簡は、概ね妻軻母子の体調や病状を気遣う内容となっている。興味を引くのは軻母子の県病院の入院については、多忙となる「養蚕時以外の時」に入院するようにアドバイスしているところが、山梨県内有数の養蚕地域である峡東地域の地域性を示している。この書簡も封筒は現存しないが、海外視察中に迎えた三月二十八日のうち、大正五年の同日は海外

本便着致候頃は極寒の候と相成り、殊に山梨東京より寒く候間、十分の御
撰養務^{せんようむ}て病氣のことに關しては兄にも前便申送り置候間、十分御相談なさ
るべく候

(略)

どうやら、欧州到着最初の書簡のやり取りでの行き違いが燻^{くも}っていたようで、
早川は返信を書くことをためらい、「その儘^{じんぜん}在^{ざい}再致居り」(省略部分)いたところに、
下宿の主であるサンマー夫人に連日発破をかけられ、手紙を書く次第となつ
たと述べている。あるいは早川自身が「手厳しき英国夫人様」サンマー夫人を
ダシにして、手紙を書く口実にしたのかも知れない。その妻には出来るだけ前
向きに暮らすことを薦め、そうすれば「此世は生れなからの極楽浄土」となる
ので、自分の不在の二年間を愉快に過ごして欲しいと述べている。

そのほか、渡英早々の交際状況や語学への取り組み、若干の不眠を訴えたの
ち、寒さに向かう山梨の家族を案じて筆を擱^おいている。なお、この書簡は封筒
がないが、年代は内容から大正三年の渡英早々と断定した。

・早川徳次差出同軻母子宛書簡(大正三年冬頃) ※前半省略

(略)

今度下宿致候処の夫人はなか／＼^{なや}深切の方ゆなるに総て加へて家具等の装
飾等一切日本の物を使用被致居り候間、日本に居る様の心地被致候、常に
居心地善く候、夫は牧師にて温厚の君子人の如き人に候、夫人か毎日小生
に会話読書等を教へ呉れる申し居られ候、猶同夫人は三月ころは立派に英
語の会話か出来る様にすると申し居られ候、小生も御身の手紙にもある通
り父兄の待期^{まちど}も有之、且渡欧致し候上は一角の人間にはなる積りに御坐候
間、精々勉強も可仕候間、三ヶ月位に立派に話し得る様になし度ものに御
坐候、然して一年半位にて一切の視察と金ををけしかを終へ帰朝致度もの

に候、

(略)

航海中各所を見物し各種の人間に接し候も、やはり英国人が一番よき国民
の様被感候、昨日午後着致昨夜は大に疲労せる為め手紙さへ書く能はず、
本日も未だ疲労十分に回復せず苦悶^{くもん}り居り候、本日は正金銀行に為替を取
りに参り候処、正金銀行は倫敦の道中にて繁華の地に有之候間、なか／＼
に見付らず数回尋ね候揚句通行人に正金の存在を尋ね居り候処、正金に居
る日本人か正金は「ココ」ですと言はれ、正金銀行の前にて正金銀行を尋
ね居る有様田舎ものゝも丁度東京に出でたりを少しも異ならず候、又本日
は正金に行くべく鉄道にもノリハール停車場に到り候処、リパーフル停
車場なることを知らざりし為、逆走されし様の滑稽を演し申候、倫敦の市
街は流石に世界の都であるかの被致候、本日オハーコートやモーニング
を誂^おへ申候、倫敦に來りフロックコートを作らんとせし処、倫敦にてはフ
ロックコートは昨今■の外着るものなし皆モーニングコートのにシルク
ハットなりとの事にて遂モーニングを作り申候、然し倫敦とて決して安き
処に無之、且費用のなか／＼に嵩むに付閉口仕り候、兄宛の手紙にて他の
こと御書き申候間、これにて擱筆仕り候か呉れ／＼も氣を吞氣に持ち、小
生帰朝の暁十分に内助の功を尽さるゝ様御自愛願上候 敬具

前半は妻・軻母子の体調を案じる内容であり省略した。中盤は、下宿のサン
マー夫人による語学レッスンと、語学習得の見込みのほか、この海外視察での
目標とするところについても「一角の人間にはなる積り」などと述べている。
後半は渡英早々のコミカルな自身の失敗談に関するふたつのエピソードが記さ
れ、故郷の妻を笑わせようとする早川の意図が感じられる。この書簡について
も封筒が現存しておらず、一連の妻・軻母子とのやりとりや、渡英早々の失敗
談という内容から、年代を大正三年の冬頃と断定した。

と思ひ十分に孝養尽さるべく候、
取り急ぎ候まゝにこゝらあたりにて擱筆仕り候

敬具

別紙絵端書にもる様に、仏蘭西に到れば美術とは着服悉く裸体と申しても差支なき程に御坐候、
此人などは戦争の時なりと雖も極めて呑気いそどのものにて、夜間の如き十人中三人位迄は婦人と手を携へて散歩なし居り候、これにては仏軍の勝利や如何と疑れ候

内容としては、航路中の寄港地での港湾の調査や見物、マルセイユの建築の高層ふりと壮麗さ、西洋文化と対峙したうえでの感想が書き連ねられ、家族や妻を氣遣う内容が綴られている。

早川からの第二信は、ロンドンでの下宿生活の開始を告げるものである。

・早川徳次差出同軻母子宛書簡（大正三年十月三十一日付）※冒頭部分

十月廿一日

早川徳次

軻母子様

長きく航海を終へ昨日午後に着仕り候間、過去約二ヶ月間御身よりのたよりに接せず候間、御身には如何に暮し居らるゝにや、又父上兄上姉上等は如何にやとそれのみ楽しみに永井氏紹介のサンマー氏を訪問致し種々雑談の後、サンマー夫人より二通の手紙と新聞とを渡され候間（後略）

早川も「長き長き航海」と述べているように、当時の日本から欧州への航路は、インド洋・スエズ運河・地中海を経由するもので、連絡に一月以上も要していた。それだけ早川も家族からの便りを待ち焦がれていたことが読み取れるが、どうやら妻・軻母子からの書簡は夫の長期不在を嘆くものであったようで、後

略部分には「待ちこかれたる御身よりの手紙は全紙皆是れ憂愁の雲を以て奪はれたか如き手紙」と評するとともに、妻を叱責しつつ慰めるかのような内容が綴られている。また、「昨日午後に着仕り」ということから、早川の英国ロンドン到着は、大正三年十月三十日ということになる。このロンドンにおいて、早川は三か所の下宿に住まうことになるが、最初の下宿の大家であるサンマー（サマー・Sumner）夫人が登場している。
そのサンマー夫人が再び登場するのが、次の書簡である。

・早川徳次差出同軻母子宛書簡（大正三年十一月十四日付）※部分抜萃

（冒頭部略）

当家のサンマー夫人か毎日の様に御身に手紙を出したか出したかと問はれ候間、マタ出さぬくゝと答へ候処、それでは「イカヌ」必ず一週二回は妻君に向て発状すべしとの手厳き命英国婦人様の命令通に執筆仕り候、

（略）

世の物事には総て善悪伴い居り候間、悪方面のみ見れば此世は全部悪し見へ、善方面のみ見れば此世は生れなからの極楽浄土と化し申候、されは御身には出来得る丈け善方面をのみ見、又考へ愉快なる二年の日月を送らるゝ様希望仕り候、

小生は不相変語学の研究に時日を費し居り候、日本人と交際致候へバ自然「タヤスキ」日本語にて物語り候様に相成り、英語の發展上障碍となり得べしと存し、目下日本人他誰人も訪い不仕候、

（略）

着後三四日は安眠出来不申困り入り候へ共、其あと漸次に安眠も出来目下の処にては睡眠不足と言ふ程には無之候も、十分の安眠も出来不申閉口仕り候、

（略）

○大正三年（一九一四）

- ・八月 日本出国（後述理由から日本郵船・加茂丸乗船か）
- ・十月 英国到着、ロンドンに下宿

○大正四年（一九一五）

- ・九月 スコットランド視察
- ・十月 ウェールズからアイルランドへ渡る（ロンドンへの戻り時期は後述）

○大正五年（一九一六）

- ・三月 フランス視察
- ・四月 スイス視察からロンドンへ戻る。
- ・カナダ・アメリカ視察
- ・九月 帰国

このように、早川は大正四年秋にスコットランドおよびアイルランドへ、大正五年春にフランスおよびスイスへと渡っている。これらは、グラスゴー（スコットランド）やパリの地下鉄視察を目的としたものと考えられ、同五年三月の旅券上の記載には、旅行目的を「studying railway affairs（鉄道事情の調査）」と記しており、同四年の夏には、ロンドンを対象とした地下鉄事情の調査はひと段落し、その他各国主要都市における地下鉄の調査へと、対象が移っていったものと思われる。

以上、早川の海外旅券からその行程をある程度特定したが、次項からは当該期間に早川家内で交わされた往復書簡から、海外滞在中の早川の動向や地下鉄事業への思考過程について明らかにしてみたい。

二、大正三年の早川徳次の動向

大正三年（一九一四）夏に日本を発った早川徳次であるが、その旅程での

のを含む、早川家資料に現存するこの年の書簡は七通である。内訳は早川から家族に宛てたものが五通、家族から早川宛のものが二通である。家族からのものは、後掲の表で到着日時等のみ示すこととし、ここでは早川差出の書簡を時系列順に追っていきたい。早川からの最初の書簡は、フランスのマルセイユから妻軻母子に宛てた書簡である。使用されている便箋が「Nippon Yusen Kaisha S. S. "KAMO MARU"」と刷られているものであり、日本郵船欧州航路就航中の加茂丸に乗船していたことが想定される。なお、本書状は封筒が欠落しているが、次掲の書簡の本文中の日付が十月三十一日でありながら、封筒に捺されたマルセイユの消印が「2 ■ 10 14（一九一四年十月二十■日）」となっている（封筒も日本郵船のもの）ことから、本書状と封筒が取り違えられていたと考えられる。

・早川徳次差出同軻母子宛書簡（大正三年十月二十四日付）

十月廿四日 早川徳次

かもの

今日一日当地に滞在のことく聞き居り候間、呑気にかまへ港湾の調査や見物をなし居り候処、突然出発のことく確定被致候間、取急ぎ御報申上候、本船は途中何等の危険もなく如愁うかの風波にも接せず、四海波穏かに当地に着仕候、当地ハ仏蘭西第二の都会とも申す処故、市街の建築等は皆五層乃至七層楼にて、市街の整備たゞ驚く計りに候、やはり欧州は日本の兄とも言ふべく何から何迄行届き居事には感心仕り候、然し欧州に感心せる部分は物質的文明にのみにして、精神的方面は欧州人に接すれば接する程イヤになり申候、

御父上様の事や兄姉様の事や御身のことなど如何かと気遣れ候間、時々御発状被下度候、本便着致候得は、本年の暮にし気候は寒くなし、忙くはなる時に候間御身御大切に可被成候、猶父上姉兄上に対してハ小生の身代り

を証したものが記載されている。

This Passport is good for the United Kingdom. Dated at the Japanese Consulate-General in London, the 31st. August, 1915. (署名) for Acting Consul-General.

This passport is good for France, Italy, Switzerland and United States of America. London, the 4th of March 1916. (署名) FOR ACTING CONSUL GENERAL OF JAPAN IN LONDON.

これらの手続きは、後述するように前者は大正四年秋のスコットランドおよびアイルランドへの視察旅行を、後者は大正五年春のフランスおよびスイスへの視察旅行とその後のアメリカ渡航を踏まえた手続きと考えられる。こうした具体的な記述のほか、B面全体に捺されたスタンプ類などの解読によって、図表2の通り早川の滞欧中のおおまかな動向を知ることができる。

これらのほか、その他の海外旅券の関係書類からみることができる、早川のイギリスを中心とした海外での滞在状況が、次のように整理することができる。

(図表2) 早川徳次海外旅券記載内容

月 日	記載内容	場所	出典	記述場所
大正3年(1914)				
8月12日	海外旅券下付	山梨県庁	パスポート	A-I・II
大正4年(1915)				
8月31日	連合王国へのパスポート適用	駐ロンドン日本総領事館(英)	パスポート	B-III
9月24日	在留スタンプ	ニューカッスル(英)	パスポート	B-II
9月25日	在留スタンプ	エディンバラ(蘇)	パスポート	B-II
10月6日	在留スタンプ	グラスゴー(蘇)	パスポート	B-II
10月10日		不明	パスポート	B-II
10月17日	在留スタンプ	ホーリーヘッド(威)	パスポート	B-II
10月11日		ベルファスト(愛)	パスポート	B-II
大正5年(1916)				
3月4日	仏・伊・瑞・米への渡航許可	在ロンドン日本総領事館(英)	パスポート	B-III
3月8日	フランス入国関係	在ロンドン仏総領事館(英)	パスポート	B-II
3月8日	フランス入国関係	ロンドン(英)	パスポート	B-II
3月8日	フランス入国関係	ロンドン(英)	パスポート2	—
3月9日	スイス入国関係	ロンドン(英)	パスポート	B-II
3月10日	在留スタンプ	フォークストン(英)	パスポート	B-II
3月10日			パスポート	B-III
3月10日	在留スタンプ	フォークストン(英)	パスポート2	—
3月10日			パスポート2	—
3月15日	フランス出国関係	在パリ日本大使館	パスポート	B-II
3月17日		パリ(仏)	パスポート	B-III
3月18日			パスポート	B-III
3月20日	フランス出国	ベレガルデ駅(仏か)	パスポート	B-III
3月20日	在留スタンプ	ジュネーブ・コルナバン駅(瑞)	パスポート	B-II
3月26日			パスポート	B-III
3月29日	フランス入国関係	チューリッヒ(瑞)	パスポート	B-II
3月31日	フランス入国関係	ベルン(瑞)	パスポート	B-I
3月31日	イギリス入国関係	在ベルン英国領事館(瑞)	パスポート	B-I
4月1日	フランス入国	ベレガルデ駅(仏か)	パスポート	B-I
4月3日	イケダヤスオとの英国渡航許可	在パリ日本大使館(仏)	パスポート3	—
4月3日	イギリス入国関係	パリ(仏)	パスポート	B-I
4月3日		パリ(仏)	パスポート	B-I
4月3日	パリ滞在関係	在パリ日本大使館(仏)	パスポート	B-I
4月4日		不明	パスポート	B-I
4月5日	ドーバー海峡を渡る	フォークストン(英)	パスポート	B-I
4月5日		フォークストン(英)	パスポート2	—
6月5日	米・加渡航への旅券適用	駐ロンドン総領事館(英)	パスポート	A-III
6月23日	リバプール滞関係	リバプール(英)	パスポート	A-III

※出典欄は、本稿で紹介している海外旅券を「パスポート」とし、対象の記述箇所をAおよびBのI～IIIで表記し、その他の早川家資料に含まれる海外旅券書類を「パスポート2」および「パスポート3」とした。

※国名については、

イギリス(イングランド)…(英) スコットランド…(蘇) ウェールズ…(威)
アイルランド…(愛) フランス…(仏) スイス…(瑞)と略記。

されているとはいいたいと言える。

そこで、本稿では早川の海外旅券（パスポート）の記載や、家族との往復書簡によって、早川の欧米での行程や関心事といった動向を明らかにし、彼が地下鉄事業へと邁進していくに至るプロセスの一端を明らかにしたい。おもな調査対象は、早川家資料のうち、大正初年の早川の海外旅券、早川と実家・御代咲村の父常富・兄富平、さらに妻駒母子との往復書簡である。

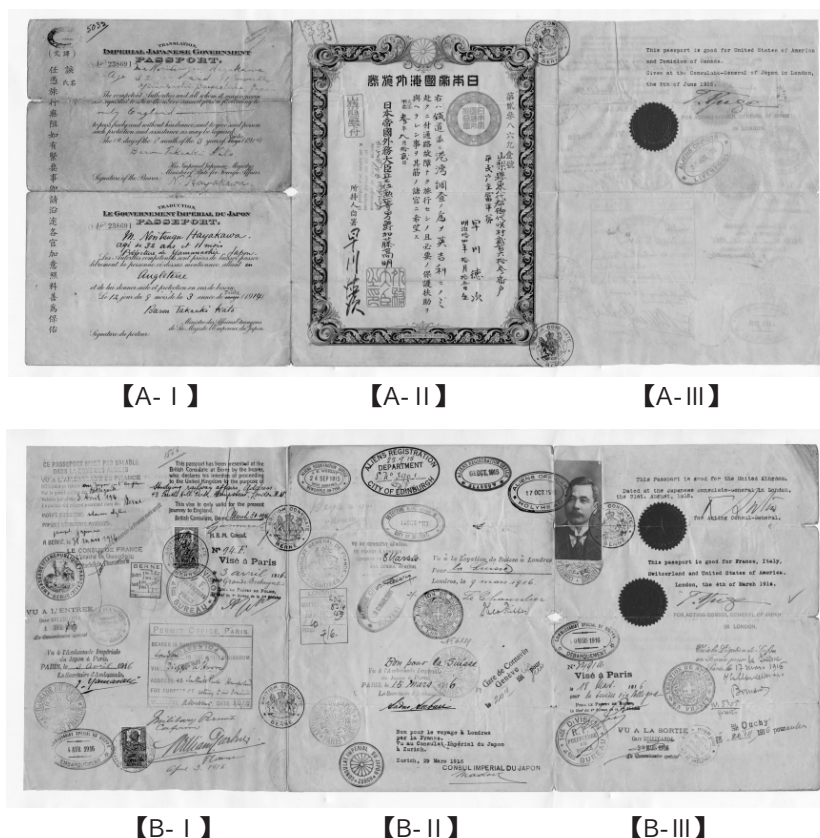
一、海外旅券にみる早川徳次の欧州視察

早川徳次の海外旅券は巻頭図版1および図表1の通りである。そこには、日本語で早川の本籍や姓名、生年月日の表記に続き、その海外旅行の目的が「鉄道並ニ港湾調査ノ為メ英吉利ニノミ」赴くことが許されていると、大正三年八月十二日付で記載されている。この海外旅券は三ツ折両面六頁からなっており、表面（A面）にはこのような券面の表紙をなす記載（A面Ⅱ頁）のほか、英語の同内容の頁があり、そこにも「Only England」と目的地が記され（A面Ⅰ頁）、もうひとつの頁（A面Ⅲ頁）には、大正五年（一九一六）六月五日付けで次のような海外旅券のカナダとアメリカ渡航への適用などが記されている。

This passport is good for United States of America and Dominion of Canada. Given at the Consulate-General of Japan in London, the 5th of June 1916.

裏面（B面）には、Ⅰ・Ⅱ面に各国への出入国に関する領事館等のスタンプリ類が捺されており、Ⅲ面には大正四年（一九一五）八月三十一日付の駐英日本大使館によるパスポートの連合王国への適用を証したものの、同五年（一九一六）三月四日付で、フランス、イタリア、スイス、アメリカへの適用

（図表1）早川徳次の海外旅券



「地下鉄の父」 早川徳次の滞英中の動向

小畑 茂雄

はじめに

東京市内の最大の盛り場であった浅草と上野の間に地下鉄が開通し、わが国の都市における交通機関として地下鉄が整備されはじめてから九十年を経過した。最初の事業者となったのは、民間の東京地下鉄道株式会社であり、昭和二年（一九二七）十二月の同路線の開業を皮切りとして、昭和九年までに新橋に至る路線を開通させ、煩雑を極めていた市内交通に新たな時代を到来させた。この東京地下鉄道を立ち上げ、長らく専務として実質的に切り盛りしていたのが「地下鉄の父」とも称される早川徳次である。

早川は、明治十四年（一八八一）十月十五日に山梨県東八代郡御代咲村（現在の笛吹市一宮町）に生まれ、旧制県立甲府中学校、早稲田大学を経て、後藤新平や根津嘉一郎のもとで鉄道経営者としてのキャリアをスタートさせる。この早川が地下鉄の東京での実現を構想したのは、大正三年（一九一四）から同五年にかけての海外視察、特に英国ロンドンでの地下鉄の体験からとされる。早川が受けたインパクトについては、昭和九年刊行の『東京地下鉄道史』⁽²⁾に次のように記されている。

早川氏はこの信仰的勇氣と確信を懷いて倫敦^{いだい}にグラスゴウ^{ろんどう}の地下鉄道を研究して、英國に滞在すること一ヶ年の後、歐洲大陸に渡り、仏國の地下鉄道を研究し、更に大西洋を越へて米國に渡り、ニューヨークの地下鉄道

を研究し、欧米に滞留すること二ヶ年有余にして、世界の主要な地下鉄道の調査研究を遂げ、之が成果を深く胸底に蔵して、大正五年秋半ば新事業に対する確信と抱負とを眉宇^{びゅう}の間に漂はせながら、覇氣満々として遙かに太平洋を越へて母國に向つたのである。（『東京地下鉄道史 乾』⁽³⁾）

このほか、この時期に専門家に東京での地下鉄の建設の困難さを指摘され、逆に発奮したという早川の述懐が次の通りである。

日本の技術者に就て地下鉄道の事を尋ねてみると、東京は昔海であつたから地下鉄道は駄目だと云ふ話である。しかし、私は是等の意見によつて決して悲觀しなかつた。必要の事は何時か必ず実現する。必要は不可能のこゝとすら可能に変へて行く。この簡単な信条が、私の粗枝大葉な頭腦に結論となり、確信となり、遂に信念となつて、大勇猛心を振ひ興させたのである。（『同』⁽⁴⁾）

これらの記述やたびたびの早川のコメントなどから、早川が東京での地下鉄事業を興すことを自らの生涯を賭けたミッションとし、海外視察の目的を欧米主要都市における地下鉄の視察・研究に定めたのは、この二年余りのイギリスを中心とした欧米諸國での体験によるものと見做されている。もともと早川は鉄道と港湾を中心とした交通システムの視察を目的に渡英しており、このような意識の大転回がもたらされたわりには、欧米における早川の動向が明らかに

山梨県立博物館研究紀要 第13集

発 行 日 2019（平成31）年 3 月29日
編集・発行 山梨県立博物館
〒406－0801
笛吹市御坂町成田1501－1
TEL 055 (261) 2631
印 刷 株式会社 少 國 民 社
